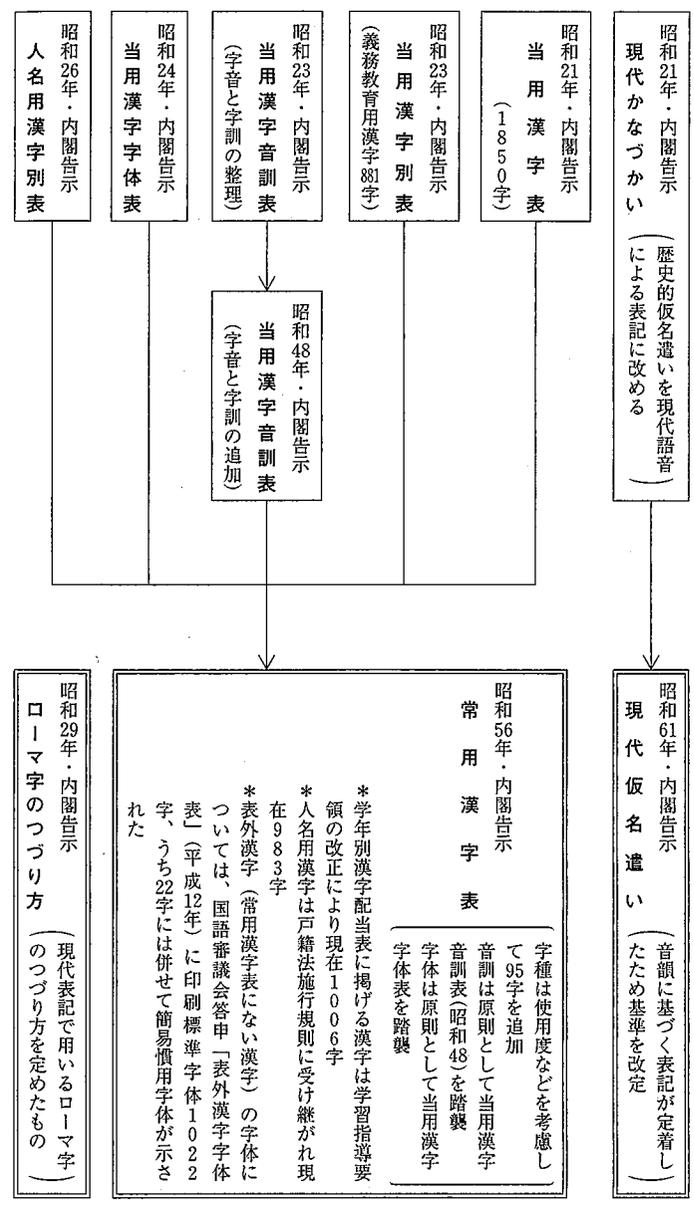


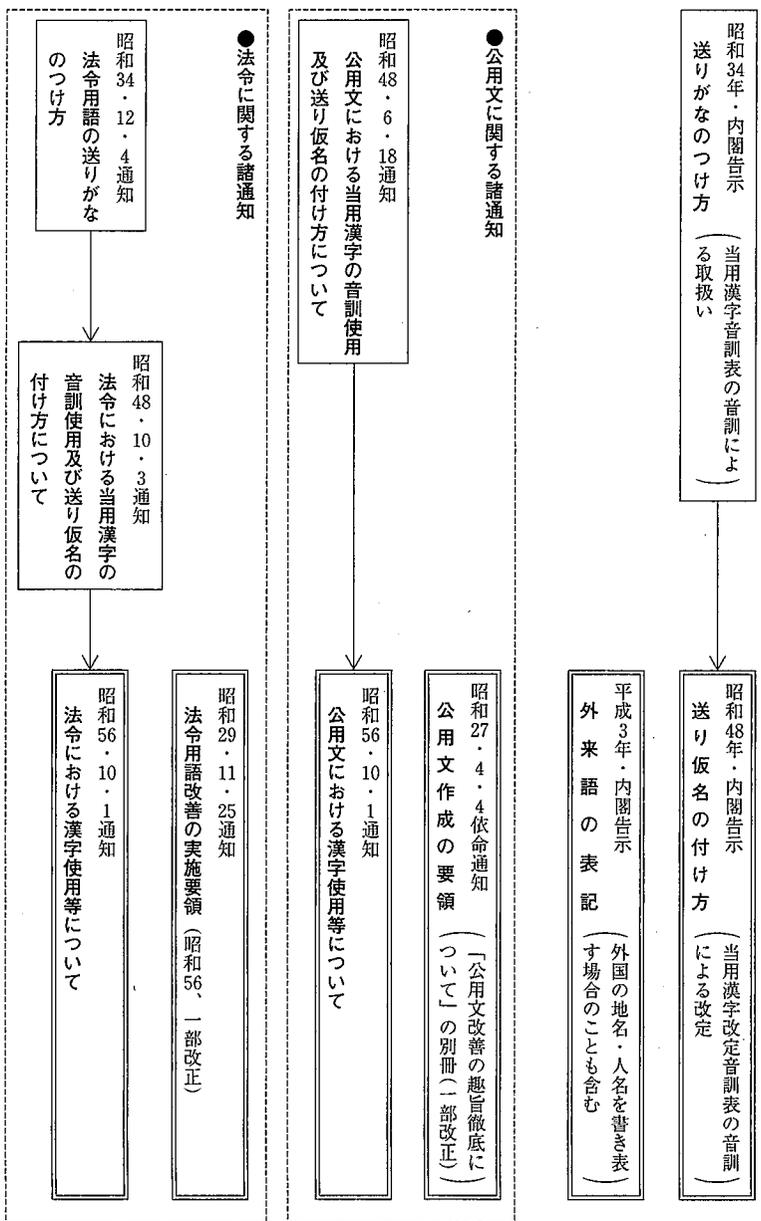
資
料
編

一 戦後国語施策の流れ

基準。二重枠は現行のもの)



戦後国語施策の流れ (表記の)



二 国語施策にかかわる審議会等一覧

- 国語調査委員会 (明治35年3月～大正2年6月)
- 臨時仮名遣調査委員会 (明治41年5月～明治41年12月)
- 臨時国語調査会 (大正10年6月～昭和9年12月)
- 臨時ローマ字調査会 (昭和5年11月～昭和11年6月)
- ローマ字調査会 (昭和23年10月～昭和24年5月)
- ローマ字調査審議会 (昭和24年6月～昭和25年4月)
- 公用文改善協議会 (昭和23年6月～昭和24年3月)
- 国語審議会 (昭和9年12月～平成13年1月)
- 《戦前・戦中》
- 昭和9年12月～
- 《戦後改組前》
- 昭和20年9月～
- 《改組後》
- 第一期 (昭和24年6月～昭和27年4月)
- 「国語白書作成部会」、「漢字部会」、「固有有名詞部会」、「話しことばの部会」、「敬語部会」、「公用文法

- 律用語部会」、「ローマ字教育部会」、「ローマ字調査分科審議会」、「ローマ字調査分科審議会・つづり方部会」、「ローマ字調査分科審議会・分ち書き部会」
- 第二期 (昭和27年4月～昭和29年4月)
- 「漢字部会」、「表記部会」、「標準語部会」、「法律公用文部会」、「固有有名詞部会」、「術語部会」、「ローマ字調査分科審議会」、「ローマ字調査分科審議会・教育部会」、「ローマ字調査分科審議会・わかち書き部会」
- 第三期 (昭和29年7月～昭和31年7月)
- 「小委員会」、「第一部会」、「第二部会」、「ローマ字調査分科審議会」
- 第四期 (昭和31年12月1日～昭和33年11月30日)
- 「政策実施等の委員会」、「正書法部会」、「ローマ字調査分科審議会」
- 第五期 (昭和34年3月24日～昭和36年3月23日)
- 「第一部会」、「第一部会・刑法小委員会」、「第二部会」、「ローマ字調査分科審議会」
- 第六期 (昭和36年10月25日～昭和38年10月24日)
- 「運営委員会」、「第一部会」、「第二部会」、「第三部

- 会」
- 第七期 (昭和39年1月16日～昭和41年1月15日)
- 「運営委員会」、「第一部会」、「第一部会 漢字に関する小委員会」、「第一部会 かなづかい・送りがなに関する小委員会」、「第一部会 特別委員会」、「第二部会」
- 第八期 (昭和41年6月1日～昭和43年5月31日)
- 「運営委員会」、「漢字部会」、「漢字部会 小委員会」、「かな部会」、「小委員会」
- 第九期 (昭和43年6月10日～昭和45年6月9日)
- 「運営委員会」、「漢字部会」、「漢字部会 音訓に関する小委員会」、「漢字部会 整理・起草委員会」、「かな部会」、「かな部会 整理委員会」、「かな部会 起草委員会」、「一般問題小委員会」
- 第一〇期 (昭和45年7月1日～昭和47年6月30日)
- 「運営委員会」、「漢字部会」、「漢字部会 音訓に関する小委員会」、「漢字部会 前文検討委員会」、「かな部会」、「かな部会 小委員会」、「一般問題小委員会」
- 第一一期 (昭和47年11月17日～昭和49年11月16日)
- 「運営委員会」、「問題点整理委員会」、「漢字表委員
- 会」、「漢字表委員会 小委員会」
- 第一二期 (昭和50年1月24日～昭和52年1月23日)
- 第一三期 (昭和52年4月1日～昭和54年3月31日)

- 「運営委員会」、「問題点整理委員会」、「漢字表委員
- 会」、「漢字表委員会・字体小委員会」、「漢字表委員
- 会・前文等起草委員会」
- 第一四期 (昭和54年6月1日～昭和56年5月31日)
- 「運営委員会」、「問題点整理委員会」、「漢字表委員
- 会」、「漢字表委員会・前文等起草委員会」
- 第一五期 (昭和57年3月5日～昭和59年3月4日)
- 「運営委員会」、「仮名遣い委員会」、「仮名遣い委員
- 会・小委員会」
- 第一六期 (昭和59年4月16日～昭和61年4月15日)
- 「運営委員会」、「仮名遣い委員会」、「仮名遣い委員
- 会・小委員会」
- 第一七期 (昭和61年12月10日～昭和63年12月9日)
- 「運営委員会」、「外来語表記委員会」、「外来語表記
- 委員会・小委員会」
- 第一八期 (平成元年2月16日～平成3年2月15日)
- 「運営委員会」、「外来語表記委員会」、「外来語表記
- 委員会・小委員会」
- 第一九期 (平成3年9月1日～平成5年8月31日)
- 「運営委員会」、「問題点整理委員会」
- 第二〇期 (平成5年11月22日～平成7年11月21日)
- 「運営委員会」、「第一委員会」、「第二委員会」、「第
- 二委員会 字体に関するワーキンググループ」
- 第二二期 (平成8年7月4日～平成10年7月3日)

「運営委員会」、「第一委員会」、「第一委員会・敬語小委員会」、「第二委員会」、「第二委員会 字体小委員会」

○第二期（平成10年12月18日～平成12年12月17日）

「第一委員会」、「第一委員会 敬語小委員会」、「第二委員会」、「第二委員会 字体小委員会」、「第三委員会」

文化審議会国語分科会（平成13年2月～）

「読書活動等小委員会」、「国語教育等小委員会」

三 国語施策にかかわる審議会等名簿

1 国語調査委員会（明治三五年三月～大正二年六月）

○明治三五年四月一日（同一二日官報）

委員長	加藤弘之（正三位 文学博士 男爵）	
委員	嘉納治五郎（東京高等師範学校長） 沢柳政太郎（文部省普通学務局長） 三上参次（東京帝国大学文科大学教授 文学博士） 高橋順次郎（東京帝国大学文科大学教授 文学博士） 徳富猪一郎（正五位） 大槻文彦（従七位 文学博士）	井上哲次郎（東京帝国大学文科大学教授 文学博士） 上田万年（東京帝国大学文科大学教授 文学博士） 渡部董之介（文部書記官） 重野安綱（正四位 文学博士） 木村正辞（従五位 文学博士） 前島 密（従三位）
主 事	上田万年（国語調査委員会委員 文学博士）	
委員	芳賀矢一（東京帝国大学文科大学教授）	

○明治三五年九月二十五日（同一六日官報）

2 臨時仮名遣調査委員会 (明治四一年五月、明治四一年二月)

○明治四一年五月二五日官報

委員長	菊池大麓 (從三位勲二等 理学博士)
委員	曾我祐準 (正三位勲一等 子爵) 小牧昌業 (從三位勲二等) 矢野文雄 (正四位勲三等) 小松謙次郎 (從四位勲二等) 伊知地彦次郎 (正五位勲三等功三級) 横井時雄 (正五位勲四等) 島田三郎 (正六位勲四等) 江原素六 (勲四等)
主事	渡部董之介 (從五位勲五等)
委員	肥塚 龍 (正五位勲四等)
委員	松平正直 (正三位勲一等 男爵) 山川健次郎 (從三位勲三等 理学博士) 森 林太郎 (從四位勲三等功三級 医学博士) 井上哲次郎 (從四位勲三等 文学博士) 伊沢修二 (正五位勲四等) 芳賀矢一 (正五位 文学博士) 藤岡好古 (從六位) 鎌田栄吉
委員	浅田徳則 (正三位勲一等) 岡部長職 (從三位勲四等 子爵) 岡野敬太郎 (從四位勲二等 法学博士) 上田万年 (從四位勲四等 文学博士) 徳富健次郎 (正五位) 松村茂助 (從五位) 大槻文彦 (從七位 文学博士) 三宅雄二郎 (文学博士)

○明治四一年五月二八日 (同二九日官報)

3 臨時国語調査会 (大正一〇年六月、昭和九年一二月)

○大正一〇年六月二五日 (同二七日官報)

委員長	森 林太郎 (正三位勲一等功三級)
委員	上田万年 (從三位勲二等) 赤司鷹一郎 (從四位勲三等) 藤岡勝二 (從四位勲三等) 保科孝一 (從四位勲五等) 秋田 清 (從七位勲四等) 松下專吉 (正七位) 石河幹明 千葉龜雄 野村宗十郎 増田義一 木村政次郎 杉村広太郎
幹事	吉植庄一郎 (文部参事官) 保科孝一 (東京高等師範学校教授兼東京帝国大学助教授)
會長	上田万年 (從三位勲二等)
委員	芳賀矢一 (正四位勲二等) 幣原 坦 (從四位勲三等) 徳富猪一郎 (正五位勲三等) 山本厚藏 (從五位勲五等) 大島正徳 (正六位) 前田捨松 (正七位) 伊原敏郎 高田知一郎 倉辻明義 松下勇三郎 島崎春樹
委員	服部宇之吉 (正四位勲一等) 湯原元一 (從四位勲三等) 本山彦一 (勲三等) 厨川辰夫 (從五位勲六等) 有島武郎 (正六位) 巖谷季雄 長谷川誠也 筒井喜平 築田欽次郎 阿部次郎 斯波貞吉
委員	西河龍治 (文部省圖書監修官)

○大正一一年七月二七日 (同二八日官報)

3 臨時国語調査会

4 臨時ローマ字調査会 (昭和五年一月〜昭和十一年六月)

○昭和五年一月二十六日 (同二十七日官報)

幹事	幹事長	委員
保科孝一 (東京文理科大学教授)	柴田徹心 (文部省図書局長)	鈴木富士弥 (内閣書記官長) 潮 惠之輔 (内務次官) 石井英橘 (陸軍少将) 小原 直 (司法次官) 大原唯男 (文部参与官) 藤岡勝二 (東京帝国大学教授) 松村真一郎 (農林次官) 青木周二 (鉄道次官) 桜井鏡二 (正三位勲一等) 田中館愛橘 (正三位勲一等) 田丸卓郎 (従三位勲二等) 福永恭助 (正六位勲四等功五級)
森山銳一 (法制局参事官)	菊沢季麿 (文部書記官)	川崎卓吉 (法制局長官) 河田 烈 (大蔵次官) 小林躰造 (海軍次官) 野村嘉六 (文部政務次官) 篠原英太郎 (文部省普通学務局長) 長屋順耳 (東京外国語学校長) 田島勝太郎 (商工次官) 久保田敬一 (鉄道省運輸局長) 鎌田栄吉 (従三位勲一等) 嘉納治五郎 (正三位勲一等) 林 博太郎 (正三位勲二等 伯爵)
田中隆三 (文部大臣) (昭5.11.26) (昭6.12.13) 斎藤 実 (同 子爵) (昭9.3.3) (昭9.7.8)	山崎厚二 (文部省図書事務官)	吉田 茂 (外務次官) 杉山 元 (陸軍次官) 米村末喜 (海軍中将) 中川健蔵 (文部次官) 柴田徹心 (文部省図書局長) 岡田武松 (氣象台技師) 今井田清徳 (通信次官) 小村欣一 (拓務次官 侯爵) 阪谷芳郎 (正三位勲一等 男爵) 上田万年 (正三位勲一等) 中目 覚 (正四位勲三等)

《歴代会長・委員等》

会長	委員
田中隆三 (昭5.11.26) (昭6.12.13) 斎藤 実 (昭9.3.3) (昭9.7.8)	川崎卓吉 (昭11.2.2) (昭11.3.9) 平生飢三郎 (昭11.3.25) (昭11.6.30)
森 恪 (昭7.2.10) (昭7.5.26) 堀切善次郎 (昭8.5.6) (昭9.7.8) 吉田 茂 (昭9.11.10) (昭10.5.11) 藤沼庄平 (昭11.4.30) (昭11.6.30) 竹内作平 (昭6.5.5) (昭7.11.9) 島田俊雄 (昭7.2.10) (昭7.5.26) 黒崎定三 (昭8.5.6) (昭9.7.8) 大橋八郎 (昭11.1.16) (昭11.3.10) 吉田 茂 (外務次官) (昭5.11.26) (昭5.12.6) 有田八郎 (昭7.6.18) (昭8.5.16) 堀内謙介 (昭11.4.30) (昭11.6.30) 次田大三郎 (昭6.9.12) (昭6.12.14) 潮惠之輔 (昭7.7.18) (昭9.7.10) 赤木朝治 (昭10.7.12) (昭11.3.13) 河田 烈 (大蔵次官) (昭5.11.26) (昭6.12.14) 藤井真信 (昭9.6.16) (昭9.7.8) 川越文雄 (昭11.4.30) (昭11.6.30) 小磯国昭 (昭7.3.19) (昭7.8.8) 橋本虎之助 (昭9.8.23) (昭10.9.21) 梅津美治郎 (昭11.4.30) (昭11.6.30) 鈴木元長 (昭7.12.28) (昭11.5.20) 小林躰造 (海軍次官) (昭5.11.26) (昭6.12.1) 藤田尚徳 (昭7.6.18) (昭9.5.10)	川崎卓吉 (昭6.5.5) (昭6.12.13) 柴田善三郎 (昭7.6.18) (昭8.3.13) 河田 烈 (昭9.7.31) (昭10.20) 白根竹介 (昭10.6.11) (昭11.3.10) 川崎卓吉 (法制局長官) (昭5.11.26) (昭6.4.14) 斎藤隆夫 (昭6.11.25) (昭6.12.13) 堀切善次郎 (昭7.6.18) (昭8.3.13) 金森徳治郎 (昭9.7.31) (昭11.1.11) 次田大三郎 (昭11.4.30) (昭11.6.30) 永井松三 (昭5.12.15) (昭7.5.10) 重光 葵 (昭8.7.10) (昭11.4.10) 潮 惠之輔 (内務次官) (昭5.11.26) (昭6.8.8) 河原田稼吉 (昭7.2.10) (昭7.5.27) 丹羽七郎 (昭9.7.31) (昭10.6.28) 湯沢三千男 (昭11.4.30) (昭11.6.30) 黒田英雄 (昭7.2.10) (昭9.5.19) 津島寿一 (昭9.7.31) (昭11.3.13) 杉山 元 (陸軍次官) (昭5.11.26) (昭7.2.29) 柳川平助 (昭7.9.21) (昭9.8.1) 古莊幹郎 (昭10.10.11) (昭11.3.23) 石井英橘 (陸軍中将) (昭5.11.26) (昭7.12.28) 桑原四郎 (陸軍少将) (昭11.5.20) (昭11.6.30) 左近司政三 (昭6.12.24) (昭7.6.1) 長谷川 清 (昭9.5.24) (昭11.6.30)

米村末喜 (海軍中将) (昭5・11・26) 5・12・10	植村茂夫 (同) (昭5・12・10) 7・12・24
小野弥一 (同) (昭7・12・24) 10・12・4	太田垣宣三郎 (海軍少将) (昭10・12・4) 11・6・30
小原直 (司法次官) (昭5・11・26) 6・12・21	皆川治広 (同) (昭7・2・10) 9・7・14
金山季逸 (同) (昭9・7・31) 10・5・13	長島毅 (同) (昭10・5・22) 11・6・30
野村嘉六 (文部政務次官) (昭5・11・26) 6・4・15	横山金太郎 (同) (昭6・4・28) 6・12・15
安藤正純 (同) (昭7・2・10) 7・5・27	東郷実 (同) (昭7・6・18) 9・7・19
添田敬一郎 (同) (昭9・7・31) 11・3・21	山本厚三 (同) (昭11・4・30) 12・6・30
中川健蔵 (文部次官) (昭5・11・26) 6・12・17	栗屋謙 (同) (昭7・2・10) 9・8・11
三辺長治 (同) (昭9・8・31) 11・6・9	河原春作 (同) (昭11・6・11) 11・6・30
大麻唯男 (文部参与官) (昭5・11・26) 6・4・15	工藤鉄男 (同) (昭6・4・28) 6・12・19
山下谷次 (同) (昭7・2・10) 7・5・27	石坂豊一 (同) (昭7・6・18) 9・7・19
山榊儀重 (同) (昭9・7・31) 11・3・25	作田高太郎 (同) (昭11・4・30) 11・6・30
篠原英太郎 (文部省普通学務局長) (昭5・11・26) 6・12・17	下村寿一 (同) (昭9・6・23) 10・4・2
武部欽一 (同) (昭7・2・10) 9・6・8	菊池豊三郎 (同) (昭11・6・11) 11・6・30
河原春作 (同) (昭10・4・19) 11・6・9	藤岡勝二 (東京帝国大学教授) (昭5・11・26) 8・3・31
柴田徹心 (文部省図書局長) (昭5・11・26) 11・6・30	戸沢正保 (同) (昭7・9・21) 11・6・30
長屋順耳 (東京外国語学校長) (昭5・11・26) 7・8・4	松村真一郎 (農林次官) (昭5・11・26) 6・12・14
岡田武松 (氣象台技師) (昭5・11・26) 11・6・30	長瀬貞一 (同) (昭9・7・31) 11・6・30
石黒忠篤 (同) (昭7・2・10) 9・6・12	吉野信次 (同) (昭7・2・10) 11・6・30
田島勝太郎 (商工次官) (昭5・11・26) 6・12・21	大橋八郎 (同) (昭6・6・29) 11・1・11
今井田清徳 (通信次官) (昭5・11・26) 6・6・19	青木周三 (鉄道次官) (昭5・11・26) 6・9・12
富安謙次 (同) (昭11・1・16) 11・6・30	喜安健次郎 (同) (昭9・8・23) 11・6・30
久保田敬一 (同) (昭6・10・5) 9・8・4	中山隆吉 (同) (昭6・10・5) 7・1・20
久保田敬一 (鉄道省運輸局長) (昭5・11・26) 6・6・12	前田稯 (同) (昭9・6・16) 9・8・4
日浅寛 (同) (昭7・2・10) 9・6・1	小村欣一 (拓務次官 候爵) (昭5・11・26) 5・12・29
新井堯爾 (同) (昭9・8・23) 11・6・30	河田烈 (同) (昭7・6・18) 9・7・8
堀切善次郎 (拓務次官) (昭6・1・12) 7・5・26	

坪上貞二 (同) (昭9・7・31) 10・1・9	入江海平 (同) (昭10・1・12) 11・6・30
桜井鏡二 (從二位勲一等) (昭5・11・26) 11・6・30	鎌田榮吉 (從三位勲一等) (昭5・11・26) 9・2・6
阪谷芳郎 (正三位勲二等 男爵) (昭5・11・26) 11・6・30	田中館愛橘 (正三位勲一等) (昭5・11・26) 11・6・30
嘉納治五郎 (正三位勲二等) (昭5・11・26) 11・6・30	上田万年 (正三位勲一等) (昭5・11・26) 11・6・30
田丸卓郎 (從三位勲二等) (昭5・11・26) 7・9・22	
林博太郎 (正三位勲一等 伯爵) (昭5・11・26) 11・6・30	福永恭助 (正六位勲四等功五級) (昭5・11・26) 11・6・30
中目覚 (從三位勲二等) (昭5・11・26) 11・6・30	新村出 (京都帝国大学教授) (昭9・2・3) 11・6・30
佐伯功介 (從五位) (昭7・11・21) 11・6・30	門野幾之進 (勲四等) (昭9・6・30) 11・6・30
岡倉由三郎 (正四位勲三等) (昭9・2・3) 11・6・30	
二荒芳徳 (從三位勲二等 伯爵) (昭6・4・4) 10・11・30	神保格 (正四位勲三等) (昭6・4・4) 10・11・30
末広巖太郎 (從四位勲三等) (昭6・4・10) 11・6・23	桜根孝之進 (從四位勲四等) (昭6・4・10) 11・6・30
宮崎静二 (正七位) (昭6・4・10) 11・6・30	菊沢季生 (昭6・4・10) 11・6・30
松村真一郎 (正三位勲二等) (昭11・6・11) 11・6・30	世良琢磨 (從五位) (昭11・6・23) 11・6・30
芝田徹心 (文部省図書局長) (昭5・11・26) 11・6・30	
幹事長	菊沢季生 (文部書記官) (昭5・11・26) 9・6・8
幹事	谷原義一 (文部書記官) (昭7・10・31) 11・6・30
書記	堀泰 (同) (昭5・11・26) 11・6・30
	湯沢幸吉郎 (昭5・11・26) 11・6・30

〔第一次主査委員会〕

委員長	栗屋謙
委員	柴田徹心 佐伯功介 神保格 宮崎静二 菊沢季生 新村出
幹事	岡倉由三郎 谷原義一 保科孝一

書記 水平 勲

〔第二次主査委員会〕

委員長 三辺長治

委員 柴田徹心 新村 出 岡倉由三郎 佐伯功介 神保 格 宮崎静二 菊沢季生

幹事 谷原義一 保科孝一

書記 水平 勲

〔第三次主査委員会〕

委員長 林 博太郎

委員 大橋八郎 添田敬一郎 三辺長治 新村 出 戸沢正保 吉野信次 中自 覚 岡倉由三郎

幹事長 柴田徹心

幹事 森山鏡一 谷原義一 保科孝一

書記 水平 勲

5 ローマ字調査会 (昭和二三年一〇月、昭和二四年五月)

○昭和二四年三月一四日現在

委員長 山崎匡輔 (東京都教育委員)

副委員長 宮沢俊義 (東京大学教授)

書記 水平 勲

〔第二次主査委員会〕

委員長 三辺長治

委員 柴田徹心 新村 出 岡倉由三郎 佐伯功介 神保 格 宮崎静二 菊沢季生

幹事 谷原義一 保科孝一

書記 水平 勲

〔第三次主査委員会〕

委員長 林 博太郎

委員 大橋八郎 添田敬一郎 三辺長治 新村 出 戸沢正保 吉野信次 中自 覚 岡倉由三郎

幹事長 柴田徹心

幹事 森山鏡一 谷原義一 保科孝一

書記 水平 勲

6 ローマ字調査審議会 (昭和二四年六月、昭和二五年四月)

○昭和二四年二月二〇日現在

會長 安藤正次 (東洋大学教授)

副會長 長沼直兄 (言語文化研究所理事)

委員 秋岡梧郎 (都立深川図書館長)

池田義信 (日本映画連合会事務局長)

石黒修治 (国立教育研究所員)

6 ローマ字調査審議会

八〇七

委員	幹事	書記
秋岡梧郎 (日本図書館協合理事)	北岡健二 (文部省学校教育局中等教育課長)	高木 博 (文部事務官)
石黒修治 (国語協会理事)	青木誠四郎 (文部省教科書局教材研究課長)	天沼 寧 (文部事務官)
宇田道夫 (日本放送協会編成局演出部長)	細井房夫 (文部省教科書局文部事務官)	坂元彦太郎 (文部省学校教育局初等教育課長)
亀井 孝 (東京商科大学予科教授)		釘本久春 (文部省教科書局国語課長)
桑原 信 (国際文化振興会翻訳課長)		松尾 拾 (文部省教科書局文部事務官)
田口泷三郎 (科学研究所研究員)		福田安男 (文部事務官)
友井 楨 (日本リポート教頭兼専任教師部長)		
服部四郎 (東京大学助教授)		
古垣鉄郎 (日本放送協会専務理事)		
村岡花子 (文部省社会教育局調査員)		
吉田甲子太郎 (新潮社「銀河」編集長)		
安藤正次 (国語審議会会長)		
伊藤日出登 (文部次官)		
大塚明郎 (元京城大学理学部長)		
河合一雄 (日本タイムズ社主筆兼編集総長)		
紺野四郎 (時事新報社副主筆)		
千葉 勉 (元東京外国語学校教授)		
長沼直兄 (言語文化研究所理事)		
花島克巳 (日本出版協会海外課長)		
前田静夫 (渋谷区広尾小学校教諭)		
物部長興 (日本民主主義文化連盟教育部長)		
吉野源三郎 (岩波書店「世界」編集長)		
池田義信 (日本映画連合会事務局長)		
井上達二 (井上眼科病院長)		
香月善次 (日本交通公社教習所長)		
金田一京助 (日本学士院会員)		
式田次雄 (都立第五女子高等学校教諭)		
千葉雄次郎 (中京新聞社社長兼主筆)		
萩原忠三 (共同通信社編集総務)		
平井昌夫 (成城高等学校講師)		
松坂忠則 (カナモジカイ常務理事)		
吉阪俊蔵 (東京商工会議所専務理事)		

- 伊藤日出登 (文部事務次官)
- 大塚明郎 (成城学園嘱託)
- 金田一京助 (国学院大学教授)
- 式田次雄 (都立第五女子高等学校教諭)
- 千葉雄次郎 (中京新聞社社長)
- 服部四郎 (東京大学教授)
- 前田静夫 (渋谷区立広尾小学校教諭)
- 村岡花子 (行政監察委員会委員)
- 井上達二 (井上眼科病院長)
- 香月善次 (日本交通公社観光学園理事)
- 桑原 信 (国会図書館主事)
- 田口柳三郎 (科学研究所所員)
- 友井 楨 (日本基督教団総務部長)
- 花鳥克巳 (日本出版協会事務局海外係主任)
- 松坂忠則 (カナモジカイ理事長)
- 吉田甲子太郎 (明治大学教授)
- 宇田道夫 (日本放送協会編成局演出部長)
- 亀井 孝 (橋大学助教)
- 紺野四郎 (時事新報社副主筆)
- 千葉 勉 (上智大学教授)
- 萩原忠三 (共同通信社主幹)
- 古垣鉄郎 (日本放送協会会長)
- 宮沢俊義 (東京大学教授)

7 公用文改善協議会 (昭和二十三年六月、昭和二十四年三月)

会長	佐藤栄作 (内閣官房長官)
副会長	郡 祐一 (内閣官房次長)
委員	井手成三 (文部次官)
	(官庁)
	岩倉規夫 (総理庁官房総務課長)
	三井安弥 (宮内庁長官官房秘書課長)
	吉田晴二 (物産庁第一部長)
	岩永賢一 (特別調達庁調整局次長)
	高辻正己 (法務庁法制局長官総務室主幹)
	辻田 力 (文部省調査局長)
	山本高行 (商工省総務局長)
	富樫総一 (労働省総務課長)
	角村克巳 (最高裁判所事務局総務課長)
	鈴木俊一 (総理庁官房自治課長)
	岡部邦生 (経済安定本部総裁官房長)
	田村景一 (連絡調整中央事務局官房秘書課長)
	柏村信雄 (国家地方警察本部総務部長)
	大野勝巳 (外務省総務局長)
	安田 巖 (厚生省総務課長)
	芥川 治 (運輸省官房長)
	稲田清助 (文部省教科書局長)
	吉田賢吉 (総理庁官房審議室事務官)
	大野木克彦 (行政管理庁次長)
	洪江操一 (建設省官房長)
	石井良三 (法務総裁官房秘書課長)
	渡辺 武 (大蔵省官房長)
	子川 守 (農林省総務局長)
	大野勝三 (通信省総務局長)
	小峰保栄 (会計検査院総務課長)

臨時委員	渡辺 光 (建設省地理調査所地図部長)
幹事	〔地方公共団体〕 渡辺伊之輔 (東京都文書課長) 桑田良助 (北多摩郡神代村助役) 中里正義 (高座郡相模町助役) 五月女道次郎 (埼玉県川口市助役) 〔民間〕 柳田国男 飯島 保 (朝日新聞社) 松坂忠則 (カナモジ会理事長)
書記	立石富造 (総理庁官房総務課事務官) 福田安男 (文部省教科書局国語課事務官)
	土岐善磨 崎山正毅 (日本放送協会理事)
	安藤正次 (国語審議会会長) 前田賢次 (商工会議所業務部長)
	〔地方公共団体〕 井出武一 (八王子市助役) 矢柴信雄 (神奈川県総務部長) 佐藤秀雄 (千葉県総務部長)
	上川 洋 (総理庁官房総務課事務官) 関 道雄 (行政管理庁管理部調査課長) 村上 一 (大蔵省大臣官房文書課長) 安田 巖 (厚生省総務課長) 荒木茂久二 (運輸省文書課長) 樺山糾夫 (会計検査院文書課長) 広田栄太郎 (文部省教科書局国語課事務官)
	杉江 清 (総理庁官房審議室事務官) 吉国一郎 (法務庁法制第二局事務官) 上田朋臣 (法務庁人事課勤務) 細田茂三郎 (農林省文書課長) 松井一郎 (通信省文書課長) 内藤頼博 (最高裁判所事務局秘書課長) 白石大二 (文部省教科書局国語課事務官)
	塩田和紀 (文部省教科書局国語課事務官) 中野博雄 (文部省教科書局国語課事務官)
	松尾靖秋 (文部省教科書局国語課事務官)

8 国語審議会 (昭和九年二月〜平成一三年一月)

〔戦前・戦中〕

○昭和九年二月二日 (同日官報)

会 長	南 弘 (正三位勲一等)	三辺長治 (文部次官)
副 会 長	穂積重遠 (正四位勲二等 男爵)	芝田徹心 (文部省図書局長)
委 員	森山銳一 (法制局参事官) 山榊儀重 (文部参与官) 佐々木秀一 (東京高等師範学校教授) 岡 実 (正四位勲一等) 吉岡郷甫 (從三位勲二等) 竹越与三郎 (正四位勲二等) 藤村 作 (正四位勲三等) 牧野良三 (從四位勲三等) 高橋雄豺 (從四位 勲五等) 田沢義鋪 (從五位 勲六等) 斯波貞吉 築田欽次郎	添田敬一郎 (文部政務次官) 下村寿一 (文部省普通学務局長) 西村房太郎 (公立中学校長) 新村 出 (從三位勲二等) 下村 宏 (從三位勲二等) 宇野哲人 (正四位勲二等) 保科孝一 (正四位勲三等) 三宅正太郎 (從四位勲三等) 安藤正純 (正五位勲四等) 寺田四郎 (勲六等) 板倉卓蔵 五十嵐 力
幹 事	横溝光暉 (内閣書記官) 坂井喚三 (文部省督学官) 佐野保太郎 (文部省図書監修官)	服部 續 (文部書記官) 藤岡継平 (文部省図書監修官) 玉井幸助 (東京高等師範学校教授)

○昭和一八年五月二十五日現在

会 長	南 弘 (從二位勲一等)	
副 会 長	穂積重遠 (從三位勲二等 男爵)	
委 員	岡部長景 (正三位勲二等 子爵) 森山銳一 (正四位勲三等) 土屋耕二 (内閣印刷局長) 村上幸平 高石真五郎 安西国太郎 (国民学校訓導) 鶴見祐輔 (從四位勲三等) 竹村勘恣 (從三位勲二等) 盛岡常蔵 (正三位勲二等) 三宅正太郎 (正四位勲二等) 五十嵐 力 藤村 作 (正三位勲二等) 安藤正次 (正四位勲三等) 福田英助	新村 出 (正三位勲一等) 高橋雄豺 (從四位勲五等) 那須義雄 (陸軍少将) 小倉進平 (正四位勲二等) 星野行則 緒方竹虎 安藤正純 (正五位勲三等) 瀨瀬弥三 (文部省国民教育局長) 松尾長造 (文部省図書局長) 竹越与三郎 (正四位勲一等) 築田欽次郎 前川捨松 (正六位勲六等) 田中 斉
臨時委員	倉石武四郎 (京都帝国大学教授) 矢野道也 (内閣印刷局技師) 大岡保三 (文部省国語調査官) 諸橋轍次 (東京文理科大学教授) 清水弥太郎 佐藤喜一郎	吉沢義則 (從三位勲二等) 荒末茂久二 (法制局参事官) 島津久基 (東京帝国大学教授) 金田一京助 横山重遠
幹 事 長	保科孝一 (正三位勲二等)	春日政治 (從三位勲三等) 東条 操 (学習院大学教授) 神保 格 (東京文理科大学教授) 赤坂清七 河合 勇

幹事	稲田周一 (内閣書記官) 清水虎雄 (文部書記官) 塩野直道 (文部省図書監修官) 大岡保三 (文部省国語調査官)	莊司武夫 (陸軍少佐) 高瀬五郎 (文部書記官) 松田武夫 (文部省図書監修官) 玉井幸助 (東京高等師範学校教授)	城野 喬 (海軍少佐) 井上 越 (文部省図書監修官) 石森延男 (文部省図書監修官)
書記	堀 泰 (文部属) 井之口有一 (文部省国語調査官補)	水平 勲 (文部属) 細井房夫	大塚 毅 (文部属)

〔戦後改組前〕

昭和二〇年九月二八日現在

会長	南 弘 (枢密顧問官)		
副会長	穂積重遠 (男爵)		
委員	野村益三 (子爵) 高橋雄豺 (読売報知新聞主筆) 那須義雄 (陸軍省兵務局長 陸軍少将) 羽生 隆 (東京都第一中学校長) 宇野哲人 (東京帝国大学名誉教授) 鶴見祐輔 (衆議院議員) 幣原 坦 (文学博士) 三宅正太郎 (大審院部長) 五十嵐 力 (早稲田大学教授 文学博士) 前田捨松	新村 出 (京都帝国大学名誉教授) 田沢義舖 (貴族院議員) 下村 宏 (貴族院議員 法学博士) 高石真五郎 (毎日新聞取締役会長) 安西国太郎 (東京都額絵国民学校校長) 安藤正純 (衆議院議員) 森岡常蔵 (東京文理科大学名誉教授) 竹越与三郎 (枢密顧問官) 築田欽次郎 古野伊之助 (同盟通信社社長)	森山銳一 (貴族院議員) 山田義見 (内閣印刷局長) 村上幸平 (日本産業経済新聞社長) 星野行則 (東洋水銀鉱業株式会社社長) 増田義一 (衆議院議員) 竹村勘恣 (東京帝国大学名誉教授 工学博士) 牧野良三 (衆議院議員) 大島正徳 藤村 作 (東京帝国大学名誉教授 文学博士) 安藤正次
臨時委員	倉石武四郎 (京都帝国大学教授 文学博士) 矢野道也 (内閣印刷研究所長 工学博士) 大岡保三 (文部省国語調査官)	吉沢義則 (京都帝国大学名誉教授 文学博士) 荒末茂久一 (法制局参事官) 島津久基 (東京帝国大学教授 文学博士)	春日政治 (九州帝国大学名誉教授 文学博士) 東条 操 (学習院教授) 神保 格 (東京文理科大学教授)

幹事	保科孝一 (東京文理科大学名誉教授) 稲田周一 (内閣書記官) 中根秀雄 (文部書記官) 松田武夫 (文部省図書監修官) 広田栄太郎 (文部省国語調査官)	莊司武夫 (陸軍中佐) 角南元一 (文部省図書監修官) 石森延男 (文部省図書監修官) 吉田澄夫 (文部省国語調査官)	城戸富待 (海軍中佐) 塩野直道 (文部省図書監修官) 大岡保三 (文部省国語調査官) 玉井幸助 (東京高等師範学校教授)
書記	神谷誠之 (文部属)	細井房夫 (文部省国語調査官補)	

昭和二二年四月二五日現在

会長	(欠)		
副会長	三宅正太郎 (貴族院議員)		
委員	新村 出 (京都帝国大学名誉教授) 増田義一 (前衆議院議員) 有光次郎 (文部省教科書局長) 野村益三 (貴族院議員) 築田欽次郎 (元中外商業新報社長) 安藤正次 (元台北帝国大学総長) 時枝誠記 (東京帝国大学教授) 福田英助 (東京新聞社長) 木下正中 清水勤二 (文部省科学教育局長)	星野行則 竹村勘恣 (東京帝国大学名誉教授) 幣原 坦 (枢密顧問官) 大島正徳 藤村 作 (東京帝国大学名誉教授) 務台理作 (東京文理科大学長) 佐久間 鼎 (九州帝国大学教授) 小汀利得 (日本経済新聞社長) 入江俊郎 (法制局長官) 佐藤得二 (文部省社会教育局長)	宇野哲人 (東京帝国大学名誉教授) 田中耕太郎 (文部省学校教育局長) 竹越与三郎 (枢密顧問官) 五十嵐 力 (早稲田大学教授) 前田捨松 (元誠之国民学校校長) 姉崎正治 (帝国学士院会員) 馬場恒吾 (読売報知新聞社長) 山本勇造 (帝国芸術院会員) 山崎匡輔 (文部次官) 湯地謹爾郎 (大藏省印刷局長) 春日政治 (元九州帝国大学教授)
臨時委員	倉石武四郎 (京都帝国大学教授)	吉沢義則 (京都帝国大学名誉教授)	

幹事長	保科孝一 (元東京文理科大学教授)	東条 操 (元学智院教授)	鳥津久基 (東京帝国大学教授)
幹事	岡田孝平 (文部事務官) 松田武夫 (文部事務官) 吉田澄夫 (文部事務官) 辻田 力 (文部事務官) 藤井信男 (文部事務官)	林 伝次 (文部事務官) 石森延男 (文部事務官) 佐藤朝生 (内閣事務官) 青木誠四郎 (文部事務官) 関 宣市 (文部事務官)	矢野道也 (元内閣印刷局技監) 神保 格 (元東京文理科大学教授) 赤坂清七 (元毎日新聞主筆) 菊地龍道 (都立第一中学校長) 吉村繁俊 (早稲田大学教授) 高橋武治 (放送協会報道部長) 井手成三 (法制局参事官)
書記	大塚 毅 (文部事務官) 林 則友 (文部事務官)	細井房夫 (文部事務官)	諸橋轍次 (元東京文理科大学教授) 清水弥太郎 (読売報知調査局長) 宮川菊芳 (東京入谷国民学校長) 海後宗臣 (東京帝国大学助教) 村岡花子
書			金田 一京助 (元東京帝国大学教授) 河合 勇 (朝日新聞印刷局長) 谷川徹三 (法政大学教授) 小幡重一 (東京帝国大学教授) 羽仁説子 (自由学園教授)

○昭和二年七月一日現在

委員長	安倍能成 (国立博物館長)	星野行則 (カナモジカイ理事長)	宇野哲人 (東方文化研究所長 文学博士)
委員	新村 出 (京都帝国大学名誉教授 文学博士) 竹村勘略 (京都帝国大学名誉教授 工学博士) 築田欽次郎 (元中外新聞社長) 安藤正次 (ミタカ国語研究所長) 時枝誠記 (東京帝国大学教授 文学博士) 小汀利得 (日本経済新聞社長)	幣原 坦 (文学博士) 藤村 作 (東京帝国大学名誉教授 文学博士) 藤台理作 (東京文理科大学長 文博士) 佐久間鼎 (九州帝国大学教授 文学博士) 福田英助 (東京新聞社長)	竹越与三郎 前田捨松 (元誠之小学校長) 姉崎正治 (東京帝国大学名誉教授 文学博士) 馬場恒吾 (読売新聞社長) 木下正中 (医学博士)
臨時委員	倉石武四郎 (京都帝国大学教授 文学博士) 鳥津久基 (東京帝国大学教授 文学博士) 金田 一京助 (文学博士) 宮川菊芳 (下谷坂本小学校長) 海後宗臣 (東京帝国大学助教) 村岡花子 (文部省嘱託) 松坂忠則 (カナモジカイ常務理事) 石黒 修 (国語協会常任理事) 池上退蔵 (朝日新聞用語改善委員会主任委員) 楓井金之助 (東京新聞校閲部長) 滝口義敏 (共同通信社調査部長) 井手成三 (法制局第一部長) 青木誠四郎 (文部教官・文部事務官) 沢登哲一 (都立第五中学校長)	吉沢義則 (京都帝国大学名誉教授 文学博士) 東条 操 清水弥太郎 谷川徹三 (法政大学教授) 高橋武治 (放送協会報道部長) 羽仁説子 (自由学園長) 佐伯功助 (日本ローマ字協会常務理事) 岩淵悦太郎 (文部教官・文部事務官) 松村善寿郎 (読売新聞記事審査委員会委員) 紺野四郎 (時事新報整理部長) 服部四郎 (東京帝国大学助教 文学博士) 竹田 復 (東京文理科大学教授 文学博士) 滑川道夫 (成蹊初等学校主事) 土岐善麿 (著述業)	関口 泰 湯地謙次郎 (大蔵省印刷局長) 柴沼 直 (文部省社会教育局長)
幹事長	保科孝一 (文部省嘱託)	桐山隆彦 (法制局事務官)	岡田孝平 (文部省文書課長)
幹事	佐藤朝生 (総理府総務課長) 林 伝次 (文部省教科書局第一編修課長) 釘本久春 (文部省教科書局国語課長) 石森延男 (文部事務官) 白石大二 (文部事務官)	大島文義 (文部省教科書局第二編修課長) 広田栄太郎 (文部事務官) 藤井信男 (文部事務官) 三宅武郎 (文部省嘱託)	石山修平 (文部省教科書局教材研究課長) 吉田澄夫 (文部事務官) 関 宣市 (文部事務官)

○昭和二十三年一月一日現在

書記	細井房夫 (文部事務官)	塩田紀和 (文部事務官)
会長	安藤正次 (ミタカ国語研究所長)	
副会長	古垣鉄郎 (放送協会専務理事)	ドクトルアンドロア
委員	新村 出 (京大名誉教授 文学博士) 竹村勘忍 (京大名誉教授 工学博士) 前田捨松 (元誠之小学校長) 時枝誠記 (京大教授 文学博士) 木下正中 (医学博士) 関口 泰 (元朝日新聞論説委員) 佐藤達夫 (法務庁法制長官) 小野光洋 (文部事務次官) 柴沼 直 (文部省社会教育局長)	星野行則 (カナモジカイ会長) 築田欽次郎 (元中外商業新報社長) 務台理作 (東京文理科大学長 文学博士) 佐久間 鼎 (九州大学教授 文学博士) 佐野利器 (京大名誉教授 工学博士) 井上達二 (井上眼科病院長 医学博士) 原 久一郎 (大藏省印刷局長) 井手成三 (文部次官) 清水勤二 (文部省科学教育局長)
臨時委員	倉石武四郎 (京大教授兼東京大教授 文学博士) 春日政治 (九州大学名誉教授 文学博士) 神保 格 (京大文理科大学名誉教授) 菊地龍道 (都立第一高等学校長) 吉村繁俊 (早稲田大学教授 文学博士) 村岡花子 (作家) 佐伯功助 (日本ローマ字会常務理事) 岩淵悦太郎 (文部事務官) 藤森良信 (毎日新聞社編集局付) 紺野四郎 (時事新聞論説委員) 服部四郎 (京大助教教授 文学博士)	東条 操 (元学習院教授) 諸橋轍次 (東京理科大学名誉教授 文学博士) 宮川菊芳 (下谷坂本小学校長) 海後宗臣 (京大助教教授) 羽仁説子 (自由学園長) 長沼直見 (言語文化研究所理事) 西尾 実 (東京女子大学教授) 松村善寿郎 (読売新聞記事審査委員) 松井武夫 (日本経済新聞調査部長) 原 富男 (大東文化学院教授 文学博士)
		吉沢義則 (京大名誉教授 文学博士) 島津久基 (京大教授 文学博士) 金田一京助 (元東京帝国大学教授 文学博士) 谷川徹三 (法政大学教授) 高橋武治 (放送協会報道部長) 松坂忠則 (カナモジカイ理事長) 石黒修治 (国語協会常務理事) 池上退蔵 (朝日新聞用語改善主任委員) 楓井金之助 (東京新聞校閲部長) 滝口義敏 (共同通信社調査部長) 竹田 復 (京大文理科大学教授)

○第一期 (昭和二十四年六月、昭和二十七年四月)

幹事長	保科孝一 (文部省調査員)	吉田甲子太郎 (作家)	沢登哲一 (都立第五高等学校長)
幹事	滑川道夫 (成蹊学園初等学校主事) 土岐善磨 (著述家) 岡田孝平 (文部省官房秘書課長) 広田栄太郎 (文部事務官) 関 宣市 (文部事務官) 細井房夫 (文部事務官) 林 大 (文部事務官)	青木誠四郎 (文部省教科書局教材研究課長) 大島文義 (文部省教科書局第一編修課長) 石森延男 (文部事務官) 白石大二 (文部事務官) 中村通夫 (文部事務官)	吉田澄夫 (埼玉師範教授) 釘本久春 (文部省教科書局国語課長) 藤井信男 (文部事務官) 三宅武郎 (文部省研究員) 斎藤 正 (文部事務官)
書記	塩田紀和 (文部事務官) 福田安男 (文部事務官)	山田 新 (文部事務官)	鹿島 巖 (文部事務官)
会長	土岐善磨 (早稲田大学講師)	都立日比谷図書館長	文学博士)
副会長	宮沢俊義 (京大教授)	法学博士)	
委員	青野季吉 (評論家 早稲田大学講師) 安藤正次 (東洋大学教授) 今井直一 (三省堂取締役) 大野 巖 (大野化学会社長 能率協会理事 工学博士) 折口信夫 (慶応義塾大学教授 国学院大学教授 文学博士) 河竹繁俊 (早稲田大学教授 文学博士) 佐々木孝丸 (劇作家組合常任委員長) 佐野利器 (京大名誉教授 東京市政調査会副会長 工学博士) 園田次郎 (朝日新聞社新聞用語改善委員会委員長)	阿利資之 (中部日本新聞社東京総局顧問) 池田義信 (日本映画連合会事務局長) 牛山栄治 (新宿区西戸山中学校長) 金田一京助 (国学院大学教授 文学博士) 嶋田琴次 (京大附属医部部長兼教授 日本放送協会評議員 医学博士) 沢登哲一 (都立第五高等学校長 社会教育審議会委員) 滝口義敏 (共同通信社連絡局長)	有光次郎 (集英出版社長 学術奨励審議会委員) 石黒修治 (国立教育研究所員 国語協会理事) 緒方富雄 (京大教授 医学博士) 鹿住徳一 (読売新聞社記事審査員会副委員長) 倉石武四郎 (京大教授 文学博士) 日本放送協会評議員 医学博士)

臨時委員	井上達二 (井上眼科病院長 医学博士) 桑原 信 (国立国会図書館主事) 福田邦三 (東京大学教授 医学博士) 村田五郎 (日本タイムス社取締役兼渉外局長)	千種達夫 (東京地方裁判所判事) 時枝誠記 (東京大学教授 文学博士) 中島健蔵 (東京大学講師 日本著作家組合書記長) 原 富男 (慶応義塾大学教授 経済学博士) 前田賢次 (東京商工会議所業務部長) 丸野不二男 (毎日新聞社校閲部長 (昭26・12・1)) 山口吉郎 (東京大学教授 工学博士) 菅野義丸 (総理府官房副長官 (昭25・4・1) 昭26・6・21) 佐藤達夫 (法務府法制意見長官) 剣木亨弘 (文部事務次官 (昭25・5・13) 昭26・3・22))	坪田謙治 (作家) 内藤 侃 (日本労働組合総同盟出版部長) 中村宗雄 (早稲田大学教授 法学博士) 服部四郎 (東京大学教授 文学博士) 舟橋聖一 (作家 文芸家協会理事長) 務台理作 (東京教育大学教授 文学博士) 郡 祐一 (総理府官房副長官 (昭25・2・16)) 剣木亨弘 (総理府官房副長官 (昭26・6・21)) 伊藤日出登 (文部事務次官 (昭25・5・13)) 日高第四郎 (文部事務次官 (昭26・3・22))
------	---	---	--

〔国語白書作成部会〕

部会長	土岐善磨
部会員	有光次郎 安藤正次 河竹繁俊 倉石武四郎 佐野利器 時枝誠記 中島健蔵 服部四郎 原 富男 舟橋聖一

〔漢字部会〕

部会長	時枝誠記
部会員	青野季吉 阿利資之 今井直一 鹿住徳一 倉石武四郎 園田次郎 滝口義徳 服部静夫 原 富男 藤森良信 中島健蔵 松坂忠則 山口吉郎

〔固有名詞部会〕

部会長	宮沢俊義
部会員	鹿住徳一 倉石武四郎 佐野利器 園田次郎 千種達夫 時枝誠記 中島健蔵 中村宗雄 原 富男 藤森良信 前田賢次 松坂忠則 佐藤達夫

〔話しことばの部会〕

部会長	颯田琴次
部会員	池田義信 石黒修治 緒方富雄 河竹繁俊 佐々木孝丸 田口柳三郎 内藤 侃 舟橋聖一

〔敬語部会〕

部会長	金田一京助
部会員	安藤正次 牛山栄治 折口信夫 佐野利器 沢登哲一 坪田謙治 照井猪一郎 務台理作

〔公用文法律用語部会〕

部会長	中村宗雄
部会員	有光次郎 安藤正次 大野 巖 剣木享弘 佐藤達夫 千種達夫 前田賢次 野村兼太郎 宮沢俊義

〔専門調査員〕

林 修三 吉国一郎 真田秀夫 若林方雄

〔ローマ字教育部会〕

部会長	石黒修治
部会員	安藤正次 牛山栄治 大塚明郎 佐野利器 千葉 勉 照井猪一郎 時枝誠記 長沼直兄 松浦四郎 武藤辰男 山崎好次郎

〔ローマ字調査分科審議会〕

分科会長	安藤正次
委員	有光次郎 石黒修治 井上達二 宇田道夫 大塚明郎 金田一京助 倉石武四郎 桑原信 佐野利器 田口柳三郎 千葉勉 中島健蔵 長沼直兄 服部四郎 福田邦三 松浦四郎 松坂忠則 武藤辰男 村田五郎 山崎好次郎 吉田甲子太郎

〔ローマ字調査分科審議会・つづり方部会〕

部会長	安藤正次
部会員	有光次郎 井上達二 宇田道夫 大塚明郎 倉石武四郎 桑原信 佐野利器 田口柳三郎 千葉勉 中島健蔵 長沼直兄 服部四郎 福田邦三 松浦四郎 村田五郎 武藤辰男 山崎好次郎

〔ローマ字調査分科審議会・分ち書き部会〕

部会長	大塚明郎
部会員	安藤正次 石黒修治 金田一京助 桑原信 田口柳三郎 千葉勉 中島健蔵 服部四郎 松浦四郎 松坂忠則 武藤辰男 山崎好次郎 吉田甲子太郎

○第二期(昭和二十七年四月～昭和二十九年四月)

会長	土岐善麿(都立日比谷図書館長 国立国語研究所評議員 文学博士)
副会長	宮沢俊義(東京大学教授 法学博士)
委員	麻生磯次(東京大学教授 文学博士) 有光次郎(秀英出版社長) 安藤正次(東洋大学教授 国立国語研究所評議員会長) (昭和27・11・18死去) 池上退蔵(朝日新聞社記事審査部付) 伊藤忠兵衛(東洋バルフ会長 国立国語研究所評議員) (昭和27・12・1)

上野陽一(産業能率短期大学長) (昭和27・12・7)	江尻進(日本新聞協会編集部長)
遠藤嘉基(京都大学教授 文学博士)	大塚明郎(東京教育大学教授 理学博士)
緒方富雄(東京大学教授 医学博士)	折口信夫(慶応義塾大学教授 国学院大学教授 文学博士) (昭和28・9・8 死去)
梶井金之助(東京新聞社校閲部長)	甲斐政治(日本民間放送連盟事務局長) (昭和27・10・1)
亀井勝一郎(評論家 文芸家協会理事) (昭和27・6・3)	河竹繁俊(早稲田大学教授 文学博士)
北浜清一(香川県坂出市西庄小学校長)	木下一雄(東京学芸大学長 文学博士)
金田一京助(国学院大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士)	倉石武四郎(東京大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士)
桑原武夫(京都大学教授 国立国語研究所評議員)	小林英夫(東京工業大学兼名古屋大学教授 文学博士)
酒井三郎(日本民間放送連盟事務局長) (昭和27・11・1) (昭和29・4・29)	佐藤為治郎(読売新聞社校閲部長)
颯田琴次(東京芸術大学教授 国立国語研究所評議員 医学博士)	沢登哲一(都立小石川高等学校長 国立国語研究所評議員)
佐野利器(東京市政調査会副会長 工学博士)	田口柳三郎(日本彩映研究所長)
沢沢秀雄(著作家)	下村宏(法学博士)
竹田復(東洋大学教授 文学博士)	千種達夫(東京地方裁判所判事)
千葉勉(上智大学教授) (昭和28・1・30)	都留重人(橘大学教授)
照井猪一郎(三鷹市明星学園中学校校長兼小学校校長)	時枝誠記(東京大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士)
殿木圭一(共同通信社編集局次長)	中島健蔵(東京大学講師 国立国語研究所評議員)
長沼直兄(言語文化研究所理事)	波多野完治(お茶の水女子大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士)
服部静夫(東京大学教授 理学博士)	服部四郎(東京大学教授 文学博士) (昭和27・9・1) (昭和27・11・23)
原富男(東京教育大学講師 文学博士)	舟橋聖一(作家 文芸家協会理事)
堀内庸村(日本ローマ字会理事)	前田賢次(東京商工会議所業務部長)
松坂忠則(カナモジカイ理事長 国立国語研究所評議員)	丸野不二男(毎日新聞社校閲部長)
吉川幸次郎(京都大学教授 文学博士)	吉田甲子太郎(明治大学教授)
剣木亨弘(内閣官房副長官) (昭和26・6・21) (昭和27・8・13)	江口見登留(内閣官房副長官) (昭和27・9・13)
佐藤達夫(法務府法制意見長官) (昭和24・8・31) (昭和27・8・1)	林修三(内閣法制局次長) (昭和27・11・1)
日高第四郎(文部事務次官) (昭和26・3・22) (昭和27・8・14)	剣木亨弘(文部事務次官) (昭和27・8・15) (昭和28・2・27)
西崎惠(文部事務次官) (昭和28・2・27) (昭和28・8・28)	田中義男(文部事務次官) (昭和28・8・28)

専門調査員 真田秀夫 (内閣法制局参事官) (昭27・12・1)
 村田育二 (参議院法制局第三部第一課長) (昭27・12・1)
 中原武夫 (参議院法制局第一部庶務課長) (昭27・12・1)
 吉国一郎 (内閣法制局参事官) (昭27・12・1)

〔漢字部会〕

部会長 原 富男

部会員 池上退蔵 江尻 進 緒方富雄 楓井金之助 亀井勝一郎 倉石武四郎 佐藤為治郎 沢登哲一
 下村 宏 竹田 復 時枝誠記 殿木圭一 中島健蔵 服部静夫 保科孝一 松坂忠則
 丸野不二男 吉川幸次郎

〔表記部会〕

部会長 保科孝一

部会員 池上退蔵 江尻 進 遠藤嘉基 楓井金之助 金田一京助 倉石武四郎 佐藤為治郎 時枝誠記
 殿木圭一 波多野完治 松坂忠則 丸野不二男

〔標準語部会〕

部会長 金田一京助

部会員 麻生磯次 安藤正次 折口信夫 甲斐政治 河竹繁俊 北浜清一 酒井三郎 颯田琴次
 渋谷秀雄 田口柳三郎 照井猪一郎 中村 茂 舟橋聖一 保科孝一

〔法律公用文部会〕

部会長 千種達夫

部会員 有光次郎 伊藤忠兵衛 上野陽一 大住達雄 林 修三 原 富雄 前田賢次 松坂忠則

専門調査員 真田秀夫 中原武夫 村田育二 吉国一郎

その他関係者 高辻正巳 (内閣法制局第一部長) 藤野重信 (衆議院法制局第一部第一課長) 杉山省吾 (衆議院法制局参事)

〔固有名词部会〕

部会長 下村 宏

部会員 池上退蔵 江尻 進 佐藤為治郎 佐野利器 千種達夫 時枝誠記 原 富男 前田賢次
 松坂忠則 丸野不二男

〔術語部会〕

部会長 颯田琴次

部会員 有光次郎 大塚明郎 緒方富雄 楓井金之助 金田一京助 倉石武四郎 小林英夫 佐野利器
 田口柳三郎 都留重入 時枝誠記 殿木圭一 中村 茂 服部静夫

〔ローマ字調査分科審議会〕

分科会長 佐野利器

委員 有光次郎 安藤正次 江尻 進 遠藤嘉基 大塚明郎 北浜清一 木下一雄 金田一京助
 倉石武四郎 桑原武夫 小林英夫 田口柳三郎 千葉 勉 照井猪一郎 時枝誠記 中島健蔵
 長沼直兄 波多野完治 服部四郎 堀内庸村 松坂忠則 吉田甲子太郎

〔ローマ字調査分科審議会・教育部会〕

部会長 有光次郎

部会員 遠藤嘉基 大塚明郎 北浜清一 木下一雄 金田一京助 小林英夫 佐野利器 田口柳三郎
 照井猪一郎 時枝誠記 長沼直兄 波多野完治 堀内庸村 吉田甲子太郎

〔ローマ字調査分科審議会・わかち書き部会〕

部会長	長沼直兄
部会員	遠藤嘉基 大塚明郎 金田一京助 小林英夫 田口泖三郎 中島健蔵 堀内庸村 松坂忠則

○第三期(昭和二年七月〜昭和三年七月)

会長	土岐善磨(芸術院会員 国立国語研究所評議員 文学博士)
副会長	金田一京助(学士院会員 国学院大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士)
委員	有光次郎(秀英出版社社長) 池上退蔵(朝日新聞社記事審査部) (昭29・10・15〜31・7・14) 石井庄司(東京教育大学教授) (昭29・12・11・30) 池田弥三郎(慶応義塾大学助教授) 石井庄司(東京教育大学教授) 伊藤忠兵衛(東洋パルプ会長 国立国語研究所評議員) (昭29・12・11・30) 上野陽一(産業能率短期大学長) (昭29・12・7・31・12・6) 大住達雄(三菱倉庫社長) 大塚明郎(東京教育大学教授 理学博士) 楓井金之助(東京新聞社校閲部長) 河竹繁俊(早稲田大学教授 文学博士) 倉石武四郎(東京大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士) 桑原武夫(京都大学教授 国立国語研究所評議員) 高津春繁(東京大学教授 文学博士) 酒井三郎(日本民間放送連盟事務局長) 楓田琴次(東京芸術大学教授 国立国語研究所評議員 医学博士) 佐藤為治郎(読売新聞社校閲部長) 洪沢秀雄(著作家) 島崎憲一(朝日新聞社記事審査部長) (昭29・7・15・29・10・15) 菅原 卓(劇作家) 高木市之助(愛知大学短期大学長 文学博士) 竹田 復(東洋大学教授 文学博士) 田村秋子(文学座名譽俳優) 千種達夫(盛岡地方裁判所長) (昭29・7・28・31・7・27) 時枝誠記(東京大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士) 中島健蔵(東京大学講師 国立国語研究所評議員) 西本三十二(国際基督教大学教授) 野島秀義(東京都中央区立文海中学校長) 波多野完治(お茶の水女子大学教授 国立国語研究所評議員 文学博士) 服部静夫(東京大学教授 理学博士)

〔小委員会〕

委員長	土岐善磨
委員	金田一京助 有光次郎 池田弥三郎 石井庄司 大塚明郎 高津春繁 楓田琴次 時枝誠記 中島健蔵 野島秀義 波多野完治 原 富男 舟橋聖一 前田雄二 松坂忠則

原 富男(東京教育大学教授 文学博士) 舟橋聖一(作家) 古谷綱武(評論家)
保科孝一(東京文理科大学名誉教授) (昭30・7・2 死去) 前田賢次(東京商工会議所業務部長)
前田雄二(日本新聞協会編集部調査企画課長) 松坂忠則(カナモシカイ理事長 国立国語研究所評議員)
丸野不二男(毎日新聞社紙面審査委員) 吉川幸次郎(京都大学教授 文学博士) 吉田甲子太郎(明治大学教授)
谷口 寛(内閣官房副長官) (昭29・9・20・29・12・10) 林 修三(内閣法制局次長) (昭27・11・1・29・12・11)
高辻正己(内閣法制局次長) (昭30・2・22) 田中義男(文部事務次官) (昭28・8・28・31・11・22)

〔第一部会〕

部会長	原 富男
部会員	池上退蔵 上野陽一 大住達雄 楓井金之助 倉石武四郎 高津春繁 佐藤為治郎 下村 宏 竹田 復 千種達夫 照井猪一郎 時枝誠記 殿木圭一 中島健蔵 野間忠雄 服部静夫 舟橋聖一 前田賢次 前田雄二 松坂忠則 丸野不二男 吉川幸次郎 吉田甲子太郎

〔第二部会〕

部会長	楓田琴次
部会員	池田弥三郎 石井庄司 遠藤嘉基 大塚明郎 河竹繁俊 酒井三郎 佐藤孝二 洪沢秀雄 菅原 卓 田口泖三郎 田村秋子 照井猪一郎 中村 茂 西本三十二 野島秀義 波多野完治 古谷綱武

〔ローマ字調査分科審議会〕

分科会長	有光次郎
委員	石井庄司 遠藤嘉基 大塚明郎 桑原武夫 下村 宏 田口泖三郎 照井猪一郎 中島健蔵 野間忠雄 波多野完治 吉田甲子太郎

○第四期(任期 昭和三十一年二月一日～昭和三十三年一月三〇日)

会長	土岐善磨(芸術院会員 国立国語研究所評議員)
副会長	有光次郎(秀英出版社社長)
委員	足立 正(日本民間放送連盟会長) 池田弥三郎(慶応義塾大学助教授) 石井庄司(東京教育大学教授) 伊藤忠兵衛(東洋パルプ会長 国立国語研究所評議員) 稲富栄次郎(神戸大学教授) 岩下富蔵(東京都立日比谷高等学校長) 岩永信吉(共同通信社編集局企画委員) (昭33・8・1) 上野陽一(産業能率短期大学長) (昭32・10・5 (死去)) 遠藤嘉基(京都大学教授) 大塚明郎(東京教育大学教授) 緒方富雄(東京大学教授) 楓井金之助(東京新聞社記事審査委員) 金田一京助(国学院大学教授 国立国語研究所評議員) 倉石武四郎(東京大学教授 国立国語研究所評議員) 高津春繁(東京大学教授) 佐伯梅友(東京教育大学教授) 坂西志保(評論家) 佐久間 鼎(東洋大学教授) 颯田琴次(東京芸術大学教授 国立国語研究所評議員) 実藤惠秀(早稲田大学教授) 塩田良平(大正大学教授) 下村 宏(人口問題審議会会長) (昭32・12・9 (死去)) 内村直也(菅原実(劇作家)) 芹沢光次郎(作家) 高木市之助(愛知県立女子短期大学長) 高橋健二(中央大学教授) 高橋秀俊(東京大学教授) 照井猪一郎(明星学園小・中学校長) 中島健蔵(評論家 国立国語研究所評議員) 永田 清(日本放送協会会長) (昭32・11・3 (死去)) 成瀬正勝(東京大学教授) 西本三十二(国際基督教大学教授) 西脇順三郎(慶応義塾大学教授) 野島秀義(中央区立文海中学校長) 波多野完治(お茶の水女子大学教授 国立国語研究所評議員) 久松潜一(慶応義塾大学教授) 服部静夫(東京大学教授) 原 富男(東京教育大学教授) 舟橋聖一(作家) 藤井健男(読売新聞社編集局調査部次長) 藤江忠二郎(東京高等裁判所判事) 舟橋聖一(作家) 前田賢次(東京都員本市協会専務理事)

〔政策実施等の委員会〕

前田雄二(日本新聞協会編集課長) 松坂忠則(カナモジカイ理事長 国立国語研究所評議員)
丸野不二男(毎日新聞社編集局参与) (昭33・6・9) 山岸徳平(実践女子大学教授)
山田吉弥(朝日新聞社記事審査部長) (昭33・10・25死去) 横田喜三郎(東京大学教授)
吉田甲子太郎(明治大学教授) (昭32・1・8 死去) 吉田精一(東京教育大学教授)
高辻正巳(内閣法制局次長) 稲田清助(文部事務次官)
杉本亀一(日本放送協会放送文化研究所長) (昭33・4・1) 若原三郎(毎日新聞東京本社用語委員) (昭33・6・23)
坂田二郎(共同通信社整理局長) (昭33・9・16)

〔正書法部会〕

部会長	土岐善磨(会長)	有光次郎(副会長)
部会員	足立 正 伊藤忠兵衛 稲富栄次郎 金田一京助 下村 宏 杉本亀一 芹沢光治良 高木市之助 高辻正巳 中島健蔵 永田 清 成瀬正勝 舟橋聖一 前田雄二 横田喜三郎	

〔ローマ字調査分科審議会〕

部会長	原 富男
部会員	岩下富蔵 岩永信吉 上野陽一 遠藤嘉基 楓井金之助 高津春繁 佐伯梅友 坂田二郎 塩田良平 高橋健二 成瀬正勝 野島秀義 服部静夫 久松潜一 藤井健男 藤江忠二郎 舟橋聖一 前田賢次 前田雄二 松坂忠則 丸野不二男 山田吉弥 吉田精一 若原三雄
分科会長	大塚明郎
委員	石井庄司 稲富栄次郎 倉石武四郎 坂西志保 佐久間 鼎 実藤惠秀 下村 宏 高橋秀俊 照井猪一郎 野島秀義 波多野完治

○第5期(任期 昭和三四年三月二四日、昭和三六年三月二三日)

会長	土岐善麿(芸術院会員 国立国語研究所評議員会会長)
副会長	倉石武四郎(東京大学名誉教授 国立国語研究所評議員)
委員	有光次郎(吾嬬製鋼所会長 国立国語研究所評議員) 石井庄司(東京教育大学教授) 稲富栄次郎(上智大学教授) 宇野精一(東京大学教授) 大塚明郎(東京教育大学教授) 児島宋吉(東京新聞社編集局主幹) 阪本一郎(東京学芸大学教授) 颯田琴次(国立ろうあ者更生指導所長) 実方亀寿(武蔵野市立第三中学校長) 高橋健二(中央大学教授) 千種達夫(東京地方裁判所判事) 西原慶一(日本女子大学付属豊明小学校主事) 仁平一郎(NHK放送文化研究所長) 原富男(東京教育大学教授) 舟橋聖一(作家) 松坂忠則(カナモジカイ理事長 国立国語研究所評議員) 山岸徳平(実践女子大学長) 伊藤忠兵衛(東洋バルブ会長 国立国語研究所評議員) 岩下富蔵(都立日比谷高等学校長) 円地文字(作家 国立国語研究所評議員) 大塚嘉次(共同通信社記事審査員) 斎藤潤(読売新聞社編集局校閲部長) 佐久間鼎(東洋大学教授) 国立国語研究所評議員 高木市之助(日本大学教授) 高橋秀俊(東京大学教授) 中島健蔵(評論家 国立国語研究所評議員) 波多野完治(お茶の水女子大学教授 国立国語研究所評議員) 久松潜一(慶応義塾大学教授) 前田賢次(東京都見本市協会専務理事) 若原三雄(毎日新聞社総合調査室委員) 池田弥三郎(慶應義塾大学助教授) 内村直也(劇作家) 遠藤嘉基(京都大学教授) 高津春繁(東京大学教授) 佐伯梅友(東京教育大学教授) 塩田良平(大正大学教授) 高辻正己(内閣法制局次長) 武本正義(ラジオ東京調査局長) 成瀬正義(東京大学教授) 西本三十二(国際基督教大学教授) 福田武雄(東京大学教授) 前田雄二(日本新聞協会編集部長) 百瀬千仞(朝日新聞社記事審査部用語課長)

〔第一部会〕

部会長	原富男
部会委員	池田弥三郎 石井庄司 稲富栄次郎 内村直也 宇野精一 大塚明郎 大塚嘉次 斎藤潤 佐伯梅友 阪本一郎 佐久間鼎 塩田良平 実方亀寿 高辻正己 高橋健二 武本正義

部会委員	千種達夫 成瀬正勝 西原慶一 西本三十二 仁平一郎 久松潜一 福田武雄 舟橋聖一 前田賢次 前田雄二 松坂忠則 百瀬千仞 山岸徳平 若原三雄
------	--

〔第一部会・刑法小委員会〕

部会委員	池田弥三郎 石井庄司 宇野精一 大塚明郎 大塚嘉次 佐伯梅友 佐久間鼎 塩田良平 実方亀寿 高辻正己 千種達夫 西原慶一 前田賢次 前田雄二 松坂忠則 百瀬千仞
部外参加者	高橋勝好(法務省刑事局参事官) 白井滋夫(法務省刑事局検事) 鈴木義男(法務省刑事局検事)

〔第二部会〕

部会長	池田弥三郎
部会委員	石井庄司 内村直也 大塚嘉次 児島宋吉 斎藤潤 颯田琴次 高橋秀俊 武本正義 西本三十二 仁平一郎 波多野完治 前田雄二 松坂忠則 百瀬千仞 若原三雄

〔ローマ字調査分科審議会〕

分科会長	有光次郎
委員	稲富栄次郎 遠藤嘉基 大塚明郎 高津春繁 佐久間鼎 実方亀寿 西原慶一 波多野完治

○第六期(任期 昭和年三六年一〇月二五日、昭和三八年一〇月二四日)

会長	阿部真之助(日本放送協会会長)
副会長	池田 潔(慶応義塾大学教授)
委員	愛川重義(読売新聞社論説委員会副主筆) 有光次郎(吾嬬製鋼所会長) 石井庄司(東京教育大学教授) 井深大(ソニー株式会社社長) 岩下富蔵(東京都立日比谷高等学校長) 梅棹忠夫(大阪市立大学助教授) 浦上五六(毎日新聞社企画調査局長) 梶井剛(科学技術会議議員) 金子武蔵(東京大学教授) 金田一春彦(東京外語大学教授) 熊沢龍(東京教育大学教授) 桑原武夫(京都大学教授)

古賀逸策 (国際電信電話株式会社参事)	相良守峯 (慶応義塾大学教授)	佐藤喜代治 (東北大学教授)
沢畑泰二 (東京都港区立愛宕中学校長)	〔昭37・6・8〕	白石 凡 (朝日新聞社論説顧問)
高木貞二 (東京女子大学長)	高辻正己 (内閣法制局次長)	千種達夫 (東京高等裁判所判事)
司 忠 (丸善株式会社社長)	寺西五郎 (共同通信社総合調査室長)	藤堂明保 (東京大学助教授)
中川善之助 (学習院大学教授)	中田祝夫 (東京教育大学教授)	西尾 実 (法政大学名誉教授)
西原慶一 (日本女子大学講師)	丹羽文雄 (日本文芸家協会理事長)	波多野勤子 (著述家)
浜田広介 (日本児童文芸家協会理事長)	細川隆元 (評論家)	堀越禎三 (経済団体連合会常任理事)
松下正寿 (立教大学総長)	村上俊亮 (青山学院大学教授)	森戸辰男 (日本育英会会長)
村山伊之助 (東京都千代田区立富士見小学校長)	〔昭38・5・25〕	安川第五郎 (日本原子力発電株式会社社長)
諸井貫一 (秩父セメント株式会社社長)	八木秀次 (日本学士院会員)	
横田 実 (日本新聞協会理事・事務局長)	吉田富三 (ガン研究所所長)	
久保田万太郎 (〔昭38・5・6 死去〕)	滝川幸辰 (〔昭37・11・16 死去〕)	鈴木虎秋 (〔昭38・5・25〕)
平良恵路 (〔昭37・6・8〕)		

〔運営委員会〕

委員	阿部真之助 (会長)	池田 潔 (副会長)		
	石井庄司	金田一春彦	久保田万太郎 (〔昭38・5・6 死去〕)	細川隆元
	横田 実			森戸辰男
				諸井貫一

〔第一部会〕

部会長	村上俊亮			
部会員	愛川重義	石井庄司	井深 大	岩下富蔵
	高木貞二	高辻正己	千種達夫	浜田広介
				松下正寿
				諸井貫一
				梅棹忠夫
				梶井 剛
				熊沢 龍
				佐藤喜代治

〔第二部会〕

部会長	久保田万太郎 (〔昭38・5・6 死去〕)	相良守峯 (〔昭38・5・2〕)
-----	-----------------------	------------------

部会員	有光次郎	岩下富蔵	浦上五六	金子武蔵	金田一春彦	沢畑泰二 (〔昭37・6・8〕)	滝川幸辰 (〔昭37・11・16 死去〕)	白石 凡
	平良恵路 (〔昭37・6・8〕)			藤同明保	中田祝夫	西尾 実	丹羽文雄	安川第五郎
	横田 実	吉田富三						

〔第三部会〕

部会長	古賀逸策			
部会員	石井庄司	金田一春彦	熊沢 龍	桑原武夫
	鈴木虎秋 (〔昭38・5・25〕)			沢畑泰二 (〔昭37・6・8〕)
	寺西五郎	中川善之助	西原慶一	波多野勤子
	村山伊之助 (〔昭38・5・25〕)		森戸辰男	八木秀次
				堀越禎三

○第七期 (任期 昭和三十九年一月二六日〔昭和四一年一月一五日〕)

会長	阿部真之助 (〔昭39・7・9 死去〕)	森戸辰男 (日本育英会会長) (〔昭39・10・9〕)
副会長	池田 潔 (慶応義塾大学教授)	
委員	池川重義 (読売新聞社論説委員会副主筆)	有光次郎 (吾嬭製鋼所会長)
	池田弥三郎 (慶応義塾大学教授)	石井庄司 (東京教育大学教授)
	井深 大 (〔一〕株式会社社長)	宇野精一 (東京大学教授)
	遠藤慎吾 (共立女子大学教授)	片桐顕智 (日本放送協会放送文化研究所長)
	金沢寛太郎 (日本民間放送連盟放送研究所副所長)	熊沢 龍 (東京教育大学名誉教授)
	金田一春彦 (東京外国語大学教授)	小林 茂 (東京都港区立愛宕中学校長) (〔昭40・6・1〕)
	古賀逸策 (国際電信電話株式会社参事)	佐藤喜代治 (東北大学教授)
	相良守峯 (慶応義塾大学教授)	高木貞二 (東京大学名誉教授)
	杉村 武 (朝日新聞社論説委員)	寺西五郎 (共同通信社総合調査室長)
	千種達夫 (東京高等裁判所判事)	中田祝夫 (東京教育大学教授)
	中川善之助 (学習院大学教授)	
		池上禎造 (大阪大学教授)
		市原豊太 (青山学院大学教授)
		浦上五六 (毎日新聞社企画調査局長)
		金子武蔵 (東京大学教授)
		高津春繁 (東京大学教授)
		塩田良平 (立教大学教授)
		高辻正己 (内閣法制局長官)
		藤堂明保 (東京大学教授)

成田喜英 (東京都立新宿高等学校長) [昭40・6・1] 西尾 実 (法政大学名誉教授)
 西原慶一 (日本女子大学講師) 丹羽文雄 (日本文芸家協会理事長) 丹羽保次郎 (東京電機大学長)
 波多野勤子 (著述家) 浜田広介 (日本児童文芸家協会理事長) 平林たい子 (作家)
 細川隆元 (評論家) 堀越禎三 (経済団体連合会常任理事) 松下正寿 (立教大学総長)
 村上俊亮 (青山学院大学教授) 村山伊之助 (東京都千代田区立富士見小学校長) 諸井貫一 (秩父セメント株式会社社長)
 安川第五郎 (日本原子力発電株式会社社長) 横田 実 (日本新聞協会理事 事務局長) 吉田富三 (ガン研究所長)
 岩下富蔵 (昭39・6・14) 沢畑泰二 (昭40・6・1) 石田杜吉 (昭39・6・14) 40・6・1

〔運営委員会〕

部会長 阿部真之助 (会長) (昭和39・7・9 死去) 森戸辰男 (会長) [昭和39・10・9] 池田潔 (副会長)
 部会員 古賀逸策 相良守峯 高木貞二 細川隆元 村上俊亮

〔第一部会〕

部会長 相良守峯
 部会員 愛川重義 有光次郎 池上禎造 石井庄司 石田杜吉 (昭和39・6・14) 40・6・1 市原豊太
 岩下富蔵 (昭和39・6・14) 宇野精一 浦上五六 高津春繁 塩田良平 杉村 武 千種達夫
 寺西五郎 藤堂明保 中田祝夫 成田喜英 (昭和40・6・1) 西尾 実 丹羽文雄 村上俊亮
 村山伊之助 横田 実 吉田富三

〔第一部会 漢字に関する小委員会〕

部会員 有光次郎 池上禎造 石田杜吉 (昭和39・6・14) 40・6・1 宇野精一 浦上五六 杉村 武
 千種達夫 藤堂明保 丹羽文雄 横田 実

〔第一部会 かなづかい・送りがなに関する小委員会〕

部会員 愛川重義 石井庄司 市原豊太 高津春繁 塩田良平 寺西五郎 中田祝夫
 成田喜英 (昭和40・6・1) 西尾 実 村上俊亮 村山伊之助 吉田富三

〔第一部会 特別委員会〕

部会員 高津春繁 寺西五郎 中田祝夫

〔第二部会〕

部会長 古賀逸策
 部会員 池田弥三郎 遠藤慎吾 片桐顕智 金沢寛太郎 金田一春彦 熊沢 龍
 小林 茂 (昭和40・6・1) 沢畑泰二 (昭40・6・1) 西原慶一 波多野勤子 浜田広介
 平林たい子

○第八期 (任期 昭和四一年六月一日) 昭和三三年五月三二日

会 長 前田義徳 (日本放送協会会長)
 副会長 古賀逸策 (東京大学名誉教授)
 委員 愛川重義 (読売新聞社論説委員会副主筆) 阿部吉雄 (実践女子大学教授)
 池田 潔 (慶応義塾大学教授) 石割淳一郎 (共同通信社記事審査委員会委員長)
 植松 正 (一橋大学教授) 浦上五六 (毎日新聞社企画調査局長)
 遠藤五郎 (東京都千代田区立番町小学校校長) [昭42・9・1] 遠藤慎吾 (共立女子大学教授)
 大島康正 (東京教育大学教授) [昭41・7・1] 大野 晋 (学習院大学教授)
 小野 忍 (和光大学教授) 金沢寛太郎 (日本民間放送連盟放送研究所常任参与)
 木内信胤 (世界経済調査会理事) 北島織術 (大日本印刷株式会社社長) 金田一春彦 (東京外国語大学教授)
 熊沢 龍 (東京教育大学名誉教授) 小谷正雄 (大阪大学教授) 佐々木八郎 (早稲田大学教授)
 佐藤喜代治 (東北大学教授) 志田延義 (山梨大学教授) 柴田 武 (東京外国語大学教授)

高木貞二 (能力開発研究所所長)	時実利彦 (東京大学教授)	中田祝夫 (東京教育大学教授)
長岡弥一郎 (米沢女子短期大学学長)	西尾 実 (法政大学名誉教授)	西島芳二 (朝日新聞社論説顧問)
西原慶一 (日本女子大学講師)	西村三郎 (東京都立白鷗高等学校校長)	(昭42・9・1)
丹波文雄 (日本文学協会会長)	久松潜一 (東京大学名誉教授)	日高第四郎 (学習院女子短期大学学長)
福田幸男 (東京都千代田区立今川中学校校長)	(昭42・9・1)	平林たい子 (作家)
福田清人 (立教大学教授)	細川隆元 (評論家)	堀越禎三 (経済団体連合会常任理事)
村上俊亮 (青山学院大学教授)	森戸辰男 (日本育英会会長)	大和勇三 (日本経済新聞社論説委員長)
山本文雄 (産業経済新聞社客員)	横田 実 (日本新聞協会顧問)	吉園一郎 (内閣法制局次長)
渡辺 茂 (跡見学園女子大学教授)	佐々木茂策 (昭41・12・1 死去)	小林 茂 (昭42・9・1)
近藤修博 (昭42・9・1)	成田喜英 (昭42・9・1)	諸井貫一 (昭43・5・21 死去)

〔運営委員会〕

委員長	前田義徳 (会長)	古賀逸策 (副会長)
委員	岩淵悦太郎 木内信胤 佐々木茂索 (昭41・12・1 死去)	丹羽文雄 久松潜一 細川隆元
	森戸辰男 横田 実	

〔漢字部会〕

部会長	岩淵悦太郎
部会員	阿部吉雄 石割淳一郎 浦上五六 大野 晋 小野 忍 志田延義 柴田 武 中田祝夫 平林たい子

〔漢字部会 小委員会〕

委員	岩淵悦太郎 浦上五六 大野 晋
----	-----------------

〔かな部会〕

部会長	久松潜一
-----	------

部会員	愛川重義 植松 正 遠藤慎吾 金沢寛太郎 金田一春彦 (昭42・10・6)	熊沢 龍
	佐々木八郎 西島芳二 西原慶一 渡辺 茂	

〔小委員会〕

委員長	西島芳二
委員	岩淵悦太郎 遠藤五郎 大野 晋 小谷正雄 西村三郎 久松潜一 日高第四郎 福田清人 大和勇三

〔文部省文化局関係〕

文化局長	蒲生芳郎 (昭42・7・21)	安達健二 (昭42・7・21)
文化局審議官	安達健二 (昭42・7・21)	内山 正 (昭42・7・22)
国語課長	中城堅吉 (昭41・7・1)	金田智成 (昭41・7・1)
国語課長補佐	服部英次	
国語課専門員	塩田紀和 (昭42・3・31)	天沼 寧 友部 浩 (昭43・4・1)

○第九期 (任期 昭和四三年六月一日～昭和四五年六月九日)

会長	前田義徳 (日本放送協会会長)
副会長	古賀逸策 (東京大学名誉教授)
委員	阿部吉雄 (実践女子大学教授) 池上禎造 (大阪大学教授) 石割淳一郎 (共同通信社編集総局顧問) 岩淵悦太郎 (国立国語研究所長) 植松 正 (一橋大学名誉教授) 遠藤慎吾 (共立女子大学教授) 大島康正 (東京教育大学教授) 大野 晋 (学習院大学教授) 小野 忍 (和光大学教授) 小野 昇 (読売新聞社用語委員会幹事) 菅野達雄 (放送番組向上協議会理事・事務局長) 木内信胤 (世界経済調査会理事長) 北島織衛 (大日本印刷株式会社社長) 金田一春彦 (前東京外国語大学教授) 熊沢 龍 (東京教育大学名誉教授)

倉沢栄吉 (東京教育大学教授)	小谷正雄 (東京大学名誉教授)
佐藤喜代治 (東北大学教授)	志田延義 (山梨大学教授)
柴田 武 (東京大学教授)	高橋早苗 (中央区立築地小学校校長) (昭44・7・1)
田中菊次郎 (毎日新聞社社史編集室長・編集局顧問)	田中澄江 (劇作家) (昭44・5・26)
時実利彦 (京都大学教授)	長岡弥一郎 (米沢女子短期大学名誉教授)
西尾 実 (法政大学名誉教授)	西島芳二 (神奈川新聞社取締役主筆)
野間省一 (講談社社長)	久松潜一 (東京大学名誉教授)
平田幸男 (千代田区立今川中学校校長)	福田清人 (立教女学院短期大学教授)
三樹精吉 (日本新聞協会審議室調査主幹)	村上俊亮 (青山学院大学教授)
山田忠雄 (著述家 元日本大学教授)	大和勇三 (日本経済新聞社取締役)
吉田澄夫 (埼玉大学名誉教授)	李家 孝 (三菱重工株式会社相談役)
渡辺 茂 (跡見学園女子大学教授)	平林たい子 (昭44・5・26)
菅原 卓 (昭45・5・3 死去)	

〔運営委員会〕	
部会長	前田義徳 (会長) 古賀逸策 (副会長)
部会員	岩淵悦太郎 (昭43・7・29) 木内信胤 佐々木八郎 (昭44・5・12)
	菅原 卓 (昭45・5・3 死去) 西島芳二 細川隆元 村上俊亮 (昭43・7・29) (昭44・5・12)
	森戸辰男

〔漢字部会〕	
部会長	岩淵悦太郎
部会員	阿部吉雄 池上積造 石割淳一郎 大島康正 大野 晋 小野 忍 小野 昇 菅野達雄
	北島織衛 小谷正雄 志田延義 実方亀寿 柴田 武 田中菊次郎 田中澄江 (昭44・5・26)
	長岡弥一郎 中田祝夫 西尾 実 日高第四郎 平林たい子 (昭44・5・26) 山田忠雄 李家 孝

専門調査員		武部良明	野村雅昭	林 四郎
〔漢字部会〕		音訓に関する小委員会		
委員	岩淵悦太郎	阿部吉雄	石割淳一郎	大野 晋
	柴田 武	田中菊次郎	中田祝夫	山田忠雄
〔漢字部会〕		整理・起草委員会		
委員	岩淵悦太郎	阿部吉雄	石割淳一郎	大野 晋
	柴田 武	田中菊次郎	中田祝夫	山田忠雄

〔かな部会〕		村上俊亮 (昭44・5・12)	佐々木八郎 (昭44・5・12)
部会長			
部会員	植松 正 遠藤五郎 (昭44・7・1)	遠藤慎吾 金田一春彦 熊沢 龍 倉沢栄吉 佐藤喜代治	
	高橋早苗 (昭44・7・1)	時実利彦 西原慶一 野間省一 久松潜一 平田幸男 福田清人	
	三樹精吉 大和勇三 吉国一郎 吉田澄夫 和田忠夫 渡辺 茂		
〔かな部会〕		整理委員会	
委員	佐々木八郎	熊沢 龍	倉沢栄吉 佐藤喜代治 三樹精吉
〔かな部会〕		起草委員会	
委員	佐々木八郎	植松 正	熊沢 龍 倉沢栄吉 佐藤喜代治 三樹精吉

〔一般問題小委員会〕		西島芳二
委員	阿部吉雄 岩淵悦太郎 大野 晋 熊沢 龍 倉沢栄吉 佐々木八郎	
	菅原 卓 (昭45・5・3 死去) 日高第四郎 村上俊亮 大和勇三 李家 孝 遠藤五郎	

三 国語施策にかかわる審議会等名簿

〔文化庁関係〕

実方亀寿	平田幸男	高橋早苗
------	------	------

文化庁次長	安達健二
文化部長	小川修三 (昭和44・7・1)
国語課長	金田智成 (昭和43・6・15)
国語課長補佐	服部栄次 (昭和44・4・1)
国語課専門員	天沼 寧
後藤英夫 (昭和44・4・1)	

○第一〇期 (任期 昭和四五年七月一日～昭和四七年六月三〇日)

会長	前田義徳 (日本放送協会会長)
副会長	古賀逸策 (東京大学名誉教授)
委員	愛川重義 (読売新聞社論説委員会顧問) 池上禎造 (大阪大学教授) 岩淵悦太郎 (国立国語研究所所長) 大島康正 (東京教育大学教授) 岡村二一 (東京タイムズ社代表取締役会長・日本新聞協会理事) (昭和46・2・20) 加藤嘉男 (大田区立赤松小学校校長) (昭和46・9・6) 木内信胤 (世界経済調査会理事) 熊沢 龍 (東京教育大学名誉教授) 木庭一郎 (文芸評論家) 志田延義 (山梨大学教授) 柴田 武 (東京大学教授)
	阿部吉雄 (実践女子大学教授) 伊藤太一郎 (東京都立小山台高等学校校長) (昭和46・9・6) 植松 正 (一橋大学名誉教授) 大野 晋 (学習院大学教授) 北島織衛 (大日本印刷株式会社社長) 倉沢栄吉 (東京教育大学教授) 佐々木八郎 (早稲田大学名誉教授) 志達 宏 (杉並区立阿佐ヶ谷中学校校長) (昭和46・9・6) 田中菊次郎 (毎日新聞社社史編集室長・編集局顧問)
	荒尾達雄 (共同通信社社長室長) 遠藤慎吾 (共立女子大学教授)
	菅野達雄 (放送審判向上協議会事務局長) 金田一春彦 (前東京外国語大学教授) 小谷正雄 (東京理科大学学長) 佐藤喜代治 (東北大学教授)

田中澄江 (劇作家)	時実利彦 (京都大学教授)	永井道雄 (朝日新聞社論説委員)
長岡弥一郎 (米沢女子短期大学名誉教授)	中田祝夫 (東京教育大学教授)	西島芳二 (神奈川新聞社副社長・主筆)
西原慶一 (日本女子大学講師)	野間省一 (講談社社長)	久松潜一 (東京大学名誉教授)
日高第四郎 (前学習院女子短期大学学長)	福田清人 (立教女学院短期大学教授)	細川隆元 (評論家)
松村 明 (東京大学教授)	村上俊亮 (青山学院大学教授)	森戸辰男 (日本育英会会長)
大和勇三 (日本経済新聞社取締役)	吉国一郎 (内閣法制次長)	吉田澄夫 (埼玉大学名誉教授)
李家 孝 (三菱重工業株式会社相談役)	和田忠夫 (産業経済新聞社論説委員)	三樹精吉 (昭和46・2・20)
渡辺 茂 (昭和46・5・10死去)	実方亀寿 (昭和46・9・6)	高橋早苗 (昭和46・9・6)
平田幸男 (昭和46・9・6)		

〔運営委員会〕

委員	前田義徳 (会長)	古賀逸策 (副会長)
	岩淵悦太郎	木内信胤
	吉国一郎	木庭一郎
	佐々木八郎	西島芳二
	野間省一	細川隆元
		森戸辰男

〔漢字部会〕

部会長	岩淵悦太郎
部会員	愛川重義 阿部吉雄 荒尾達雄 池上禎造 大島康正 大野 晋 小野 忍 加藤嘉男 (昭和46・9・6) 菅野達雄 北島織衛 小谷正雄 志田延義 実方亀寿 (昭和46・9・6) 柴田 武 田中菊次郎 田中澄江 長岡弥一郎 中田祝夫 日高第四郎 李家 孝

〔漢字部会〕

委員	岩淵悦太郎 愛川重義 阿部吉雄 荒尾達雄 大野 晋 小野 忍 志田延義 実方亀寿 柴田 武 田中菊次郎 中田祝夫
----	---

〔漢字部会 前文検討委員会〕

委員 岩淵悦太郎 大野晋 柴田武 田中菊次郎

〔かな部会〕

部会長 佐々木八郎

部会員	伊藤太一郎 (昭46・9・6)	植松正	遠藤慎吾	岡村二一 (昭46・2・20)	金田一春彦
	熊沢龍	倉沢栄吉	佐藤喜代治	志達宏 (昭46・9・6)	高橋早苗 (昭46・9・6)
	時実利彦	永井道雄	西原慶一	久松潜一	平田幸夫 (昭46・9・6)
	三樹精吉 (昭46・2・20)	村上俊亮	大和勇三	吉田澄夫	和田忠夫
	渡辺茂 (昭46・5・10死去)				

〔かな部会 小委員会〕

部会員 佐々木八郎 植松正 遠藤慎吾 熊沢龍 倉沢栄吉 佐藤喜代治 松村明

〔一般問題小委員会〕

部会長 西島芳二

部会員	阿部吉雄	岩淵悦太郎	大野晋	熊沢龍	倉沢栄吉	佐々木八郎	日高第四郎	村上俊亮
	大和勇三	吉国一郎	李家孝					

〔文化庁関係〕

文化庁次長 安達健二

文化部長 吉里邦夫

国語課長 国松治男

国語課課長補佐 後藤英夫

国語課専門員 天沼寧

○第一二期 (任期 昭和四七年一月一七日～昭和四九年一月一六日)

部会長	福島慎太郎 (共同通信社社長)	古賀逸策 (東京大学名誉教授)
副会長	阿部吉雄 (実践女子大学教授)	市古貞次 (国文学研究資料館長)
委員	宇野精一 (二松学舎大学教授)	岡村二一 (東京タイムズ社代表取締役会長)
	加藤地三 (読売新聞社論説委員会委員)	倉沢栄吉 (東京教育大学教授)
	木庭一郎 (文芸評論家)	阪倉篤義 (京都大学教授)
	佐々木八郎 (早稲田大学名誉教授)	志田延義 (鶴見大学教授)
	鈴木孝夫 (慶応義塾大学教授)	長岡弥一郎 (国士館大学教授)
	林巨樹 (青山学院大学教授)	松村明 (東京大学教授)
	水谷三郎 (教科書協会理事)	望月久貴 (東京学芸大学教授)
	安居喜造 (東レ株式会社社会長)	頼惟勤 (お茶の水女子大学教授)
	新井達夫 (毎日新聞社編集局顧問)	飯島孝夫 (天田区立田園調布中学校長)
	岩淵悦太郎 (国立国語研究所長)	植松正 (二橋大学名誉教授)
	遠藤慎吾 (共立女子大学教授)	尾高邦雄 (上智大学教授)
	川口篤 (前学習院大学教授)	木内信胤 (世界経済調査会理事)
	黒羽亮一 (日本経済新聞社編集局社会部長)	小谷正雄 (東京理科大学長)
	小林与三三 (日本テレビ放送網社長)	民間放送連盟理事
	坂本朝一 (日本放送協会放送総局長)	佐々木定夫 (文京区立明化小学校長)
	真田秀夫 (内閣法制次長)	沢田慶輔 (立教大学教授)
	田中澄江 (劇作家)	築島裕 (東京大学助教授)
	長谷部正治 (東京都立北野高等学校長)	畑一夫 (東京都立大学助教授)
	原弘 (日本デザインセンター社長)	福田清人 (実践女子大学教授)
	馬淵和夫 (筑波大学助教授)	三根谷徹 (東京大学教授)
	森岡健二 (上智大学教授)	八木淳 (朝日新聞社論説副主幹)
	山本雄二郎 (産業経済新聞社論説委員)	吉川泰雄 (国学院大学教授)
	渡辺茂 (東京大学教授)	時実利彦 (昭48・8・3 死去)

〔運営委員会〕

委員	福島慎太郎 (会長)	古賀逸策 (副会長)	木内信胤	木庭一郎	小林与三次	真田秀夫	安居喜造
	岩淵悦太郎	植松正	岡村二	木内信胤			

〔問題点整理委員会〕

委員	遠藤慎吾 (主査)	松村明 (副主査)	倉沢栄吉	黒羽亮一	佐々木定夫	田中澄江	築島裕
	岩淵悦太郎	植松正	宇野精一				
	水谷三郎	渡辺茂					

〔漢字表委員会〕

委員	岩淵悦太郎 (主査)	志田延義 (副主査)	宇野精一	木内信胤	倉沢栄吉	黒羽亮一	佐々木定夫
	阿部吉雄	飯島孝夫	植松正	宇野精一	木内信胤	倉沢栄吉	黒羽亮一
	鈴木孝夫	長岡弥一郎	畑一夫	林巨樹	福田清人	馬淵和夫	盛岡健二
	頼惟勤	渡辺茂					八木淳

〔漢字表委員会 小委員会〕

委員	岩淵悦太郎	志田延義	飯島孝夫	黒羽亮一	畑一夫	林巨樹	馬淵和夫	盛岡健二
	頼惟勤							

〔文化庁関係〕

文化庁長官	安達健二	
文化庁次長	清水成之 (昭49・6・17)	内山正 (昭49・6・18)
文化部長	鹿海信也	
国語課長	石田正一郎	

国語課課長補佐	後藤英夫 (昭49・3・31)	森正直 (昭49・4・1)
国語課専門員	天沼寧 (昭48・4・1)	松原純一 (昭48・7・1)

○第二期 (任期 昭和五〇年一月二四日 昭和五二年一月三日)

会長	福島慎太郎 (共同通信社社長)	新井達夫 (毎日新聞社編集局顧問)	飯島孝夫 (下キワ松学園高等学校教諭)
副会長	古賀逸策 (東京大学名誉教授)	稲垣房男 (光村図書出版株式会社社長)	教科書協会会長
委員	碧海純一 (東京大学教授)	宇野精一 (東京大学名誉教授)	梅棹忠夫 (国立民族学博物館長)
	市古貞次 (国文学研究資料館長)	遠藤慎吾 (共立女子大学教授)	楓元夫 (東京新聞論説主幹)
	岩淵悦太郎 (前国立国語研究所長)	木内信胤 (世界経済調査会理事)	北村季夫 (文京区立千駄木小学校長)
	江尻進 (日本新聞協会専務理事)	黒羽亮一 (日本経済新聞社編集委員・論説委員)	小西甚一 (筑波大学副学長)
	加藤地三 (読売新聞社論説委員)	阪倉篤義 (京都大学教授)	坂本朝一 (日本放送協会会長)
	倉沢栄吉 (文教大学教授)	沢田慶輔 (東京大学名誉教授)	沢田慶輔 (東京大学名誉教授)
	木庭一郎 (文芸評論家)	志田延義 (鶴見大学教授)	鈴木孝夫 (慶應義塾大学教授)
	佐藤良邦 (東京12チャンネル取締役相談役)	日本民間放送連盟理事	
	沢村嘉一 (凸版印刷株式会社社長)	日本印刷工業会会長	
	下中邦彦 (平凡社社長)	日本書籍出版協会理事長	
	千宗室 (茶道文化振興財団理事長)	鷹取米夫 (小松製作所顧問)	
	角田礼次郎 (内閣法制次長)	畑一夫 (北里大学教授)	
	長谷部正治 (東京都立三田高等学校校長)	林大 (国立国語研究所長)	
	林巨樹 (青山学院大学教授)	林知己夫 (統計数理研究所長)	
	前田陽一 (国際文化会館専務理事)	松村明 (筑波大学教授)	
	三根谷徹 (東京大学教授)	村松定孝 (上智大学教授)	
	望月久貴 (東京学芸大学教授)	森岡健二 (上智大学教授)	
	山本雄二郎 (産業経済新聞社論説委員)	吉川泰雄 (国学院大学学長)	
	渡辺茂 (東京大学教授)	真田秀夫 (昭51・7・9)	

〔文化庁関係〕

文化庁長官	安達健二 (昭50・9・12)	安嶋 弥 (昭50・9・12)
文化庁次長	内山 正 (昭50・11・19) 柳川寛治 (昭51・6・1)	今村武俊 (昭50・11・19) 51・6・1
文化部長	鹿海信也	
国語課長	石田正一郎	
国語課長補佐	森 正直	
国語課専門員	松原純一 小林一仁 (昭51・7・1)	

○第一期 (任期 昭和五二年四月一日～昭和五四年三月三十一日)

会長	福島慎太郎 (共同通信社代表取締役会長)		
副会長	古賀逸策 (東京大学名誉教授)		
委員	碧海純一 (東京大学教授) 稲垣房男 (光村図書出版株式会社社長) 江尻 進 (日本新聞協会専務理事) 楓 元夫 (東京新聞論説主幹) 北村季夫 (文京区立千駄木小学校長) 小西甚一 (筑波大学副学長) 沢田慶輔 (東京大学名誉教授) 志田延義 (山梨大学名誉教授) 杉山一男 (日本民間放送連盟専務理事) 鷹取米夫 (エヌエヌ製薬監査役)	赤松大麓 (毎日新聞社論説委員) 教科書協会会長 遠藤慎吾 (共立女子大学教授) 加藤地三 (読売新聞社論説委員) 倉沢栄吉 (文政大学教授) 木庭 一郎 (中村光夫) (文芸評論家) 沢村嘉一 (凸版印刷株式会社社長 日本印刷工業会会長) 下中邦彦 (平凡社社長 日本書籍出版協会理事) 鈴木孝夫 (慶応義塾大学教授) 角田礼次郎 (内閣法制次長)	市古貞次 (国文学研究資料館長) 宇野精一 (東京大学名誉教授) 太田良一郎 (時事通信社解説委員) 木内信胤 (世界経済調査会理事) 黒羽亮一 (日本経済新聞社編集委員・論説委員) 阪倉篤義 (京都大学教授) 千 宗室 (茶道文化振興財団理事) 寺島アキ子 (放送作家)

委員	長谷部正治 (東京都立三田高等学校長) 林 巨樹 (青山学院大学教授) 堀 四志男 (日本放送協会放送総局長) 馬淵和夫 (筑波大学教授) 村松定孝 (上智大学教授 日本児童文芸家協会理事) 森岡健二 (上智大学教授) 山本雄二郎 (産業経済新聞社論説委員) 頼 惟勤 (お茶の水女子大学教授) 岩淵悦太郎 (前国立国語研究所長)	畑 一夫 (北里大学教授) 林 四郎 (筑波大学教授) 前田陽一 (国際文化会館専務理事) 三根谷 徹 (東京大学教授) 八木 淳 (朝日新聞社社友) 吉川泰雄 (国学院大学長) 渡辺 茂 (東京大学教授)	林 大 (国立国語研究所長) 林 知己夫 (統計数理研究所長) 松村 明 (東京大学名誉教授) 望月久貴 (東京学芸大学名誉教授) 八木徹夫 (千代田区立練成中学校長)
----	---	---	--

〔運営委員会〕

委員長	福島慎太郎 (会長)	古賀逸策 (副会長)
部 会 員	岩淵悦太郎 (昭53・5・19死去) 志田延義 下中邦彦 松村 明	江尻 進 遠藤慎吾 木内信胤 三根谷 徹 (昭52・9・9)

〔問題点整理委員会〕

委 員	遠藤慎吾 (主査) 松村 明 (副主査) 楓 元夫 木内信胤 倉沢栄吉 村松定孝 望月久貴 渡辺 茂 阪倉篤義 寺島アキ子 長谷部正治 前田陽一 馬淵和夫
-----	--

〔漢字表委員会〕

委 員	岩淵悦太郎 (主査 昭53・5・19死去) 頼 惟勤 (副主査 昭53・6・23) 稲垣房男 宇野精一 北村季夫 黒羽亮一 林 四郎 森岡健二 八木徹夫 山本雄二郎 志田延義 畑 一夫 林 大 林 巨樹	三根谷 徹 (主査 昭53・6・23) 副主査から就任)
-----	--	---------------------------------

〔漢字表委員会・字体小委員会〕

委員	岩淵悦太郎 (昭53・5・19死去) 山本雄二郎	三根谷 徹	頼 惟勤	北村季夫	林 大	林 巨樹
----	-----------------------------	-------	------	------	-----	------

〔漢字表委員会・前文等起草委員会〕

委員	三根谷 徹	頼 惟勤	黒羽亮一	林 巨樹	森岡健二
----	-------	------	------	------	------

〔文化庁関係〕

文化庁長官	安嶋 弥 (昭52・9・20)	犬丸 直 (昭52・9・20)
文化庁次長	柳川寛治 (昭52・6・10)	吉久勝美 (昭52・6・10)
文化部長	鹿海信也 (昭53・11・16)	別府 哲 (昭53・11・16)
国語課長	石田正一郎 (昭52・4・18)	室屋 晃 (昭52・4・18)
国語課長補佐	森 正直 (昭52・8・1)	上岡国威 (昭52・8・1)
国語課専門員	松原純一 安永 実 (昭52・7・1)	大木正義 (昭53・9・1)

○第一四期(任期 昭和五四年六月一日～昭和五六年五月三十一日)

会長	福島慎太郎 (共同通信社代表取締役会長)	
副会長	古賀逸策 (東京大学名誉教授)	
委員	碧海純一 (東京大学教授) 稲垣房男 (光村図書出版株式会社社長) 宇野精一 (東京大学名誉教授) 太田良一郎 (時事通信社解説委員) 木内信胤 (世界経済調査会理事)	赤松大麓 (毎日新聞社論説委員長) 教科書協会会長 今坂 晃 (東京都立町田高等学校長) (昭55・6・1) 江尻 進 (日本新聞協会専務理事) 楓 元夫 (東京新聞論説委員) 黒野郷八郎 (NHK総合放送文化研究所長) 黒羽亮一 (日本経済新聞社編集委員・論説委員)

委員	小西甚一 (筑波大学名誉教授) 阪倉篤義 (京都大学教授) 下中邦彦 (平凡社社長 日本書籍出版協会理事) 千 宗室 (茶道文化振興財団理事長) 畑 一夫 (北里大学教授) 林 四郎 (筑波大学教授) 前田陽一 (国際文化会館専務理事) 三根谷 徹 (東京大学名誉教授 国学院大学教授) 茂 申 俊 (内閣法制次長) (昭54・12・1) 森岡健二 (上智大学教授) 吉川泰雄 (国学院大学長) 角田礼次郎 (昭54・11・9) 沢村嘉一 (昭56・2・20死去)	小林幸雄 (東京都中央区立東華小学校長) (昭55・6・1) 沢田慶輔 (東京大学名誉教授) 鷹取米夫 (エヌエヌ製薬監査役) 林 大 (国立国語研究所長) 林 知己夫 (統計数理研究所長) 松村 明 (東京大学名誉教授) 村松定孝 (上智大学教授 日本児童文芸家協会理事) 八木徹夫 (千代田区立練成中学校長) 頼 惟勤 (お茶の水女子大学教授) 北村季夫 (昭55・6・1) 木庭一郎 (中村光夫) (文芸評論家) 志田延義 (山梨大学名誉教授)	杉山一男 (日本民間放送連盟専務理事) 寺島アキ子 (放送作家) 林 巨樹 (青山学院大学教授) 疋田桂一郎 (朝日新聞社編集委員) 馬淵和夫 (筑波大学教授) 望月久貴 (東京学芸大学名誉教授) 山本雄二郎 (産業経済新聞社論説委員) 渡辺 茂 (東京都立工科短期大学長) 斎藤義光 (昭55・6・1)
臨時委員	倉沢栄吉 (文教大学教授)	木庭一郎 (中村光夫) (文芸評論家) 志田延義 (山梨大学名誉教授)	

〔運営委員会〕

委員	福島慎太郎 (会長) 江尻 進 三根谷 徹	古賀逸策 (副会長) 遠藤慎吾 茂 申 俊	木内信胤 頼 惟勤	木庭一郎	志田延義	下中邦彦	角田礼次郎	松村 明
----	-----------------------------	-----------------------------	--------------	------	------	------	-------	------

〔問題点整理委員会〕

委員	遠藤慎吾 (主査) 楓 元夫 望月久貴	松村 明 (副主査) 木内信胤 渡辺 茂	倉沢栄吉	阪倉篤義	寺島アキ子	前田陽一	馬淵和夫	村松定孝
----	---------------------------	----------------------------	------	------	-------	------	------	------

〔漢字表委員会〕

委員	三根谷 徹 (主査) 頼 惟勤 (副主査)
	稲垣房男 今坂 晃 宇野精一 北村季夫 黒野郷八郎 黒羽亮一 小林幸雄 斎藤義光
	志田延義 畑 一夫 林 大 林 巨樹 林 四郎 森岡健二 八木徹夫 山本雄二郎

〔漢字表委員会・前文等起草委員会〕

委員	三根谷 徹 頼 惟勤 黒羽亮一 林 巨樹 森岡健二 八木徹夫
----	--------------------------------

〔文化庁関係〕

文化庁長官	犬丸 直 (昭55・6・6)	佐野文一郎 (昭55・6・6)
文化庁次長	吉久勝美 (昭54・6・16)	別府 哲 (昭54・6・16)
文化部長	別府 哲 (昭54・6・16)	塩津有彦 (昭54・6・16)
国語課長	室屋 晃	
国語課長補佐	上岡国威 (昭56・4・1)	金子健一 (昭56・4・1)
主任国語調査官	安永 実 (昭55・4・1)	
国語調査官	松原純一 (昭54・10・1)	大木正義 木村秀次 (昭56・4・1)
	加藤 要 (昭56・4・1)	山口佳也 (昭54・10・1)
審査係長	安部智子	

○第一期(任期 昭和五七年三月五日～昭和五九年三月四日)

会長	有光次郎 (日本芸術院長 東京家政学院大学学長)
副会長	前田陽一 (国際文化会館専務理事)

委員

碧海純一 (東京大学教授)	赤松大麓 (毎日新聞社論説委員長)	秋山 虔 (東京大学教授)
石川一郎 (ポリスカウト日本連盟事務局長)	今坂 晃 (東京都立立川高等学校長)	太田良一郎 (時事通信社解説委員)
太田三十雄 (東京都台東区立金曾木小学校長)	片野博司 (日本経済新聞社編集委員・論説委員)	川口幹夫 (NKK専務理事放送総局長)
角藤久介 (東京都練馬区立石神井中学校長)	紅野敏郎 (早稲田大学教授)	後藤文生 (読売新聞社論説委員)
楠山三香男 (産業経済新聞社社員論説委員)	佐久間裕三 (大日本図書社長 教科書協会会長)	杉山一男 (日本民間放送連盟顧問)
酒井新一 (共同通信社専務理事)	千 宗室 (茶道文化振興財団理事長)	鷹取米夫 (エスエス製薬監査役)
鈴木修次 (広島大学教授)	辻村敏樹 (早稲田大学教授)	寺島アキ子 (放送作家)
築島 裕 (東京大学教授)	野地潤家 (広島大学教授)	
長倉三郎 (分子科学研究所長)	服部敏幸 (講談社会長 日本書籍出版協会理事長)	
野元菊雄 (国立国語研究所長)	林 四郎 (筑波大学教授)	林 知己夫 (統計数理研究所長)
林 大 (前国立国語研究所長)	樋口善典 (共同印刷社長 日本印刷工業会会長)	三浦朱門 (作家)
疋田桂一郎 (朝日新聞社編集委員)	古田東朔 (東京大学教授)	宮地 裕 (大阪大学教授)
広瀬一郎 (中日新聞東京本社論説主幹)	渡辺光代 (東京のこだま会代表)	山田年栄 (日本新聞協会事務局長)
味村 治 (内閣法制次長)	渡辺 実 (京都大学教授)	
村松定孝 (上智大学教授 日本児童文芸家協会理事)		
渡部昇一 (上智大学教授)		
小林幸雄 (昭58・9・1)		
木内信胤 (世界経済調査会理事長)	松村 明 (東京大学名誉教授)	三根谷 徹 (国学院大学教授)

〔運営委員会〕

委員	有光次郎 (会長) 前田陽一 (副会長)
	木内信胤 酒井新一 鷹取米夫 服部敏幸 林 大 味村 治 茂串 俊

〔仮名遣い委員会〕

委員	林 大 (主査) 松村 明 (副主査)
	今坂 晃 太田三十雄 角藤久介 楠山三香男 小林幸雄 佐久間裕三 築島 裕 辻村敏樹

野元菊雄 林 四郎 古田東朔 三根谷 徹 村松定孝 山田年栄

〔仮名遣い委員会・小委員会〕

委員 林 大 松村 明 築島 裕 辻村敏樹 林 四郎 古田東朔 村松定孝

〔文化庁関係〕

文化庁長官	佐野文一郎 (昭58・7・5)	鈴木 勲 (昭58・7・5)
文化庁次長	山中昌裕 (昭57・6・9)	浦山太郎 (昭57・6・9) 加戸守行 (昭58・10・1)
文化部長	北橋 徹 (昭58・6・1)	加戸守行 (昭58・6・1) 58・10・1 十文字孝夫 (昭58・10・1)
国語課長	室屋 晃 (昭57・3・16)	中村賢二郎 (昭57・3・16) 58・4・1 後藤英夫 (昭58・4・1)
国語課長補佐	金子健一 (昭58・5・1)	和田浩司 (昭58・5・1) 58・8・1 若松澄夫 (昭58・8・1)
主任国語調査官	安永 実	
国語調査官	大木正義 山口佳也 加藤 要 (昭57・4・1)	亀原壮夫 (昭57・4・1)

○第一六期(任期 昭和五九年四月一六日～昭和六一年四月一五日)

会長	有光次郎 (日本芸術院長)		
副会長	前田陽一 (国際文化会館専務理事)		
委員	赤松大麓 (毎日新聞社社友) 今坂 晃 (東京都立立川高等学校校長) 片野博司 (日本経済新聞社論説委員) 木村治美 (千葉工業大学教授) 紅野敏郎 (早稲田大学教授) 佐久間裕三 (大日本図書社長)	秋山 虔 (東京女子大学教授) 太田三十雄 (東京都台東区立金曾木小学校長) 川口幹夫 (日本放送協会専務理事放送総局長) 久保田勝藏 (東京都新宿区立四谷第二中学校長) (昭60・6・16) 後藤文生 (読売新聞社編集委員) 杉森久英 (作家 日本文芸家協会理事) (昭60・4・1)	石川一郎 (ポトースタト日本連事務局長) 太田良一郎 (時事通信社解説委員長) 木内信胤 (世界経済調査会理事長)

臨時委員	鈴木修次 (広島大学教授) 長倉三郎 (岡崎国立共同研究機構長) 野地潤家 (鳴門教育大学教授) 服部敏幸 (講談社社長 日本書籍出版協会理事) 疋田桂一郎 (朝日新聞社編集委員) 古田東朔 (東京大学教授) 三根谷 徹 (国学院大学教授) 山内隆博 (大和証券相談役) 渡辺光代 (東京のこだま会代表) 角藤久介 (昭60・6・15)	築島 裕 (東京大学教授) 仲佐秀雄 (日本民間放送連盟番組部長) 野元菊雄 (国立国語研究所長) 樋口善典 (共同印刷社長) 古屋奎二 (産業経済新聞社編集委員) 味村 治 (内閣法制次長) 山田年栄 (日本新聞協会専務理事) 渡辺 実 (上智大学教授) 林 四郎 (昭60・9・9)	辻村敏樹 (早稲田大学教授) 南雲仁一 (東京大学教授) 林 大 (前国立国語研究所長) 広瀬一郎 (中日新聞東京本社論説主幹) 松村 明 (東京大学名誉教授) 宮地 裕 (大阪大学教授) 渡部昇一 (上智大学教授) 三浦朱門 (昭60・3・31) 寺島アキ子 (放送作家)
委員	有光次郎 (会長) 前田陽一 (副会長) 木内信胤 酒井新一 服部敏幸 林 大 松村 明 味村 治		

〔運営委員会〕

委員	有光次郎 (会長) 前田陽一 (副会長) 木内信胤 酒井新一 服部敏幸 林 大 松村 明 味村 治
----	--

〔仮名遣い委員会〕

委員	林 大 (主査) 松村 明 (副主査) 今坂 晃 太田三十雄 角藤久介 (昭60・6・15) 斎賀秀夫 (昭60・9・10) 佐久間裕三 築島 裕 辻村敏樹 野元菊雄 林 四郎 (昭60・9・9) 広瀬一郎 古田東朔 三根谷 徹 村松定孝 山田年栄
----	---

〔仮名遣い委員会・小委員会〕

委員	林 大 松村 明 斎賀 秀夫 築島 裕 辻村敏樹 林 四郎 古田東朔 村松定孝
----	---

〔文化庁関係〕

文化庁長官	鈴木 勲 (昭60・3・31)	三浦朱門 (昭60・4・1)
文化庁次長	加戸守行	
文化部長	十文字孝夫	
国語課長	後藤英夫 (昭60・9・30)	森 正直 (昭60・10・1)
国語課長補佐	若松澄夫 (昭59・8・22)	田淵武臣 (昭59・8・23)
主任国語調査官	安永 実	
国語調査官	大木正義 山口佳也 亀原壮夫 (昭60・3・31)	
専門職員	山田 泉 (昭60・5・1)	

○第七期 (任期 昭和六一年二月一日～昭和六三年二月九日)

会長	坂本朝一 (NHK名誉顧問 国家公安委員会委員)	
副会長	酒井新一 (共同通信社社長)	
委員	秋山 虔 (東京女子大学教授) 石綿敏雄 (茨城大学教授) 漆原利夫 (学校図書社長 教科書協会会長) 尾西清重 (日本放送協会顧問) 工藤敦夫 (内閣法制次長) 鈴木修次 (大阪教育大学教授) 辰濃和男 (朝日新聞社編集委員) (昭62・12・1) 辻 源太郎 (トヨタ自動車相談役) 水井 梓 (読売新聞社論説委員)	石井英夫 (産業経済新聞社論説委員 コラムニスト) 井上和子 (神田外語大学教授) 江藤 淳 (東京工業大学教授 日本文芸家協会理事) 北島義俊 (大日本印刷社長 日本印刷産業連合会会長) 紅野敏郎 (早稲田大学教授) 諏訪正人 (毎日新聞社論説委員) 辻村敏樹 (早稲田大学教授) 長倉三郎 (総合研究大学院大学長) 仲佐秀雄 (日本民間放送連盟総務部長)

臨時委員	服部敏幸 (講談社会長 日本書籍出版協会理事) 松村 明 (東京大学名誉教授)	林 大 (前国立国語研究所長)
〔運営委員会〕		
委員	坂本朝一 (会長) 酒井新一 (副会長) 江藤 淳 工藤敦夫 長倉三郎 服部敏幸 林 大 林 巨樹 松村 明	
委員	中沢浩一 (東京都立両国高等学校長) 野地潤家 (鳴門教育大学副学長) 広瀬一郎 (中日新聞取締役論説担当) 宮地 裕 (帝塚山学院院长) 村松 剛 (筑波大学教授) 山田年栄 (日本新聞協会専務理事) 渡辺 実 (上智大学教授)	永田 実 (日本経済新聞社論説委員) 野元菊雄 (国立国語研究所長) 古田東朔 (放送大学教授) 村松定孝 (上智大学教授 日本児童文芸家協会常務理事) 柳下昭夫 (東京家政大学講師 前文京区立誠之小学校長) 渡部昇一 (上智大学教授) 疋田桂一郎 (昭62・12・1)

委員	林 大 (主査) 松村 明 (副主査) 石渡敏雄 漆原利夫 尾西清重 斎賀秀夫 野元菊雄 服部敏幸 林 巨樹 三根谷 徹 村松 剛 山田年栄 渡辺昇一 渡辺 実
----	--

委員	林 大 松村 明 石綿敏雄 斎賀秀夫 辻村敏樹 永田 実 林 巨樹 三根谷 徹
----	---

文化庁長官	大崎 仁 (昭63・6・9)	植木 浩 (昭63・6・10)
文化庁次長	久保庭信一 (昭62・9・21)	横瀬庄次 (昭62・9・22)

文化部長	前畑安宏〔昭和62・9・21〕	逸見博昌〔昭和62・9・22〕	63・6・9〕	遠山敦子〔昭和63・6・10〕
国語課長	森 正直〔昭和62・3・31〕	近藤昌彦〔昭和62・4・1〕	8〕	
国語課長補佐	田淵武臣〔昭和62・9・30〕	松本保之〔昭和62・10・1〕	8〕	
主任国語調査官	安永 実			
国語調査官	西田絢子 有元秀文			
専門調査員	中野 洋〔国立国語研究所言語体系研究部第二研究室長〕	〔昭和63・8・1〕		

○第一八期(任期 平成元年二月一六日～平成三年二月一五日)

会長	坂本朝一〔日本放送協会名誉顧問 国家公安委員会委員〕	
副会長	酒井新一〔共同通信社社長〕	
委員	秋山 虔〔東京女子大学教授〕 石綿敏雄〔茨城大学教授〕 上田幸夫〔東京都港区立御田小学校長〕 江藤 淳〔慶応義塾大学教授 日本文芸家協会理事〕 大出峻郎〔内閣法制次長〕〔平元・9・8〕 工藤敦夫〔内閣法制局長官〕〔平元・9・7〕 斎賀秀夫〔大妻女子大学教授〕 鈴木修次〔大阪教育大学教授〕〔平元・6・11死去〕 関口 実〔時事通信社監査役〕 辰濃和男〔朝日新聞社編集委員〕 寺島アキ子〔放送作家〕 仲佐秀雄〔日本民間放送連盟事務局長〕 南雲仁一〔東京大学名誉教授〕	石井英夫〔産業経済新聞社論説委員 コラムニスト〕 井上和子〔神田外語大学長〕 漆原利夫〔学校図書社長 教科書協会理事〕 北島義俊〔大日本印刷社長 日本印刷産業連合会常任理事〕 紅野敏郎〔早稲田大学教授〕 諏訪正人〔毎日新聞社論説顧問〕 辻村敏樹〔早稲田大学教授〕 長倉三郎〔総合研究大学院大学長〕 永田 実〔日本経済新聞社論説副主幹〕 野元菊雄〔前国立国語研究所長〕

臨時委員	服部敏幸〔講談社社長 日本書籍出版協会理事〕 松村 明〔東京大学名誉教授〕	水谷 修〔国立国語研究所長〕〔平2・6・8〕 林 大〔元国立国語研究所長〕
〔運営委員会〕	林 巨樹〔聖徳大学教授〕 三根谷 徹〔東京大学名誉教授〕 村松定孝〔上智大学名誉教授 日本児童文芸家協会顧問〕 山田年栄〔日本新聞協会専務理事〕 渡辺 実〔上智大学教授〕	広瀬一郎〔中日新聞論説顧問〕 宮地 裕〔帝塚山学院院长〕 古田東朔〔放送大学教授〕 村松 剛〔筑波大学教授〕 渡辺光代〔東京のこだま会代表〕

委員	坂本朝一〔会長〕 江藤 淳 大出峻郎〔平元・9・8〕 林 大 林 巨樹 松村 明	酒井新一〔副会長〕 工藤敦夫〔平元・9・7〕 長倉三郎 服部敏幸
----	--	--

委員	林 大〔主査〕 松村 明〔副主査〕 石綿敏雄 漆原利夫 斎賀秀夫 関口 実 辻村敏樹 野元菊雄 服部敏幸 林 巨樹 三根谷 徹 村松 剛 山田年栄 渡辺昇一 渡辺 実
----	---

委員	林 大〔主査〕 松村 明〔副主査〕 石綿敏雄 斎賀秀夫 関口 実 辻村敏樹 永田 実 林 巨樹 三根谷 徹
----	--

文化庁長官	植木 浩〔平2・6・30〕	川村恒明〔平2・7・1〕
文化庁次長	横瀬庄次〔平元・4・13〕	遠山敦子〔平元・4・14〕

文化部長	遠山敦子 (平元・5・19)	糟谷正彦 (平元・5・20) 渡辺通弘 (平2・7・1)
国語課長	近藤昌彦 (平元・3・31)	河上恭雄 (平元・4・1)
国語課長補佐	松本保之 (平2・3・31)	七五三掛哲郎 (平2・4・1)
主任国語調査官	安永 実	
国語調査官	浅松純子 有元秀文	
専門調査員	中野 洋 (国立国語研究所言語体系研究部第二研究室長)	
○第一期 (任期 平成三年九月一日〜平成五年八月三十一日)		
会長	坂本朝一 (日本放送協会名誉顧問 国家公安委員会委員)	
副会長	沖原 豊 (元広島大学長)	
委員	浅野 修 (日本新聞協会専務理事) 石綿敏雄 (日本女子大学教授) 今泉恂之介 (日本経済新聞社編集委員兼論説委員) 大出峻郎 (内閣法制局長官) 大野武夫 (東京都立両国高等学校校長) 加藤秀俊 (放送教育開発センター所長) 北原保雄 (筑波大学教授) 佐久間裕三 (大日本図書社長 教科書協会会長) 諏訪正人 (毎日新聞社論説顧問) 依 万智 (歌人) 中西 進 (国際日本文化研究センター教授) 永井 梓 (読売新聞社論説副委員長) 林 巨樹 (聖徳大学教授)	石井英夫 (産業経済新聞社論説委員 コラムニスト) 市川悌信 (国立環境研究所長) 江藤 淳 (慶応義塾大学教授 日本文芸家協会理事) 大森政輔 (内閣法制次長) 尾上久雄 (滋賀大学長) 菊池幸子 (文教大学教授) 斎賀秀夫 (大妻女子大学教授) 杉本苑子 (作家) 辰濃和男 (朝日新聞社編集局顧問) 中西 朗 (前東京都新宿区立戸山中学校長) 中村和夫 (日本放送協会専務理事) 蓮池守一 (前東京都千代田区立永田町小学校長)

臨時委員	福岡悟郎 (共同印刷社長 日本印刷産業連合会会長) 松沢経人 (日本民間放送連盟専務理事) 村松 剛 (筑波大学名誉教授) 渡辺富美雄 (東京家政学院大学教授) 野元菊雄 (松蔭女子学院大学教授) 林 大 (元国立国語研究所長)	水谷 修 (国立国語研究所長) 水谷 修 (国立国語研究所長) 山川静夫 (日本放送協会特別主幹) 服部敏幸 (講談社会長 日本書籍出版協会理事長)	福原義春 (資生堂社長) 三次 衛 (富士通顧問) 吉村信亮 (中日新聞社取締役論説主幹)
〔運営委員会〕			
委員	坂本朝一 (会長) 浅野 修 加藤秀俊 服部敏幸	沖原 豊 (副会長) 大出峻郎 (平5・2・9) 林 大 林 巨樹	大森政輔 (平5・2・10) 尾上久雄
〔問題点整理委員会〕			
委員	林 大 (主査) 浅野 修 菅野 謙 齋賀秀夫	水谷 修 (副主査) 寺島アキ子 野元菊雄 林 巨樹 三次 衛 村松 剛	
〔文化庁関係〕			
文化庁長官	川村恒明 (平4・6・30)	内田弘保 (平4・7・1)	
文化庁次長	吉田 茂 (平4・6・30)	佐藤禎一 (平4・7・1) 平5・6・30	林田英樹 (平5・7・1)
文化部長	渡辺通弘 (平4・6・30)	田原昭之 (平4・7・1) 平5・6・30	福島忠彦 (平5・7・1)
国語課長	河上恭雄 (平4・6・30)	菲沢弘志 (平4・7・1)	
主任国語調査官	安永 実		
国語課長補佐	七五三掛哲郎		

国語調査官 浅松絢子 有元秀文〔平3・9・30〕 氏原基余司〔平3・10・1〕

○第二〇期(任期 平成五年一月二日～平成七年一月二日 ※印は臨時委員)

会長	坂本朝一(日本放送協会名誉顧問)
副会長	沖原 豊(元広島大学長)
委員	浅野 修(日本新聞協会専務理事) 石井英夫(産経経済新聞社論説委員) 石綿敏雄(前日本女子大学教授) 市川博信(国立環境研究所長)〔平6・3・29〕 今泉恂之介(日本経済新聞社編集委員兼論説委員) 江藤 淳(慶応義塾大学教授 日本文芸家協会理事) 大森政輔(内閣法制次長) 片倉もとこ(中央大学教授) 沖野 剛(時事総合研究所取締役) 押上武文(前東京都世田谷区立八幡小学校長) 小池民男(朝日新聞社論説委員) 加藤秀俊(放送教育開発センター所長) 神谷不二(東洋英和女学院大学教授)〔平6・5・25〕 齋賀秀夫(大妻女子大学教授) 菅野 謙(大正大学教授) 北原保雄(筑波大学教授) 諏訪正人(毎日新聞社論説顧問) 幸田弘子(女優) 奥水 優(東京外国語大学教授) 寺島アキ子(脚本家) 阪田雪子(杏林大学客員教授) 杉本苑子(作家) 永井 梓(読売新聞社論説委員) 谷口 隆(教育出版社長 教科書協会会長) 中村和夫(前日本放送協会専務理事) 西尾珪子(国際日本語普及協会理事) 中西 進(帝塚山学院大学教授) 俄 万智(歌人) 野元菊雄(神戸松蔭女子学院大学教授) 長尾 真(京都大学教授)〔平6・9・16〕 林 雄一郎(共同通信社常務理事兼編集局長) 福原義春(資生堂社長) 西田 實(日本民間放送連盟専務理事)〔平6・5・25〕 村松 剛(筑波大学名誉教授)〔平6・5・17死去〕 水谷 修(国立国語研究所長) 林 巨樹(帝京大学教授) 林 雄一郎(共同通信社常務理事兼編集局長) 福原義春(資生堂社長) 福岡悟郎(共同印刷社長 前日本印刷産業連合会長) 山川幹夫(エッセイスト) 山口仲美(実践女子大学教授) 松沢経人(日本民間放送連盟専務理事)〔平6・5・25〕 吉村信亮(中日新聞社取締役編集担当) 三次 衛(富士通顧問) 渡辺富美雄(東京家政学院大学教授) 森山晴美(前東京都立三田高等学校長) 山崎誠也(前東京都板橋区立板橋第一中学校長)
臨時委員	服部敏幸(講談社社長 日本書籍出版協会理事)〔平6・6・30〕

〔運営委員会〕 渡辺隆男(二玄社社長 日本書籍出版協会理事)〔平6・9・16〕

委員 坂本朝一(会長) 沖原 豊(副会長)
浅野 修 江藤 淳 大森政輔 加藤秀俊 野元菊雄 服部敏幸 林 巨樹 水谷 修
渡辺隆男

〔第一委員会〕 委員 野元菊雄(主査) 石綿敏雄(主査) 菅野 謙 北原保雄 齋賀秀夫 俄 万智 寺島アキ子 中西 進
石井英夫 押上武文 水谷 修 山口仲美 渡辺富美雄

〔第二委員会〕 委員 水谷 修(主査) 浅野 修 石綿敏雄 片倉もとこ 加藤秀俊 奥水 優 阪田雪子 谷口 隆 長尾 真
西尾珪子 野元菊雄 林 巨樹 三次 衛 森山晴美 山崎誠也

〔第二委員会〕 字体に関するワーキンググループ
委員 石綿敏雄(主査) 奥水 優 長尾 真 林 巨樹 水谷 修 三次 衛

〔文化庁関係〕 文化庁長官 内田弘保〔平6・7・24〕 遠山敦子〔平6・7・25〕
文化庁次長 林田英樹〔平7・6・30〕 小野元之〔平7・7・1〕
文化部長 福島忠彦〔平7・3・31〕 西沢良之〔平7・4・1〕

国語課長	菲沢弘志〔平7・3・31〕	大島有史〔平7・4・1〕
主任国語調査官	安永実〔平7・3・31〕	浅松絢子〔平7・4・1〕
国語課長補佐	七五三掛哲郎〔平6・6・30〕	花立幸雄〔平6・7・1〕
国語調査官	浅松絢子〔平7・3・31〕	氏原基余司 野村敏夫〔平7・4・1〕

○第二期(任期 平成八年七月四日～平成一〇年七月三日)

会長	清水 司(東京家政大学)
副会長	江藤 淳(大正大学教授 日本文芸家協会理事長)
委員	秋岡伸彦(読売新聞社論説委員) 浅野 修(日本新聞協会顧問) 井出祥子(日本女子大学教授) 伊東律子(日本放送協会編成局編成主幹) 今泉恂之介(日本経済新聞社編集委員兼論説委員)〔平9・9・30〕 井上史雄(東京外国語大学教授) 浮川和宣(ジャストシステム社長) 宇治敏彦(中日新聞東京本社取締役論説担当) 榊島忠夫(大阪府立大学名誉教授) 神谷不二(東洋英和女学院大学教授) 片倉もとこ(中央大学教授) 川辺重彦(前東京都文京区立窪町小学校長) 武蔵野市教育委員会教育長 小池民男(朝日新聞社論説委員) 幸田弘子(女優) 杉本苑子(作家) 酒井 昭(日本民間放送連盟専務理事) 土谷英夫(日本経済新聞社論説副主幹)〔平9・10・1〕 谷口 隆(教育出版社長 前教科書協会会長) 徳川宗賢(学習院大学教授) 長尾 真(京都大学長) 津野 修(内閣法制次長) 中野美代子(前北海道大学教授) 西尾珪子(国際日本語普及協会理事長) 林 雄一郎(前共同通信社編集顧問) 福原義春(資生堂社長) 藤田弘道(凸版印刷社長 日本印刷産業連合会会長) 前田耕一(時事通信社相談役) 細見三英子(産業経済新聞大阪本社編集局文化部長兼編集委員) 松岡和子(演劇評論家 翻訳家 東京医科歯科大学教授) 前田富祺(大阪大学教授) 三次 衛(富士通顧問) 緑川佑介(二松学会大学附属沼南高等学校長) 水谷 修(前国立国語研究所長)

〔運営委員会〕	山川静夫(エッセイスト) 山口仲美(埼玉大学教授) 渡辺隆男(二玄社社長 日本書籍出版協会理事長)
---------	--

委員	清水 司(会長) 江藤 淳(副会長)	小林 一仁 津野 修 徳川宗賢 藤田弘道
委員	浅野 修 伊東律子	
委員	水谷 修 渡辺隆男	

〔第一委員会〕	北原保雄(主査) 徳川宗賢(副主査) 新井敏司 井出祥子 井上史雄 上野田鶴子 宇治敏彦 神谷不二 川辺重彦 篠田信司 俵 万智 中西 進 西尾珪子 松岡和子 山口仲美
---------	--

〔第一委員会〕	北原保雄(主査) 徳川宗賢(副主査)〔平10・2・27〕 新井敏司 井出祥子 井上史雄 上野田鶴子 宇治敏彦 神谷不二 川辺重彦 篠田信司 俵 万智 中西 進 西尾珪子 松岡和子 山口仲美
---------	--

委員	水谷 修(主査) 小林一仁(副主査)	浅野 修 今泉恂之介〔平9・9・30〕 浮川和宣 榊島忠夫 小池民男 輿水 優
委員	土谷英夫〔平9・10・1〕 長尾 真 林 雄一郎 前田富祺 三次 衛 緑川佑介	
委員	渡辺隆男	

〔第二委員会〕	水谷 修(主査) 小林一仁(副主査)
---------	--------------------

〔文化庁関係〕

文化庁長官	吉田 茂 (平9・6・30)	林田英樹 (平9・7・1)
文化庁次長	小野元之 (平9・6・30)	遠藤昭雄 (平9・7・1) 10・6・30
文化部長	霜鳥秋則 (平10・6・30)	水野 豊 (平10・7・1)
国語課長	大島有史 (平10・3・31)	鎌田 徹 (平10・4・1)
主任国語調査官	浅松絢子	
国語課課長補佐	花立幸雄 (平10・3・31)	清水 功 (平10・4・1)
国語調査官	氏原基余司 野村敏夫	

○第三期(任期 平成一〇年二月一八日)平成二二年二月一七日)

会長	清水 司 (東京家政大学長)	
副会長	西尾珪子 (国際日本語普及協会理事長)	
委員	秋山 收 (内閣法制次長 (平11・11・17))	浅野 修 (日本新聞協会顧問)
	阿辻哲次 (京都大学教授)	井出祥子 (日本女子大学教授)
	上野田鶴子 (東京女子大学教授)	牛島倫子 (鶴見大学短期大学部教授)
	宇治敏彦 (中日新聞社取締役論説担当兼東京本社論説主幹)	内館牧子 (脚本家)
	小塩 節 (フェリス女学院学院長)	甲斐睦朗 (国立国語研究所長)
	加賀美幸子 (日本放送協会放送総局アナウンス室エグゼクティブアナウンサー)	榊倉康夫 (京都大学教授)
	片倉もとこ (中央大学教授)	榊島忠夫 (大阪府立大学名誉教授)
	北島義俊 (大日本印刷株式会社社長 日本印刷産業連合会常任理事)	小林一仁 (桜美林大学教授)
	興水 優 (日本大学教授)	小林一仁 (桜美林大学教授)
		小池民男 (朝日新聞社論説委員)
		酒井 昭 (日本民間放送連盟専務理事)

委員	坂上 弘 (作家 慶応義塾大学出版会社長)	日本文芸家協会理事	阪田信子 (杉並区立東原中学校長)
	坂本 恵 (神奈川大学教授)	千野境子 (薬経新聞社編集委員兼論説委員)	丁子 惇 (東京書籍社長 教科書協会会長)
	土谷英夫 (日本経済新聞社論説副主幹)	津野 修 (内閣法制次長 (平11・9・16))	
	徳川宗賢 (学習院大学教授 (平11・6・6 死去))		鳥飼玖美子 (立教大学教授)
	中沢 敬 (千代田区立麹町小学校長)	中島みゆき (シンガーソングライター)	中野美代子 (北海道大学名誉教授)
	橋崎憲二 (読売新聞社論説委員)	浜田博信 (講談社代表取締役専務)	平野健一郎 (早稲田大学教授)
	福沢亜夫 (時事通信社解説委員長)	福原義春 (資生堂会長 (平12・9・11))	
	前田富祺 (大阪大学教授)	松岡和子 (演劇評論家 翻訳家)	
	松崎 稔 (共同通信社専務理事・編集主幹 (平11・12・17 死去))	山口仲美 (埼玉大学教授)	水谷 修 (名古屋外国語大学教授)
	三次 衛 (富士通顧問)		

〔第一委員会〕

委員	徳川宗賢 (主査・平11・6・6 死去)	井出祥子 (主査・平11・6・21)
	新井敏司 上野田鶴子 牛島倫子	内館牧子 加賀美幸子 北島義俊
	坂本 恵 丁子 惇 中島みゆき	浜田博信 福原義春 松岡和子

〔第一委員会〕

委員	井出祥子 (主査)	上野田鶴子 坂本 恵 杉戸清樹 (専門調査員)
----	-----------	-------------------------

〔第二委員会〕

委員	榊島忠夫 (主査) 小林一仁 (副主査)	浅野 修 阿辻哲次 小池民男 興水 優 坂上 弘 土谷英夫 福沢亜夫 前田富祺
	三次 衛	

〔第二委員会〕

委員	榊島忠夫 (主査) 小林一仁 (副主査)	阿辻哲次 興水 優 前田富祺
----	----------------------	----------------

〔第三委員会〕

委員	水谷 修 (主査)	上野田鶴子	宇治敏彦	甲斐陸朗	柏倉康夫	片倉もとこ	千野境子	徳川宗賢	鳥飼玖美子
	中沢 敬	中野美代子	榑崎憲二	平野健一郎	福原義春	松崎 稔	山口仲美		

〔文化庁関係〕

文化庁長官	林田英樹 (平12・6・14)	佐々木正峰 (平12・6・15)
文化庁次長	近藤信司 (平12・6・14)	伊勢呂裕史 (平12・6・15)
文化部長	水野 豊 (平12・3・31)	葦沢弘志 (平12・4・1)
国語課長	鎌田 徹 (平12・6・14)	小池啓三郎 (平12・6・15)
主任国語調査官	浅松絢子	
国語課長補佐	清水 功 (平12・3・31)	石垣鉄也 (平12・4・1)
国語調査官	氏原基余司	野村敏夫
専門職員	野山 広	
専門調査員	杉戸清樹 (平11・10・19)	

9 文化審議会国語分科会 (平成一三年二月)

○平成一三年二月五日～平成一四年二月四日

委員 井出祥子 (日本女子大学教授)

内館牧子 (脚本家)

北原保雄 (筑波大学長)

〔文化庁関係〕	藤原正彦 (お茶の水女子大学教授)	黛 まどか (俳人)
---------	-------------------	------------

文化庁長官	佐々木正峰 (平13・12・31)	河合隼雄 (平14・1・1)
文化庁次長	銭谷真美	
文化部長	遠藤 啓	

○平成一四年二月五日～平成一五年二月四日 (臨時委員：平成一四年三月二七日～平成一五年二月四日)

分科会長	北原保雄 (筑波大学長)	
委員	井出祥子 (日本女子大学教授)	内館牧子 (脚本家)
	黛 まどか (俳人)	藤原正彦 (お茶の水女子大学教授)
臨時委員	青木紀久代 (お茶の水女子大学助教授)	阿辻哲次 (京都大学教授)
	白井敏男 (朝日新聞社東京本社論説委員)	沖山吉和 (大田区立東調布中学校長)
	勝方信一 (読売新聞社論説委員)	工藤直子 (詩人 児童文学作家)
	五味陸仁 (東京放送編成検査局審査部部長職)	田村哲夫 (学校法人渋谷教育学園理事長)
	館野俊則 (埼玉県立熊谷西高等学校長)	松岡和子 (翻訳家 演劇評論家)
	手納美枝 (株式会社アルタポインタインク・ナショナル代表取締役)	山根基世 (NHKアナウンサー)
	西村佐二 (目黒区立中目黒小学校長)	阿刀田 高 (小説家)
	三田和代 (女優)	甲斐陸朗 (独立行政法人国立国語研究所長)
		小林一仁 (桜美林大学教授)
		齋藤 孝 (明治大学助教授)
		渋谷雅張 (中学・高等学校長)
		西尾章治郎 (大阪大学教授)
		水谷 修 (名古屋外国語大学長)

〔文化庁関係〕

文化庁長官	河合隼雄
文化庁次長	銭谷真美

文化部長	遠藤 啓〔平14・7・31〕	寺脇 研〔平14・8・1〕
国語課長	片山純一〔平14・7・31〕	山口 敏〔平14・8・1〕
主任国語調査官	氏原基余司	
国語課課長補佐	石垣鉄也〔平14・3・31〕	前谷嘉一〔平14・4・1〕
国語調査官	野村敏夫	
専門 職	鈴木仁也〔平成14・4・1〕	

○平成一五年二月五日〜平成一六年二月四日(臨時委員・平成一五年三月一〇日〜平成一六年二月四日)

分科会長	北原保雄(筑波大学長)	
委員	阿刀田 高(小説家)	井出祥子(日本女子大学教授)
	藤原正彦(お茶の水女子大学教授)	内館牧子(脚本家)
臨時委員	青木紀久代(お茶の水女子大学助教授)	阿辻哲次(京都大学教授)
	岡部観榮(白杵市教育委員会教育長)	冲山吉和(大田区立大森第三中学校長)
	勝方信一(読売新聞東京本社論説委員)	川島隆太(東北大学教授)
	小林一仁(桜美林大学名誉教授)	五味陸仁(元東京放送解説委員)
	館野俊則(埼玉県立熊谷西高等学校長)	田村哲夫(学校法人渋谷教育学園理事長)
	手納美枝(株式会社デルタポイントインターナショナル代表取締役)	渋谷藤張中学・高等学校長
	藤田慶三(荒川区立峡田小学校長)	西尾章治郎(大阪大学教授)
	水谷 修(名古屋外国語大学長)	三林京子(女優)
	山根基世(NHKアナウンス室エグゼクティブアナウンサー)	松岡和子(翻訳家 演劇評論家)

〔読書活動等小委員会〕

委員 甲斐陸朗(主査) 館野俊則(副主査)

阿刀田 高	白井敏男	岡部観榮	勝方信一	工藤直子	斎藤 孝	手納美枝	辺見じゅん
山根基世							

〔国語教育等小委員会〕

委員	水谷 修(主査)	小林一仁(副主査)
	青木紀久代	阿辻哲次
	藤原正彦	松岡和子
		井出祥子
		冲山吉和
		川島隆太
		五味陸仁
		田村哲夫
		藤田慶三

〔文化庁関係〕

文化庁長官	河合肇雄	
文化庁次長	銭谷真美〔平15・7・24〕	素川富司〔平15・7・25〕
文化部長	寺脇 研	
国語課長	山口 敏〔平15・8・7〕	久保田 治〔平15・8・8〕
主任国語調査官	氏原基余司	
国語課課長補佐	前谷嘉一〔平15・11・9〕	柿沢 稔〔平15・11・10〕
国語調査官	野村敏夫〔平15・3・31〕	
専門 職	鈴木仁也	中神智文〔平15・5・1〕
		小椋秀樹〔平15・4・1〕

○平成一六年二月五日〜平成一七年二月四日

分科会長	阿刀田 高(小説家)	
委員	市川団十郎(歌舞伎俳優 社団法人日本俳優協会財務理事)	西原鈴子(東京女子大学教授)
	前田富祺(神戸女子大学教授)	松岡和子(翻訳家 演劇評論家)

〔文化庁関係〕

文化庁長官	河合肇雄
文化庁次長	素川富司〔平16・6・30〕 加茂川幸夫〔平16・7・1〕
文化部長	寺脇研
国語課長	久保田治
主任国語調査官	氏原基余司
国語課課長補佐	柿沢稔
専門職	鈴木仁也 中神智文 小椋秀樹

四 国語審議会・文化審議会 答申・建議・報告等一覽

1 答 申

(一) 官制に基づく国語審議会

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申事項	答申年月日	会長	文部大臣	概 要
国語ノ統制ニ関スル件 漢字ノ調査に關スル件 仮名遣ノ改定ニ關スル件 文体ノ改善ニ關スル件	昭一〇・三・二五	松田 源治	現代かなづかい	昭二二・九・二二	安部 能成	田中耕太郎	大体、現代語音に基づいて現代語を仮名で書き表す場合の準則を示した。主として口語体の現代文に適用するものとした。歴史的仮名遣いによる表記をほぼなくしたが、助詞の「は」「へ」「を」はそのまま残った。
当用漢字表	昭二二・一一・五	安部 能成				田中耕太郎	法令・公用文書・新聞・雑誌及び一般社会で使用する漢字の範囲として漢字・一八五〇字を示した。漢字使用の範囲とされたため、一般の社会生活では、当用漢字の範囲で書き表すもの

当用漢字別表	昭二二・九・二九	安部 能成	森戸 辰男	として強く意識された。
当用漢字音訓表				当用漢字のうち、義務教育期間中に読み書きとにもできるように指導すべき漢字として八八一字を示した。
当用漢字字体表	昭二三・六・一	安部 能成	森戸 辰男	当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示した。音訓は、当時広く行われているものの中から採用したが、異字同訓はできる限り整理した。
ローマ字のつづり方	昭二八・三・二二	岡野 清豪	土岐 善磨	ローマ字つづりを国語教育や公式の文書、地名などに用いる場合の一定のよりどころとして示した。第一

				表をそのよりどころとし、第二表も現実に通じていることから、その読み方も適当な時期において習得する必要があるとした。
--	--	--	--	---

(二) 文部省設置法に基づく国語審議会

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申事項	答申年月日	会長	文部大臣	概要
国語施策の改善の具体策について	昭四一・六・一三	中村 梅吉	当用漢字改定音訓表	昭四七・六・二八	前田 義徳	高見 三郎	昭和二二年内閣告示・内閣訓令の「当用漢字音訓表」を改定したもの。この改定により、当用漢字音訓表は、一般の社会生活における、良い文章表現のための目安とされた。
			改定送り仮名の付け方				昭和三四年内閣告示・内閣訓令の「送り仮名の付け方」を改定したもの。当用漢字改定音訓表の音訓によって語を書き表す場合について取り扱ったもので、送り仮名の付け方を本則・例外・許容の三つに分けて示した。

(三) 文化審議会

諮問事項	諮問年月日	文部大臣	答申事項	答申年月日	会長	文部大臣	概要
これからの時代に求められる国語力について	平一四・二・二〇	速山 敦子	これからの時代に求められる国語力について	平一六・二・三	高階 秀爾	河村 建夫	国語の重要性について確認した上で、これからの時代に求められる国語力を示し、さらにそのような国語力を身に付けるための方策について提案したものを。

2 建議 議

(一) 官制に基づく国語審議会

建議事項	建議年月日	会長	建議	先	概要
中国地名・人名の書き方の表	昭二四・七・三〇	安藤 正次	文部大臣	高瀬荘太郎	中国の地名・人名を仮名書きにする場合に用いる中国標準音の書き方を示した「中国地名・人名の書き方の表」を普及させるとともに、できる限り速やかに実施することを提言。

(二) 文部省設置法に基づく国語審議会

建議事項	建議年月日	会長	建議	先	概要
法令の用語用字の改善について	昭二五・一〇・三〇	土岐 善磨	文部大臣	天野 貞祐	法令の用語用字の平易化・統一のために、法務府が中心となり調査研究すべき事項を提言。
人名漢字に関する建議	昭二六・五・一四	土岐 善磨	文部大臣	天野 貞祐	当用漢字表外の漢字で、子の名に用いて差し支えないと認めた漢字・九二字を示した。
公用文改善の趣旨徹底について	昭二六・一〇・三〇	土岐 善磨	内閣総理大臣	吉田 茂	公用文改善の趣旨が十分に徹底しているとは言えない状況にあることを踏まえ、公用文改善のために「公用文作成の要領」を周知徹底するよう提言。
公用文の左横書きについて	昭二七・四・一四	土岐 善磨	内閣総理大臣	吉田 茂	公用文の左横書きの実施状況が不十分であるということから、公用文の横書きの実施時期を具体的に決定し、官庁事務の能率化を図ることを提言。
これからの敬語について	昭二七・四・一四	土岐 善磨	文部大臣	天野 貞祐	日常の言語生活における最も身近な問題として敬語の問題を取り上げて、今後の望ましいと思われる形を示した。新しい時代の生活に即した作法とともに、平明・簡潔なものとして健全な発達を遂げることがを望むとした。
ローマ字つづり方の単一化について	昭二八・三・二二	土岐 善磨	文部大臣	岡野 清豪	「ローマ字のつづり方」に基づくローマ字の単一化について
町村の合併によって新	昭二八・一〇・八	土岐 善磨	内閣総理大臣	吉田 茂	合併後の市町村名の書き表し方が、できる限り分

しくつけられる地名の書き表し方について	昭二九・三・一五	土岐 善麿	内閣総理大臣 吉田 茂	かりやすく、読み違いの起こらないようなものになるよう適切な処置を取ることを提言。
法令用語改善について	昭三一・七・五	土岐 善麿	文部大臣 清瀬 一郎	「法令用語改正例」を参考として、国民の理解しやすいものとなるよう法令用語を改善するために適切な処置を取ることを提言。
話しことばの改善について				話し言葉の研究・教育について、一層改善・工夫を図る必要があるとし、話し言葉の教育を学校教育において推進する必要があること、話し言葉教育の指導者を養成する方策を立てること、話し言葉の教育を科学的方法に基づいて検討し直す必要があることなどを提言。
送りがなのつけ方	昭三三・一一・一八	土岐 善麿	文部大臣 灘尾 弘吉	当用漢字、現代かなづかいによる現代口語文で、漢字・仮名を用いて語を書く場合の送り仮名のよりどころを示した。
国語の教育の振興について	昭四七・六・二八	前田 義徳	文部大臣 高見 三郎	国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にす精神を養うことが極めて重要であると考へ、国民生活の各分野における国語の教育の振興についてその考へを示した。

3 報告等

(一) 文部省設置法に基づく国語審議会

報告事項	報告等年月日	概要
国語問題要領	昭二五・六・一一	国語審議会の性格と審議の方針を明確にするともに、国語の現状と問題点について審議した結果を報告。
外来語の表記について(部会報告)	昭二九・三・一五	外来語を仮名で表記する場合の原則を一九項の原則にまとめて示した。外来語は原則として片仮名で書き、別表「外来語を書くとき用いるかなと符号の表」の範囲内で書くとした。「外来語用例集」を付した。
当用漢字補正案(部会報告)		漢字部会が当用漢字表について再検討した結果を、将来当用漢字表を補正する際の基本的な資料となるものとして公表。当用漢字表から削除する漢字・二八字、当用漢字表に加える漢字・二八字、音訓を加える漢字・一字、字体を改め音訓を加える字・一字を示した。
ローマ字教育(部会報告)		ローマ字は国語の仕組みと働きを理解させる手段になるとして、ローマ字指導を国語教育の中で低学年から始めることについて更に審議すべきであると提言。
ローマ字のわかち書き(部会報告)		ローマ字の分かち書きについて、問題となるような具体例を集め、文法との関連を考慮しながら検討を加えて、その後、更に大局的な見地から再検討し決定することが適当と提言。
標準語のために(部会報告)		東京語を、正しい形・誤った形・なまった形に分けて、将来の標準語の姿への方向性を明らかにしようとした。また標準語としてのこれからの日本語の理想を言語生活の各面にわたって考へた。
かなの教え方について	昭三〇・七・一一	中央教育審議会答申「かなの教え方について」を受け、小学校における平仮名・片仮名の学習について審議し、少なくとも小学校第二学年あるいは第三学年の終わりまでに、片仮名を平仮名とともに習得させることが必要であると提言。

正書法について(部会報告)	昭三一・七・五	正書法について広く考え、特に教育上問題となっている「現代かなづかい」適用上の諸点について審議した結果を報告。
同音の漢字による書きかえ(部会報告)		当用漢字の使用を円滑にするために、当用漢字表以外の漢字を含む漢語を書き表すための方法として、当用漢字表中の同音の別の漢字に書き換えることについて審議し、「同音の漢字による書きかえ」として示した。
国語教育におけるローマ字教育について(部会報告)		国語教育の一環としてのローマ字教育を現行の時間数の範囲内で実質的に充実して行うことは、国語教育の効果を一層高めるために適切であると提言。また、ローマ字の分かち書きの仕方についての再検討や教員養成の問題についても考慮する必要があるとした。
地名・人名のかな書きについて(部会報告)	昭三六・三・一七	一般に日本の地名・人名は、差し支えない限り仮名書きにしてよいという見解を明確にすることの必要性を認めた。適用の範囲や場面は、当事者の判断に待たなければならぬであろうとし、また地名・人名を仮名書きする際には片仮名表記が読みやすいと思われたとした。
法令の用語用字の改善について(部会報告)		「改正刑法準備草案」の字句や表現について検討審議して得た結論を報告。
語形の「ゆれ」について(部会報告)		語形の揺れが言語生活や教育の上で多少なりとも妨げになっているという立場から、コミュニケーションの合理化、教育の負担軽減、及び標準語ないし標準的な表記法の確立への一段階として、漢字表記・発音の揺れを取り上げ、その整理統一について検討した結果を報告。
ローマ字文のわかち書きについて(部会報告)	昭三八・一〇・一一	昭和二年文部省発表の「ローマ字文の書き方」を発展・拡充させ、しっかりとした分かち書きのよりどころを作ることを必要と認めて審議した結果を報告。分かち書きで問題となることのうち、助詞が連続する場合の分かち書きについて取り上げた。
国語の改善について		国語改善の基本的な考え方、これまでの国語施策の評価と問題点、これから改善を図る必要がある問題について審議した結果を報告。
当用漢字表の再検討について(部会報告)	昭四〇・一二・九	当用漢字表の性格、選定の方針・基準について検討した結果及び字種について審議した結果を報告。

会報告)		議した結果を報告。
送りがなの付け方の再検討について(部会報告)		「送りがなの付け方」の修正すべき点について審議した結果を報告。
発音のゆれについて(部会報告)		現代語において、同じ意味で、同じ言葉と認められていながら、発音が一定していないものについて審議した結果を報告。
当用漢字改訂音訓表(案)(部会報告)	昭四五・五・二七	当用漢字音訓表の改訂のために、漢字部会において、当用漢字音訓表の改訂について審議した結果を報告。参考資料として「異字同訓」の漢字の用法「訓の一覧表」を付した。
改定送りがなのつけ方(案)(部会報告)		かな部会において、「送りがなのつけ方」の改訂について審議した結果を報告。参考資料として「現行の「送りがなのつけ方」と「改定送りがなのつけ方」との対照表」を付した。
一般問題小委員会審議経過		国語施策と教育との関係について検討した結果を報告したものを。
「異字同訓」の漢字の用法(部会報告)	昭四七・六・二八	同音で意味の近い語が、漢字で書かれる場合、その慣用上の使い分けの大体を用例で示したものを。
人名用漢字の追加について(回答)	昭五一・七・九	法務省から提出された人名用漢字・二八字の追加について了承したことを回答したものを。
新漢字表試案	昭五一・一・二一	当用漢字表の字種・字体・字訓の問題について審議を行い、「新漢字表試案」として報告。
常用漢字表案	昭五三・三・三〇	当用漢字表の字種・字体・音訓の問題について審議を行った結果を、「常用漢字表案」として報告。
仮名遣い委員会審議経過	昭五九・二・二八	仮名遣い委員会の審議経過として、「現代かなづかい」の問題点、仮名遣いについての基本的な考え方、委員の意見の概要等をまとめ、総会に報告。
仮名遣い委員会試案・改定現代仮名遣(部会報告)	昭六〇・二・二〇	「現代かなづかい」の改定について審議を行った結果を、仮名遣い委員会の試案として総会に報告。

外来語表記委員会審議経過	昭六三・一二・八	外来語表記委員会の審議経過として、外来語の表記の問題点とその取扱い、外来語の表記についての基本的な考え方、委員の意見の概要等をまとめ、総会に報告。
外来語表記委員会試案・外来語の表記(案)(部会報告)	平二・三・一	外来語表記委員会が審議を行った結果を、外来語表記委員会試案として総会に報告。
問題点整理委員会・現代の国語をめぐる諸問題について(審議経過報告)(案)(部会報告)	平四・六・一八	総会での自由討議・意見交換を基に問題点整理委員会で整理・検討を行った結果を中間的な審議経過として報告。
現代の国語をめぐる諸問題について	平五・六・八	現代の国語における様々な問題を見渡し、今後適切な対応が望まれる問題としてどのようなものがあるかについて審議した結果を報告。
新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)	平七・一一・八	「言葉遣いに関すること」、「情報化への対応に関すること」及び「国際社会への対応に関すること」について審議した結果として「現代における敬意表現の在り方」を、「主としてワープロ等における字体の問題」について審議した結果を「表外漢字字体表試案」として報告。
新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)	平一〇・六・二四	

(二) 文化審議会国語分科会

報告事項	報告等年月日	概要
これからの時代に求められる国語力―審議経過の概要―	平一五・一・二九	国語分科会において「これからの時代に求められる国語力」について審議した結果を審議経過の概要として文化審議会総会に報告。
国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)	平一七・二・二	国語分科会として今後取り組むべき課題として、「敬語に関する具体的な指針作成について」と「情報化時代に対応する漢字政策の有り方について」の二つが更に検討が必要であると報告

五 国語行政担当局課一覧

年月日	所管部局名
明治 四・九・一八	編輯寮
五・九・一三	編輯寮廃止
五・一〇	教科書編成掛
六・三	編書課
七・一〇・三一	報告課
一三・三・二五	編輯局
一九・二・二七	編輯局(官制により第一課・第二課・第三課に分かれる)
二三・六・二六	総務局図書課
二四・八・一六	大臣官房図書課
三〇・一〇	図書局
三一・一〇	大臣官房図書課
三三・五・一九	総務局図書課
三六・一二・五	大臣官房図書課
四四・五・九	図書局第二課
大正 二・六・二三	図書局廃止
五・六・二五	普通学務局第三課(国語調査室)
九・四・二八	図書局第一課(国語調査室)
一三・一二・二二	図書局編修課(国語調査室)
一五・一一・二八	図書局国語課
一八・一一・一	教学局国語課
二〇・七・一一	教学局教学課
二〇・一〇・一五	教科書局第二編修課
二一・三・六	教科書局調査課(国語調査室)
二一・一二・四	教科書局教材研究課(国語調査室)
二二・四・一	教科書局国語課
二四・五・三一	調査普及局国語課
二七・七・三一	調査局国語課
四一・四・五	文化局国語課
四三・六・一五	文化庁文化部国語課

六 国語施策関係法律一覽

1 文化芸術基本法

◎文化芸術基本法(平成十三年十二月七日)
法律第四百十八号

文化芸術基本法(抄)
(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 文化庁

◎文部科学省組織令(平成十二年六月七日)
政令第二百五十一号

文部科学省組織令(抄)

第二章 文化庁

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

(文化部の所掌事務)

第九十六条 文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。

八 国語の改善及びその普及に関すること。
九 外国人に対する日本語教育に関すること(外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く)。

十 アイヌ文化の振興に関すること(アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る)。

第二款 課の設置等

第二目 文化部

(文化部に置く課)

第百三条 文化部に、次の三課を置く。

芸術文化部

国語課

宗務課

(国語課の所掌事務)

第百五条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国語の改善及びその普及に関すること。

二 外国人に対する日本語教育に関すること(外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く)。

三 アイヌ文化の振興に関すること(アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る)。

3 国語調査委員会

◎国語調査委員会官制(明治三十五年三月二十五日)

朕国語調査委員会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治三十五年三月二十四日

内閣総理大臣 伯爵

文部大臣 理学博士男爵 菊池大麓

勅令第四十九号

国語調査委員会官制

3 国語調査委員会

2 文化庁

◎文部科学省組織令(平成十二年六月七日)
政令第二百五十一号

文部科学省組織令(抄)

第二章 文化庁

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

(文化部の所掌事務)

第九十六条 文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。

八 国語の改善及びその普及に関すること。
九 外国人に対する日本語教育に関すること(外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く)。

十 アイヌ文化の振興に関すること(アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る)。

第二款 課の設置等

第二目 文化部

第一条 国語調査委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ国語ニ関スル事項ヲ調査ス

第二条 国語調査委員会ハ委員長一人委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 委員長、委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四条 委員長ハ会務ヲ処理シ委員会ノ議長ト為リ調査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申スヘシ

第五条 委員長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス

第六条 国語調査委員会ニ主査委員若干人ヲ置キ委員ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

第七条 国語調査委員会ニ書記若干人ヲ置キ委員長之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎国語調査委員会官制廃止(大正二年六月十三日)

朕国語調査委員会官制廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

八八三

大正二年六月十三日
 内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛
 文部大臣 理学博士男爵 奥田 義人
 勅令第七十八号
 国語調査委員会官制ハ之ヲ廃止ス
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

4 臨時仮名遣調査委員会

◎臨時仮名遣調査委員会官制（明治四十一年五月二十五日）
 朕臨時仮名遣調査委員会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 明治四十一年五月二十三日
 内閣総理大臣 侯爵 西園寺公望
 文部大臣 男爵 牧野 伸顯

勅令第三百三十六号
 第一条 臨時仮名遣調査委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ
 国語及字音ノ仮名遣ニ関スル事項ヲ調査ス
 第二条 臨時仮名遣調査委員会ハ委員長一人及委員二十
 五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
 委員長及委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之
 ヲ命ス

第三条 臨時仮名遣調査委員会ニ主事一人ヲ置キ文部大
 臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
 主事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
 第四条 臨時仮名遣調査委員会ニ書記二人ヲ置キ文部省
 判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス
 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時仮名遣調査委員会官制廃止（明治四十一年十二月十
 四日）
 朕臨時仮名遣調査委員会官制廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
 公布セシム
 明治四十一年十二月十二日
 内閣総理大臣 侯爵 桂 太郎
 文部大臣 小松原英太郎

勅令第三百二十二号
 臨時仮名遣調査委員会官制ハ之ヲ廃止ス

5 臨時ローマ字調査会

◎臨時ローマ字調査会官制（昭和五年十一月二十六日・官
 報）
 朕臨時ローマ字調査会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和五年十一月二十五日
 内閣総理大臣臨時代理 外務大臣 男爵 幣原喜重郎
 文部大臣 田中 隆三
 勅令第二百二十二号
 臨時ローマ字調査会官制
 第一条 臨時ローマ字調査会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ国
 語ノローマ字綴方ニ関スル事項ヲ調査ス
 第二条 調査会ハ会長一人及委員三十五人以内ヲ以テ之
 ヲ組織ス
 前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置ク
 コトヲ得
 第三条 会長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ
 委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ
 之ヲ命ス
 第四条 会長ハ会務ヲ総理ス
 会長事故アル時ハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職
 務ヲ代理ス
 第五条 会長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ数ニ加ハ
 ルコトヲ得
 第六条 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ調査会ノ請求アリク
 ルトキハ適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳
 述セシムルコトヲ得
 第七条 調査会ノ議事ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
 第八条 調査会ニ幹事長一人及幹事若干人ヲ置ク文部大

臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
 幹事長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
 幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
 第九条 調査会ニ書記若干人ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス
 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎臨時ローマ字調査会官制（昭和十一年七月一日・官報）
 朕臨時ローマ字調査会官制廃止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
 布セシム
 昭和十一年六月三十日
 内閣総理大臣 広田 弘毅
 文部大臣 平生飢三郎

勅令第四百四十四号
 臨時ローマ字調査会官制ハ之ヲ廃止ス
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

6 臨時国語調査会官制

◎臨時国語調査会官制（大正十年六月二十五日）
 朕臨時国語調査会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
 大正十年六月二十四日
 内閣総理大臣 原 敬

文部大臣 中橋徳五郎

勅令第二百八十八号

臨時国語調査会官制

第一条 臨時国語調査会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ普通ニ使用スル国語ニ関スル事項ヲ調査ス

第二条 臨時国語調査会ハ会長一人委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アル場合ニ於イテハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長委員長及臨時委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理シ調査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申ス

会長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 会長ハ会務ヲ総理シ調査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申ス

第六条 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ会長ノ請求アルトキハ文部省高等官其ノ他適当ト認ムル者ヲシテ会議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七条 臨時国語調査会ノ議事ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八条 臨時国語調査会ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於イテ之ヲ命ス

幹事長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九条 臨時国語調査会ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

7 国語審議会官制

◎国語審議会官制(昭和九年十二月二十一日・官報)

朕国語審議会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 昭和九年十二月二十一日

内閣総理大臣 岡田 啓介
文部大臣 松田 源治

勅令第三百三十一号(官報十二月二十二日)

第一条 国語審議会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応ジテ国語ニ関スル事項ヲ調査審議ス

国語審議会ハ前項ノ事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 国語審議会ハ会長一人、副会長一人及委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長、副会長、委員及臨時委員ハ文部大臣ノ奏

請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

会長及副会長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 会長及副会長ハ會議ニ於テ意見ヲ陳述シ可否ノ数ニ加ハルコトヲ得

第六条 文部大臣ハ必要ニ依リ又ハ会長ノ請求アルトキハ文部省高等官其ノ他適当ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第七条 国語審議会ノ議事ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八条 国語審議会ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ会長及副会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ臨時命ヲ承ケ国語ニ関スル事項ノ調査ニ従事ス

第九条 国語審議会ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ会長、副会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時国語調査会官制ハ之ヲ廃止ス

◎国語審議会官制改正(昭和十五年七月十九日)

朕国語審議会官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 昭和十五年七月十八日

内閣総理大臣 米内 光政
文部大臣 松浦鎮次郎

勅令第四百七十四号(官報七月十九日)

国語審議会官制中左ノ通改正ス
第二条中「委員三十五人」ヲ「委員四十人」ニ改ム

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎国語審議会官制改正(昭和十六年五月二日・官報)

朕国語審議会官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 昭和十六年五月一日

内閣総理大臣 公爵 近衛 文麿
文部大臣 橋田 邦彦

勅令第五百三十六号(官報五月二日)

国語審議会官制中左ノ通改正ス
第八条 国語審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク

文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事長ハ会長及副会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
幹事長及幹事ハ臨時上司ノ命ヲ承ケ第一条第一項ノ事
項ノ調査ニ従事ス
第九条 第二項中「会長、副会長及幹事」ヲ「上司」ニ
改ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

8 文部省令等

◎文部省設置法(昭和二十四年五月三十一日)

法律第四百十六号

文部省設置法(抄)

第二十四条 第十三条に掲げるもののほか、本省に左表
の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それ
ぞれ下欄に記載する通りとする。

国語審議会 国語に関する事項を調査審議す
ること。

2 前項に掲げる機関の分科会、内部組織、所掌事務及
び委員その他の職員については、他の法律(これに基
づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほ
か、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(これ
に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほ
か、従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機
関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとす
る。

国語審議会官制(昭和九年勅令第三百三十一号)

◎行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改
正する法律(昭和四十三年六月十五日)

法律第九十九号

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を
改正する法律(抄)

第五章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第十六条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六
号)の一部を次のように改正する。
第三章を次のように改める。

第三章 文化庁
第一節 総則

第二八条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づい
て、文部省の外局として、文化庁を置く。

第三節 附属機関

(審議会)

第四十三条 文化庁に、次の表の上欄に掲げる機関を置
き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとお
りとする。

国語審議会 国語及びローマ字に関する事項を調
査審議すること。

2 前項に掲げる機関に置かれる委員は、他の法律に別
段の定めがある場合を除くほか、文化庁長官の申出に
より、文部大臣が任命する。

3 第一項に掲げる機関の分科会、内部組織、所属事務
及び委員その他の職員については、他の法律(これに
基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く
ほか、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

◎国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整理等に関する法律(昭和五十八年十二月二日)

法律第七十八号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整理等に関する法律

(抄)

第二章 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に

8 文部省令等

伴う関係法律の整理等

第五節 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第五十八条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十
六号)の一部を次のように改める。
第四十三条を削る。

第四十四条中「文部省」を「前項に規定するもの
ほか、文部省」に改め、同条を同条第二項とし、同条
に第一項として次の一項を加え、第四章中同条を第十
六条とする。

文化庁に政令の規定により置かれる審議会等で政令
で定めるものの委員及び文化庁に政令の規定により置
かれる施設等機関で政令で定めるものの長は、文化庁
長官の申し出により、文部大臣が任命する。*

附 則

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七
月一日から施行する。

* この改正により、次の項目が「第十六条第
一項」となった。

第十六条 文化庁に政令の規定により置か
れる審議会等で政令で定めるものの委員
及び文化庁に政令の規定により置かれる
施設等機関で政令で定めるものの長は、
文化庁長官の申し出により、文部大臣が

任命する。

◎文部省組織令（昭和五十九年六月二十八日）
政令第二百二十七号

文部省組織令（抄）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）及び文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の規定に基づき、文部省組織令（昭和二十七年政令第三百八十七号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第二章 文化庁

第二節 審議会等

（審議会等）

第七十七条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、文化庁に次の表の上覧に掲げる審議会を置き、これらの審議会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国語審議会

文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を文部大臣、関係各大臣又は文化庁長官に建議すること。

二 国語の教育の振興に関する事項

（組織）

第二条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

第三条 委員及び臨時委員は、政治、教育、学術、文化、報道、経済等の各界における学識経験のある者及び関係各庁の職員につき、文部大臣が定める方法で推薦された者のうちから、文部大臣が任命する。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、審議会の意見を聞いて、文部大臣が任命する。

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、三年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

3 委員、臨時委員及び専門調査員は、非常勤とする。
第五条 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理する。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 国語審議会令等

2 前項に定めるもののほか、同項に定める審議会に關し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。
4 法第十六条第一項に規定する政令で定める審議会等は、第一項に定める審議会とする。

9 国語審議会令等

◎国語審議会令

国語審議会令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年七月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二百五十三号

国語審議会令

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）第二十四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 国語審議会（以下「審議会」という。）は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。
一 国語の改善に関する事項

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の会議は、原則として公開とする。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、第一条に掲げる事項に關し、意見の開陳又は説明を依頼することができる。

5 第一項及び第二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（庶務）

第八条 審議会の庶務は、文部省調査普及局において処理する。
（雑則）

八九一

第九条 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 この政令施行の際、現に従前の国語審議会の会長、副会長、委員及び臨時委員である者は、それぞれ、引き続き審議会の会長、副会長、委員及び臨時委員となり、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和二十四年七月三十一日までその職にあるものとする。

文部大臣 高瀬莊太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

◎ローマ字調査審議会令

ローマ字調査審議会令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十四年七月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二百五十六号

ローマ字調査審議会令

内閣は、文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)附則第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 ローマ字調査審議会(以下「審議会」という)は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。

- 一 ローマ字による国語の表記法に関する事項
- 二 ローマ字による国語教育に関する事項

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

第三条 委員及び臨時委員は、政治、教育、学術、文化、報道、経済等の各界における学識経験のある者及び関係各庁の職員のうちから、文部大臣が任命する。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、審議会の意見を聞いて、文部大臣が任命する。

第四条 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

第五条 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理する。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補

佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長は、一年ごとに改選する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の議事は、原則として公開とする。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、第一条に掲げる事項に関し、意見の開陳又は説明を依頼することができる。

5 第一項及び第二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

9 国語審議会令等

第八条 審議会の庶務は、文部省調査普及局において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

2 この政令施行の後最初に任命される委員以外の委員及び臨時委員は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に掲げる者につき、文部大臣が定める方法で推薦された者の中から、文部大臣が任命するものとする。

文部大臣 高瀬莊太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

◎国語審議会令改正

国語審議会令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十五年四月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第八十五号

国語審議会令

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）第二十四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 国語審議会（以下「審議会」という。）は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。

- 一 国語の改善に関する事項
- 二 国語の教育の振興に関する事項
- 三 ローマ字に関する事項

（組織）

第二条 審議会は、委員七十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門調査員を置くことができる。

第三条 委員及び臨時委員は、政治、教育、学術、文化、報道、経済等の各界における学識経験のある者及び関係各庁の職員につき、文部大臣が定める方法で推薦された者のうちから、文部大臣が任命する。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、審議会の意見を聞いて、文部大臣が任命する。

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、三年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

3 委員、臨時委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第五条 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理する。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）

第六条 審議会に、ローマ字に関する事項を担当させるため、ローマ字調査分科審議会（以下「分科会」という。）を置く。

第七条 分科会に属する委員及び臨時委員は、文部大臣が指名する。

第八条 分科会に属する委員により分科会長として互選された者は、分科会の会務を掌理する。

2 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（部会）

第九条 審議会及び分科会は、審議会の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名す

る。

3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

（議事）

第十条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会及び分科会の会議は、原則として公開とする。

4 審議会及び分科会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、第一条に掲げる事項に関し、意見の開陳又は説明を依頼することができる。

5 第一項及び第二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（庶務）

第十一条 審議会の庶務は、文部省調査普及局において処理する。

（雑則）

第十二条 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 国語審議会令（昭和二十四年政令第二百五十三号）及びローマ字調査審議会令（昭和二十四年政令第二百五十六号）は、廃止する。

文部大臣 高瀬莊太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

◎国語審議会令改正

政令第三百三十五号

審議会等の整理のための通信教育審議会令等の一部を改正する政令

第四条 国語審議会令（昭和二十五年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三年」を「二年」に改める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

◎国語審議会令改正

政令第三百三十八号

大学設置審議会令等の一部を改正する政令

第三条 国語審議会令（昭和二十五年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「文部省調査普及局」を「文部省調査局」

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

◎国語審議会令改正

政令第六十八号

国語審議会令の一部を改正する政令
国語審議会令(昭和二十五年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「左に掲げる事項」を「文部大臣の諮問に応じて次に掲げる事項」に改める。
第二条第一項中「七十人以内」を「五十人以内」に改める。

第三条一項中「政治、教育、学術、文化、報道、経済等の各界における」を削り、「関係各庁の職員につき、文部大臣が定める方法で推薦された者のうちから」を「関係行政機関の職員のうちから」に改め、同条第二項中「専門調査員は、」の下に「当該専門の事項に関し」を加える。

第四条第二項中「臨時委員」の下に「及び専門調査員」を、「特別の事項」の下に「又は専門の事項」を加え、「終つたときは、」を「終つたときは、それぞれ」に改める。

第六条から第八条までを削り、第九条第一項中「及び分科会」を削り、同条を第六条とする。

第十条第三項を削り、同条第四項中「及び分科会」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「分科会及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とし、第十二条を第九条とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行の際現在に在職する委員は、この政令による改正後の国語審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例により在職する(学識経験のある者のうちから任命された委員にあつては、その任期中に限る。)ものとする。

◎国語審議会令改正

政令第三百三十六号

文部省組織令の一部を改正する政令

附 則

1 この政令は、昭和四十一年五月一日から施行する。
2 国語審議会令(昭和二十五年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。
第八条中「調査局」を「文化局」に改める。

◎国語審議会令改正

政令第七十号

文部省組織令の一部を改正する政令

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。
6 国語審議会令(昭和二十五年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「文部大臣」の下に「又は文化庁長官」を加え、「及び関係各大臣」を「、関係各大臣又は文化庁長官」に改める。

第三条第一項中「及び関係行政機関の職員」を削り、「うちから」の下に「文化庁長官の申出により」を加え、同条第二項中「文部大臣」を「文化庁長官」に改める。

第四条第一項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削る。
第八条中「文部省文化局」を「文化庁文化部」に改める。

◎国語審議会令改正

政令第二百二十九号

保健体育審議会令等の一部を改正する政令

第三条 国語審議会令(昭和二十五年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

9 国語審議会令等

第一条を削る。

第二条第一項中「審議会」を「国語審議会(以下「審議会」という。）」に改め、同条を第一条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り上げる。

第七条第三項中「第一条に掲げる事項」を「審議会の所掌事務に係る事項」に改め、同条を第六条とする。
第八条中「文化部」の下に「国語課」を加え、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

◎国語審議会令改正

政令第三百十四号

中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令

附 則

内閣は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号)及び中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。
十四 国語審議会令(昭和二十五年政令第八十五号)

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会等の委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

九 国語審議会

10 国語研究所関連法

◎国立国語研究所設置法（昭和三十三年二月二〇日法律第二五四号）

（目的及び設置）

第一条 国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために、国立国語研究所（以下研究所という。）を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

（事業）

- 第二条 研究所は、次の調査研究を行う。
 - 一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究
 - 二 国語の歴史的発達に関する調査研究
 - 三 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究
 - 四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究
- 2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。
 - 一 国語政策の立案上参考となる資料の作成
 - 二 国語研究資料の集成、保存及びその公表
 - 三 現代語辞典、方言辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集及び刊行

（調査研究の委託）

第三条 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前条第一項各号の一に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

（所長）

第四条 研究所に所長を置く。

2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちか

ら、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

（報告の公表）

第五条 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

（評議員会）

第六条 研究所に評議員会を置く。

2 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

（評議員）

第七条 評議員会は、二十人の評議員で組織する。

2 評議員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

（評議員会の会長及び副会長）

第八条 評議員会に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

（評議員会の運営方法に関する事項）

第九条 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

（研究所の運営）

第十条 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

（定員）

第十一条 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別				備考
	一級	二級	三級	計	
文部教官又は文部事務官		三二〇	二二二	三五	文部教官又は文部事務官の一級の定員は、所長の定員を含む。

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位

にあるものは、転任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができな
い。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七条第四項の規定にかかわらず、二年とする。

◎国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（抄）

（昭和五八年一月二日法律第七八号）

（国立国語研究所設置法の廃止）

第六十条 国立国語研究所設置法（昭和二十三年法律第二百五十四号）は、廃止する。

◎文部省組織令（抄）（昭和五九年六月二八日政令第二二七号）

第八十条 文化庁長官の所轄の下に、文化庁に国立国語研究所を置く。

（国立国語研究所）

第九十条 国立国語研究所は、国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理的な確実な基礎を築くための事業を行う機関とする。

2 国立国語研究所の事業、組織、運営その他国立国語研究所に關し必要な事項については、国立国語研究所組織令（昭和五十九年政令第二百二十八号）の定めるところによる。

（研究施設の指定）

第一百五十五条 国立国語研究所及び国立文化財研究所は、法第五十条第三十七号に規定する政令で定める研究施設とする。

◎国立国語研究所組織令（昭和五九年六月二八日政令第二二八号）

（趣旨）

第一条 国立国語研究所（以下「研究所」という。）については、文部省組織令（昭和五十九年政令第二百二十七号）で定めるもののほか、この政令の定めるところによる。

（事業）

第二条 研究所は、次の調査研究を行う。

- 一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究
- 二 国語の歴史的発達に関する調査研究
- 三 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究
- 四 新聞における言語、放送における言語等同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究
- 2 研究所は、前項の調査研究に基づき、次の事業を行う。

う。

- 一 国語政策の立案上参考となる資料の作成
- 二 国語研究資料の集成、保存及びその公表
- 三 現代語辞典、方言辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集及び刊行

3 第一項の調査研究は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

（報告の公表）

第三条 研究所は、毎年少なくとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表するものとする。

（所長）

第四条 研究所に、所長を置く。

2 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

第五条 研究所に、評議員会を置く。

3 評議員会は、二十人の評議員で組織する。

3 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

4 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

（評議員）

第六条 評議員は、学識経験のある者のうちから、文化庁長官が任命する。

◎独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年二月二二日法律第一七一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立国語研究所の名

2 政府の職員（国立の学校の教職員を除く。）は、評議員となることができない。

3 評議員の任期は、四年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

（評議員会の会長及び副会長）

第七条 評議員会に、評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

（位置）

第八条 研究所の位置は、文部省令で定める。

（研究所の内部組織等）

第九条 この政令に定めるもののほか、研究所の内部組織及び運営（評議員会の運営を除く。）に關し必要な事項は所長が、評議員会の運営に關し必要な事項は評議員会が定める。

附則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める

金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第九条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。

二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に

金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第九条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの(次条において「引

継職員」という。)であつて、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けたもの

が、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継

職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五條 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

- 2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に

係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

- 3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六條 前条に規定するもののほか、政府は、必要があると認めるときは、研究所の成立の時において現に整備中の土地等(土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。)で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

- 2 前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第七條 国は、研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることが

できる。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十二年五月二十六日法律第八四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

◎独立行政法人国立国語研究所に関する省令 (平成一三年三月三〇日文科科学省令第三四号)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二十八條第二項、第三十條第一項及び第二項第七号、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條、第三十四條第一項、第三十七條、第三十八條第一項及び第四項、第四十八條第一項並びに第五十條、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)第五條第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成十二年政令第三百二十六号)第三十九條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のよ

うに定める。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条 独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第七十一号。以下「研究所法」という。)第十一條第一号に規定する調査及び研究に関する事項及びその公表に関する事項
- 二 研究所法第十一條第二号に規定する資料の作成及びその公表に関する事項
- 三 研究所法第十一條第三号に規定する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する事項
- 四 研究所法第十一條第四号に規定する研修に関する事項
- 五 研究所法第十一條第五号に規定する附帯業務に関する事項
- 六 業務委託の基準
- 七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 八 その他研究所の業務の執行に必要なる事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 研究所は、通則法第三十條第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開

始三十日前までに(研究所の最初の事業年度の属する中期計画については、研究所の成立後遅滞なく)、文科科学大臣に提出しなければならない。

2 研究所は、通則法第三十條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文科科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 研究所に係る通則法第三十條第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 研究所に係る通則法第三十一條第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 研究所は、通則法第三十一條第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文科科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)

第五条 研究所は、通則法第三十二條第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文科科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文科科学大臣への提出に係る事項)

第六条 研究所に係る通則法第三十三條の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 研究所は、通則法第三十四條第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文科科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 研究所の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとす

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとす

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しよ

うとしている償却財産についてその減価に対応すべき

(財務諸表)

第十条 研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定す

る主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算

下この条において「処分等」という。)について認可

一 処分等に係る財産の内容及び評価額

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 研究所に係る独立行政法人の組織、運営及び

(評価に関する庶務)

第十六条 研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行す

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 研究所の成立の際研究所法附則第五条第二項の

(財務諸表の閲覧期間)

(短期借入金)の認可の申請)

借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しな

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 借入れ又は借換えの額

三 借入先又は借換先

四 借入れ又は借換えの利率

五 償還の方法及び期限

六 利息の支払いの方法及び期限

七 その他必要な事項

(重要財産の範囲)

第十三条 研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定

(重要財産の処分等の認可)

第十四条 研究所は、通則法第四十八条第一項の規定に

規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

	日本語地図 (縮刷版)	大蔵省印刷局	昭57. 8
30- 3	日本語地図	大蔵省印刷局	昭43. 3
	日本語地図 (縮刷版)	大蔵省印刷局	昭58. 6
30- 4	日本語地図	大蔵省印刷局	昭45. 3
	日本語地図 (縮刷版)	大蔵省印刷局	昭59. 2
30- 5	日本語地図	大蔵省印刷局	昭47. 3
	日本語地図 (縮刷版)	大蔵省印刷局	昭60. 3
30- 6	日本語地図	大蔵省印刷局	昭49. 3
	日本語地図 (縮刷版)	大蔵省印刷局	昭60. 3
31	電子計算機による国語研究	秀英出版	昭43. 3
32	社会構造と言語の関係についての基礎的研究(1) —親族語彙と社会構造—	秀英出版	昭43. 3
33	家庭における子どものコミュニケーション意識	秀英出版	昭43. 12
34	電子計算機による国語研究 (Ⅱ) —新聞の用語用字調査の処理組織—	秀英出版	昭44. 3
35	社会構造と言語の関係についての基礎的研究(2) —マキ・マケと親族呼称—	秀英出版	昭45. 2
36	中学生の漢字習得に関する研究	秀英出版	昭46. 3
37	電子計算機による新聞の語彙調査	秀英出版	昭45. 3
38	電子計算機による新聞の語彙調査 (Ⅱ)	秀英出版	昭46. 3
39	電子計算機による国語研究 (Ⅲ)	秀英出版	昭46. 3
40	送りがな意識の調査	秀英出版	昭46. 3
41	待遇表現の実態 —松江24時間調査資料から—	秀英出版	昭46. 3
42	電子計算機による新聞の語彙調査 (Ⅲ)	秀英出版	昭46. 3
43	動詞の意味・用法の記述的研究	秀英出版	昭47. 3
44	形容詞の意味・用法の記述的研究	秀英出版	昭47. 3
45	幼児の読み書き能力	東京書籍	昭47. 3
46	電子計算機による国語研究 (Ⅳ)	秀英出版	昭47. 3
47	社会構造と言語の関係についての基礎的研究(3) —性向語彙と価値観—	秀英出版	昭48. 2
48	電子計算機による新聞の語彙調査 (Ⅳ)	秀英出版	昭48. 3
49	電子計算機による国語研究 (Ⅴ)	秀英出版	昭48. 3
50	幼児の文構造の発達 —3歳～6歳児の場合—	秀英出版	昭48. 3
51	電子計算機による国語研究 (Ⅵ)	秀英出版	昭49. 3
52	地域社会の言語生活 —鶴岡における20年前との比較—	秀英出版	昭49. 3
53	言語使用の変遷(1) —福島県北部地域の面接調査—	秀英出版	昭49. 3
54	電子計算機による国語研究 (Ⅶ)	秀英出版	昭50. 3
55	幼児語の形態論的分析 —動詞・形容詞・述語名詞—	秀英出版	昭50. 2
56	現代新聞の漢字	秀英出版	昭51. 3
57	比喩表現の理論と分類	秀英出版	昭52. 2
58	幼児の文法能力	東京書籍	昭52. 3
59	電子計算機による国語研究 (Ⅷ)	秀英出版	昭52. 3
60	X線映画資料による母音の発音の研究 —フォネームの研究序説—	秀英出版	昭53. 3
61	電子計算機による国語研究 (Ⅸ)	秀英出版	昭53. 3
62	研究報告集—1—	秀英出版	昭53. 3
63	児童の表現力と作文	東京書籍	昭53. 7

七 国立国語研究所刊行物一覽

(平成16年9月までに刊行されたもの)

国立国語研究所年報			
1～45 (昭和24年度～平成5年度)	秀英出版		
国語年鑑			
昭和29年版～	秀英出版, 大日本図書 (1996年版～)		
国立国語研究所報告			
1 八丈島の言語調査	秀英出版	昭25. 3	
2 言語生活の実態 —白河市および付近の農村における—	秀英出版	昭26. 4	
3 現代語の助詞・助動詞 —用法と実例—	秀英出版	昭26. 8	
4 婦人雑誌の用語 —現代語の語彙調査—	秀英出版	昭28. 3	
5 地域社会の言語生活 —鶴岡における実態調査—	秀英出版	昭28. 3	
6 少年と新聞 —小学生・中学生の新聞への接近と理解—	秀英出版	昭29. 3	
7 入門期の言語能力	秀英出版	昭29. 3	
8 談話語の実態	秀英出版	昭30. 3	
9 読みの実験的研究 —音読にあらわれた読みあやまりの分析—	秀英出版	昭30. 3	
10 低学年の読み書き能力	秀英出版	昭31. 3	
11 敬語と敬語意識	秀英出版	昭32. 3	
12 総合雑誌の用語 (前編) —現代語の語彙調査—	秀英出版	昭32. 3	
13 総合雑誌の用語 (後編) —現代語の語彙調査—	秀英出版	昭33. 2	
14 中学年の読み書き能力	秀英出版	昭33. 3	
15 明治初期の新聞の用語	秀英出版	昭34. 3	
16 日本方言の記述的研究	明治書院	昭34. 11	
17 高学年の読み書き能力	秀英出版	昭35. 3	
18 話しことばの文型(1) —対話資料による研究—	秀英出版	昭35. 3	
19 総合雑誌の用字	秀英出版	昭35. 11	
20 同音語の研究	秀英出版	昭36. 3	
21 現代雑誌九十種の用語用字 (第1分冊 総記・語彙表)	秀英出版	昭37. 3	
22 現代雑誌九十種の用語用字 (第2分冊 漢字表)	秀英出版	昭38. 3	
23 話しことばの文型(2) —独話資料による研究—	秀英出版	昭38. 3	
24 横組みの字形に関する研究	秀英出版	昭39. 3	
25 現代雑誌九十種の用語用字 (第3分冊 分析)	秀英出版	昭39. 3	
26 小学生の言語能力の発達	明治図書	昭39. 10	
27 共通語化の過程 —北海道における親子三代のことば—	秀英出版	昭40. 3	
28 類義語の研究	秀英出版	昭40. 3	
29 戦後の国民各層の文字生活	秀英出版	昭41. 3	
30- 1 日本語地図	大蔵省印刷局	昭41. 3	
	日本語地図 (縮刷版)	大蔵省印刷局	昭56. 10
30- 2 日本語地図	大蔵省印刷局	昭42. 3	

106	常用漢字の習得と指導 付・分類学習漢字表	東京書籍	平6.3
107	研究報告集—15—	秀英出版	平6.3
108	日本語とスペイン語(1)	くろしお出版	平6.3
109-1	鶴岡方言の記述的研究 —第3次鶴岡調査報告1—	秀英出版	平6.8
110	研究報告集—16—	秀英出版	平7.3
111	マイペンライ—タイ人の言語行動を特徴づける言葉とその文化的背景についての考察その1—	くろしお出版	平7.3
112	テレビ放送の語彙調査I	秀英出版	平7.12
113	日本語における表層格と深層格の対応関係	三省堂	平9.3
114	テレビ放送の語彙調査II	大日本図書	平9.3
115	テレビ放送の語彙調査III	大日本図書	平11.3
116	日本語基本語彙 —文献解題と研究—	明治書院	平12.3
117	教育基本語彙の基本的研究 —教育基本語彙データベースの作成—	明治書院	平13.3
118	学校の中の敬語1 —アンケート調査編—	三省堂	平14.3
119	現代雑誌の漢字調査		平14.3
120	学校の中の敬語2 —面接調査編—	三省堂	平15.6

国立国語研究所資料集

1	国語関係刊行書目	秀英出版	昭25.3
2	語彙調査 —現代新聞用語の一例—	秀英出版	昭27.3
3	送り仮名法資料集	秀英出版	昭27.3
4	明治以降国語学関係刊行書目	秀英出版	昭30.6
5	沖繩語辞典	大蔵省印刷局	昭38.4
6	分類語彙表	秀英出版	昭39.3
7	動詞・形容詞問題語用例集	秀英出版	昭46.3
8	現代新聞の漢字調査 (中間報告)	秀英出版	昭46.3
9	牛店雑談安愚楽納用語索引	秀英出版	昭49.3
10-1	方言談話資料 —山形・群馬・長野—	秀英出版	昭53.3
10-2	方言談話資料 —奈良・高知・長崎—	秀英出版	昭54.3
10-3	方言談話資料 —青森・新潟・愛知—	秀英出版	昭55.1
10-4	方言談話資料 —福井・京都・島根—	秀英出版	昭55.1
10-5	方言談話資料 —岩手・宮城・千葉・静岡—	秀英出版	昭56.1
10-6	方言談話資料 —鳥取・愛媛・富崎・沖繩—	秀英出版	昭57.2
10-7	方言談話資料 —老年層と若年層との会話— 青森・岩手・新潟・千葉・静岡・長野・愛知・福井	秀英出版	昭58.10
10-8	方言談話資料 —老年層と若年層との会話— 群馬・奈良・鳥取・島根・愛媛・高知・長崎・沖繩	秀英出版	昭60.3
10-9	方言談話資料 —場面設定の対話— 青森・群馬・千葉・新潟・長野・静岡・愛知・福井・奈良・鳥取・島根・ 愛媛・高知・長崎・沖繩	秀英出版	昭62.1
10-10	方言談話資料 —場面設定の対話その2— 青森・群馬・千葉・新潟・長野・静岡・愛知・福井・奈良・鳥取・島根・ 愛媛・高知・長崎・沖繩	秀英出版	昭62.8
11	日本語言語地図語形索引	大蔵省印刷局	昭55.3
12	日本方言親族語彙資料集成	秀英出版	平元.3

64	各地方言親族語彙の言語社会学的研究(1)	秀英出版	昭54.1
65	研究報告集—2—	秀英出版	昭55.3
66	幼児の語彙能力	東京書籍	昭55.3
67	電子計算機による国語研究(X)	秀英出版	昭55.3
68	専門語の諸問題	秀英出版	昭56.3
69	幼児・児童の連想語彙表	東京書籍	昭56.3
70-1	大都市の言語生活(分析編)	三省堂	昭56.3
70-2	大都市の言語生活(資料編)	三省堂	昭56.3
71	研究報告集—3—	秀英出版	昭57.3
72	幼児・児童の概念形成と言語	東京書籍	昭57.3
73	企業の中の敬語	三省堂	昭57.3
74	研究報告集—4—	秀英出版	昭58.3
75	現代表記のゆれ	秀英出版	昭58.3
76	高校教科書の語彙調査	秀英出版	昭58.3
77	敬語と敬語意識 —岡崎における20年前との比較—	三省堂	昭59.3
78	日本語教育のための基本語彙調査	秀英出版	昭59.3
79	研究報告集—5—	秀英出版	昭59.3
80	言語行動における日独比較	三省堂	昭59.3
81	高校教科書の語彙調査II	秀英出版	昭59.3
82	現代日本語動詞のアスペクトとテンス	秀英出版	昭60.1
83	研究報告集—6—	秀英出版	昭60.3
84	方言の諸相 —『日本言語地図』検証調査報告—	三省堂	昭60.3
85	研究報告集—7—	秀英出版	昭61.3
86	社会変化と敬語行動の標準	秀英出版	昭61.3
87	中学校教科書の語彙調査	秀英出版	昭61.3
88	日独仏西基本語彙対照表	秀英出版	昭61.3
89	雑誌用語の変遷	秀英出版	昭62.3
90	研究報告集—8—	秀英出版	昭62.3
91	中学校教科書の語彙調査II	秀英出版	昭62.3
92	談話行動の諸相 —座談資料の分析—	三省堂	昭62.3
93	方言研究法の探索	秀英出版	昭63.3
94	研究報告集—9—	秀英出版	昭63.3
95	児童・生徒の常用漢字の習得	東京書籍	昭63.3
96	研究報告集—10—	秀英出版	平元.3
97-1	方言文法全国地図1 助詞編	大蔵省印刷局	平元.3
97-2	方言文法全国地図2 活用編I	大蔵省印刷局	平3.3
97-3	方言文法全国地図3 活用編II	大蔵省印刷局	平5.3
97-4	方言文法全国地図4 表現法編I	大蔵省印刷局	平11.
97-5	方言文法全国地図5 表現法編II	財務省印刷局	平14.
98	児童の作文使用語彙	東京書籍	平元.3
99	高校・中学校教科書の語彙調査 分析編	秀英出版	平元.3
100	日本語の母音、子音、音節	秀英出版	平2.3
101	研究報告集—11—	秀英出版	平2.3
102	場面と場面意識	三省堂	平2.3
103	研究報告集—12—	秀英出版	平3.3
104	研究報告集—13—	秀英出版	平4.3
105	研究報告集—14—	秀英出版	平5.3

2	用例採集のための主要文学作品目録	昭55.12
3	用例採集のための主要雑誌目録	昭58.3
4	用例採集のためのベストセラー目録	昭59.3
5-1	用例辞典編集作業のために(1)	昭56.3
5-2	用例辞典編集作業のために(2)	昭57.3
6	現代語用例辞典の構想 一用例採集法を中心として一	昭56.6
7	用語索引作成のための電算機利用方式	昭56.12
8	スカウト式用例採集の手引き	昭57.12
9	スカウト方式による用例採集の実験的試行 一「坊っちゃん」の場合一	昭63.3
10	外国語のコンコーダンス一覽	平3.1
別冊	国語辞典覚書	昭53.3
別冊	国語辞典編集準備室蔵 見坊文庫目録	昭61.3

国立国語研究所国語辞典編集資料

1	国定読本用語総覧1 第1期(あ～ん) 【尋常小学読本】明治37年度以降使用	三省堂	昭60.11
2	国定読本用語総覧2 第2期(あ～て) 【尋常小学読本】明治43年度以降使用	三省堂	昭62.3
3	国定読本用語総覧3 第2期(と～ん) 【尋常小学読本】明治43年度以降使用	三省堂	昭63.3
4	国定読本用語総覧4 第3期(あ～て) 【尋常小学国語読本】大正7年度以降使用	三省堂	平元.8
5	国定読本用語総覧5 第3期(と～ん) 【尋常小学国語読本】大正7年度以降使用	三省堂	平2.6
6	国定読本用語総覧6 第4期(あ～つ) 【小学国語読本】昭和8年度以降使用	三省堂	平3.8
7	国定読本用語総覧7 第4期(て～ん) 【小学国語読本】昭和8年度以降使用	三省堂	平4.6
8	国定読本用語総覧8 第5期(あ～つ) 【ヨミカタ】『よみかた』『初等科国語』昭和16年度以降使用	三省堂	平5.7
9	国定読本用語総覧9 第5期(て～ん) 【ヨミカタ】『よみかた』『初等科国語』昭和16年度以降使用	三省堂	平6.7
10	国定読本用語総覧10 第6期(あ～つ) 【こくご】『国語』昭和22年度以降使用	三省堂	平7.6
11	国定読本用語総覧11 第6期(て～ん) 【こくご】『国語』昭和22年度以降使用	三省堂	平8.6
12	国定読本用語総覧12 総集編	三省堂	平9.6
	国定読本用語総覧CD-ROM版	三省堂	平9.12

国立国語研究所論集

1	ことばの研究	秀英出版	昭34.2
2	ことばの研究 第2集	秀英出版	昭40.3
3	ことばの研究 第3集	秀英出版	昭42.3
4	ことばの研究 第4集	秀英出版	昭48.12
5	ことばの研究 第5集	秀英出版	昭49.3

13-4	全国方言談話データベース 茨城・栃木	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平14.7
13-5	全国方言談話データベース 埼玉・千葉	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平14.10
13-6	全国方言談話データベース 東京・神奈川	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平15.1
13-7	全国方言談話データベース 群馬・新潟	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平15.4
13-11	全国方言談話データベース 京都・滋賀	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平13.11
13-12	全国方言談話データベース 奈良・和歌山	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平14.2
13-13	全国方言談話データベース 大阪・兵庫	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平14.4
13-16	全国方言談話データベース 香川・徳島	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平15.9
13-17	全国方言談話データベース 愛媛・高知	日本のふるさとことば集成 国書刊行会	平15.11
14	分類語彙表 一増補改訂版一	大日本図書	平16.1

日本語話し言葉コーパス

国立国語研究所・情報通信研究機構	平16.6
------------------	-------

国立国語研究所研究部資料集

幼児のことば資料(1)	秀英出版	昭56.3
幼児のことば資料(2)	秀英出版	昭56.3
幼児のことば資料(3)	秀英出版	昭57.3
幼児のことば資料(4)	秀英出版	昭57.3
幼児のことば資料(5)	秀英出版	昭58.2
幼児のことば資料(6)	秀英出版	昭58.2

国立国語研究所言語処理データ集

1	高校教科書 文脈付き用語索引	日本マイクロ	昭60.3
2	話しことば 文脈付き用語索引(1) 一『言語生活』録音器欄データ一	日本マイクロ	昭62.3
3	現代雑誌九十種の用語用字／五十音順語彙表・採集カード	東京都板橋福祉工場	昭62.10
4	話しことば 文脈付き用語索引(2)	日本マイクロ	平2.3
5	分類語彙表(フロッピー版)	秀英出版	平5.10
6	中学校・高校教科書の語彙調査(フロッピー版)	秀英出版	平6.3
7	現代雑誌九十種の用語用字 全語彙・表記(フロッピー版)	三省堂	平9.9
8	テレビ放送の語彙調査語彙表CD-ROM版	大日本図書	平13.x

国立国語研究所国語辞典編集準備資料

1	諸外国における大辞典	平55.9
---	------------	-------

タイ（バンコック）アンケート調査集計結果報告書	平15. 3
平成15年度「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」報告書	
世界の言語テスト I	平16. 3
平成15年度日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究	
韓国アンケート調査集計結果報告書	平16. 3

日本語と外国語との対照研究		
1	日本語とスペイン語(1)	くろしお出版 平6. 3
2	マイペンライタイ人の言語行動を特徴づける言葉とその文化的背景についての考察その1—	くろしお出版 平7. 3
3	日本語とポルトガル語(1)	くろしお出版 平8. 12
4	日本語と朝鮮語（上）（下）	くろしお出版 平9. 3
5	日本語とスペイン語(2)	くろしお出版 平9. 3
6	日本語とスペイン語(3)	くろしお出版 平12. 3
7	日本語とポルトガル語(2)	くろしお出版 平12. 3
8	マイペンライタイ人の言語行動を特徴づける言葉とその文化的背景についての考察その2—	くろしお出版 平12. 11
9	日本語とフランス語 —音声と非言語行動—	くろしお出版 平13. 3
10	対照研究と日本語教育	くろしお出版 平14. 3

日本語教育映画		
日本語教育映画基礎編 ユニット1—6（昭49～58）		
関連教材・資料	シナリオ集（昭59.11）， 教師用マニュアルユニット1—6（昭59.11）， 練習帳ユニット1—6（昭59.11），総合語彙表（昭61.1）， 総合文型表（昭62.4）	
日本語教育映像教材中級編 ユニット1—4（昭61～平成）		
関連教材「伝えあうことば」シナリオ集	（平3.3），語彙表（平3.3）， 映像解説書（平5.3），機能一覧表（平6.3）	
日本語教育映像教材初級編「日本語でだいじょうぶ」	ユニット1—4（平5～7） シナリオ集（平8.3），語彙表（平9.11），解説書（平12.3）， 語彙・文型表（平15.3）	
映像教材による教育の現状と可能性	—日本語教育映画ワークショップ報告— 昭62. 3	

日本語教育ブックレット		
1	多言語環境にある子どもの言語能力の評価	平14. 3
2	日本語教材と著作権	平14. 3
3	日本語教師のための対照研究入門	平15. 3
4	第二言語習得の心理学的研究方法	平15. 3
5	論理的文章作成能力の育成に向けて	平16. 3
6	地域における日本語学習支援	平16. 3

日本語教育論集		
1～		昭59～

国立国語研究所研究報告集		
1～17（昭和53年～平成8年）		秀英出版

日本語科学		
日本語科学 1～		国書刊行会 平9～

日本語教育年鑑		
2000年版～		くろしお出版 平12.6～

日本語教育指導参考書			
国語シリーズ別冊3	日本語と日本語教育 —発音・表現編—	国立国語研究所・文化庁共編	大蔵省印刷局 昭50. 3
国語シリーズ別冊4	日本語と日本語教育 —文字・表現編—	国立国語研究所・文化庁共編	大蔵省印刷局 昭51. 3
4	日本語の文法（上）	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭53. 3
5	日本語の文法（下）	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭56. 3
6	日本語教育の評価法	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭54. 3
7	中・上級の教授法	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭55. 3
8	日本語の指示詞	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭56. 3
9	日本語教育基本語彙七種 比較対照表	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭57. 3
10	日本語教育文献索引	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭58. 3
11	談話の研究と教育 I	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭58. 3
12	語彙の研究と教育（上）	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭59. 3
13	語彙の研究と教育（下）	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭60. 3
14	文字・表記の教育	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 昭63. 3
15	談話の研究と教育 II	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平成. 3
16	外来語の形成とその教育	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平2. 3
17	敬語教育の基本問題（上）	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平2. 3
18	敬語教育の基本問題（下）	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平4. 3
19	副詞の意味と用法	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平3. 3
20	方言と日本語教育	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平5. 3
21	視聴覚教育の基礎	国立国語研究所編	大蔵省印刷局 平7. 8
22	日本語教育のための文法用語	国立国語研究所編	財務省印刷局 平13. 7

日本語教育		
日本語教育の概観		昭51. x
基礎日本語活用辞典インドネシア語版	Kamus Pemakaian Bahasa Jepang Dasar	昭63. 3
日本語教員養成における実習教育に関する調査研究 —アンケート調査結果報告—		平14. 8
2002年度作文研究教育委員会拡大研究会報告書		
作文教育改善のためのデータベース・ツール活用研究会報告書		平15. 3
平成13年度日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究		

その他			
高校生と新聞 青年とマス・コミュニケーション	国立国語研究所・日本新聞協会編	秀英出版	昭31. 6
	国立国語研究所・日本新聞協会編	金沢書店	昭31. 6
国立国語研究所三十年のあゆみ —研究業績の紹介—		秀英出版	昭53. 11
国立国語研究所50周年記念誌			平11. 3
日本語の文字・表記 —研究会報告論集—			平14. 3
海外言語政策関連参考資料			
1 韓国「国語基本法制定(案)説明資料」			平16. 3
2 韓国「国語発展総合計画(案)」			平16. 3

※この他「新「ことば」シリーズ」を平成11年度から、また「「ことばビデオ」シリーズ」を平成13年度から国立国語研究所で作成している。(第六章付録第一節にまとめて掲載している。)

国立国語研究所国際シンポジウム報告書		
世界の国語研究所 —言語問題の多様性をめぐって—	凡人社	平8. 3
新しい言語理論と日本語	凡人社	平9. 3
多言語・多文化コミュニティのための言語管理 —差異を生きる個人とコミュニティ—	凡人社	平9. 3
世界の言語教育・日本の国語教育	凡人社	平9. 12
国際社会と日本語	凡人社	平11. 9
バイリンガリズム —日本と世界の連携を求めて—	凡人社	平12. 3
日系ブラジル人のバイリンガリズム	凡人社	平12. 3
認識のモダリティとその周辺 —日本語・英語・中国語の場合—	凡人社	平12. 12
談話のポライトネス	凡人社	平13. 3
東アジアにおける日本語観国際センサス	凡人社	平14. 3
多言語・多文化共生社会における言語問題	凡人社	平14. 7
日本語コミュニケーションの言語問題	凡人社	平15. 7
SPONTANEOUS SPEECH: DATA AND ANALYSIS		平16. 3

プロジェクト選書		
1 新聞電子メディアの漢字 —朝日新聞CD-ROMによる漢字頻度表—	三省堂	平10. 7
2 現代日本の異体字 —漢字環境学序説—	三省堂	平15. 11

図書館関係資料			
日本語研究文献目録・雑誌編	フロッピー版		
	国語学会・国立国語研究所編	秀英出版	平元. 7
国語学研究文献索引・音韻編	国語学会・国立国語研究所編	秀英出版	平6. 2
国語学研究文献索引・国語史	国語学会・国立国語研究所編	秀英出版	平8. 2
国語国文学資料索引総覧	国立国語研究所図書館編	笠間書院	平7. 12

連携大学院教育教材	
日本語教育指導者養成プログラム論集 創刊号 政策研究大学院大学・国際交流基金日本語国際センター・国立国語研究所編	平14. 9
日本語教育指導者養成プログラム論集 第2号 政策研究大学院大学・国際交流基金日本語国際センター・国立国語研究所編	平15. 9

外来語言い換え提案等	
白書・広報紙等における外来語の実態 本編・資料編	平12. 5
定着度による外来語分類の試み	平14. 3
第1回「外来語」言い換え提案	平15. 4
第2回「外来語」言い換え提案	平15. 10
行政情報を分かりやすく伝える言葉遣いの工夫に関する意識調査(自治体調査)	平16. 3
外来語に関する意識調査(全国調査)	平16. 3

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
(新暦) 明治6 (1873)	字種928字とされる。 12 前島密が「学制御施行ニ先ダチ国字改良相成度卑見内申書」を右大臣・岩倉具視と文部卿・大木喬任に提出。	原芳野等編) 出版。
明治7 (1874)	3 西周がローマ字専用を主張し、『明六雑誌』1号に「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」を発表。一方、西村茂樹は同誌に「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」を発表。 5 清水卯三郎が化学入門の翻訳書『ものわりのはしご』を著し、和文による平仮名専用を实行。また『明六雑誌』7号に『平仮名ノ説』を発表。 10 編書課廃止, 報告課に併合。(31日)	8 『小学読本』(東京師範学校編) 出版。 9 久保田譲が小学校でローマ字を教授すべきことを文部大臣に建議。 10 文部省『小学入門』(甲号) 出版。
明治8 (1875)	2 文部省, 国語辞書の編集に着手。	1 文部省『小学入門』(乙号) 出版。
明治9 (1876)		6 文部省, 『ローマ字音図』刊行。
明治11 (1878)		4 那珂通世の発意により千葉師範学校が表音式仮名遣いで教えた。
明治12 (1879)		9 「教育令」公布。(29日)
明治13 (1880)	3 文部省に編輯局設置。(25日) ▽文部省編輯局, 「送仮名法」を制定し, 同局編集の図書に使用。	12 「教育令」改正。(28日)
明治14 (1881)		2 小学校教則綱領制定。(4日) 5 文部省編輯局編『語彙活語指掌』発行。 5 文部省編輯局編『語彙』巻6~12(「い」「う」の部) 発行。
明治15 (1882)	4 矢田部良吉がローマ字専用を主張し, 『東洋学芸雑誌』7・8号に「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」を発表。	7 帝国大学内に古典講習科設置。
明治16 (1883)	7 仮名文字専用論の団体が合同して「かなのくわい」結成。(1日)	
明治17 (1884)	1 外山正一が「かなのくわい」の総寄り合いにおいて「漢字破」という題で講演。	3 文部省編輯局編『読方入門』出版。

八 国語施策年表

【I : 明治35年以前】

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
(旧暦) 慶応2 (1867)	12 前島密が「漢字御廃止之議」を將軍・慶喜に提出。(1867.2)	
明治2 (1869)	4 柳川春三が「布告ノ書ニ仮名文ヲ用キ且板行ニスベキコト」を政府に建議。	3 府県に小学校を設置。
明治3 (1870)	5 南部義壽が「修国語論」を大学頭・山内容堂に提出。 5 前島密が「国文教育之儀ニ付建議」を議政機関集議院に提出。	9 府県に中学校を設置。 9 平民の苗字使用許可。
明治4 (1871)	8 南部義壽が「修国語論」を文部省に提出。 9 文部省に編輯寮開設。国語調査事務を所管。(18日)	7 文部省設置。文部卿に大木喬任を任命。(18日) 11 文部省編輯寮編『語彙』巻1~5(「あ」の部), 『語彙別記』発行。
明治5 (1872)	3 公用文に歴史的仮名遣いを採用。 5 森有礼のホイットニーあて書簡。(簡易英語をもって漢文に代える件。) 5 ホイットニーの返書。(簡易英語採用論の否定及びローマ字化の勧め。) 7 大木文部卿, 漢字節減の意から, 田中義廉・大槻修二・久保吉人・小沢圭次郎等に命じて「新撰字書」(3,167字)を編集させる。 9 文部省編輯寮廃止。(13日) 10 小中学校の教科書編成のため, 教科書編成掛設置。	3 文部省編の最初の教科書『官版・単語編』(3冊) 刊行。 8 「学制」発布。義務教育制実施。
(新暦) 明治6 (1873)	2 前島密が日刊紙『まいにち ひらがなしんぶんし』を刊行。和文による平仮名専用を实行。(翌年5月に廃刊。) 3 教科書編成掛を編書課と改める。(13日) 11 福沢諭吉が『文字之教』の「はしがき」で漢字節減論を主張し, 本文で実行。使用	3 太政官布告により, 出生届に記載する子の名に熟字使用の制限を実施。(28日) 6 師範学校の創定による「小学教則」公表。 7 『小学読本』5巻(楨

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
明治23 (1890)	6 文部省編輯局廃止。総務局に図書課設置。出版事業は民間に移譲。(20日)	10 「小学校令」公布。明治19年公布の小学校令は廃止。(7日) 10 「教育ニ関スル勅語」發布。(30日)
明治24 (1891)	7 文部省総務局廃止。大臣官房設置。官房に図書課が設けられたが、教科書については検定のみを行い、編集は廃止。(24日)	11 「小学校教科用図書審査等ニ関スル規程」制定。(17日)
明治27 (1894)	4 井上哲次郎が知識の発達が文字の難易によることを主張し、『東洋学芸雑誌』151・152号に「文字と教育の関係」発表。(4・5月) 5 内閣官報局編「送仮名法」増補版(八尾新助版)刊行。(30日)	12 貴族院, 第8議会に高等教育会議に関する建議案提出。
明治28 (1895)	8 三宅雪嶺が欧化思想を排して漢字尊重論を主張し, 雑誌『太陽』1巻8号に「漢字利導説」発表。 10 中根淑編「送仮名大概」刊行。	
明治29 (1896)		2 貴族院, 小学校修身教科書を国定とすることを決議。(4日) 12 文部大臣の諮問機関として「高等教育会議」設置。(28日)
明治30 (1897)	10 文部省に図書局設置。(9日) 12 大西克知が眼科学者として漢字が学生の近視を誘発することを主張し, 「学生近視ノ予防策」(独自の略字体を提案)を発表。	4 東京帝国大学文科大学内に国語研究室設置。
明治31 (1898)	7 上田万年が同志と「国字改良会」結成。 10 文部省図書局廃止。「図書及図書館ニ関スル事項」は大蔵官房図書課の所管となる。	10 文部省, 検定出版教科用図書の文字印刷等に関する標準を告示。
明治32 (1899)	5 重野安禰が漢字廃止論に反対し, 『東京学士会院雑誌』21巻5・6号に「常用漢字文」発表。5,610字を選んで使用することを主張。 10 帝国教育会, 国字改良会を合併, 同会の国字改良部とした。 12 佐藤仁之助編『新撰送仮名法』刊行。	2 「中学校令」改正。(7日) 2 「高等女学校令」公布。(7日) 2 「実業学校令」公布。(8日)
明治33 (1900)	1 帝国教育会国字改良部, 「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を貴衆両院に提	8 「小学校令」改正。「小学校令施行」規則第

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
明治17 (1884)	6 外山正一が漢字全廃を主張し, 『東洋学芸雑誌』33号に「漢字を廃し英語を盛に興すは今日の急務なり」を発表。 7 外山正一がローマ字専用論を主張し, 『東洋学芸雑誌』34号に「羅馬字を主張する者に告ぐ」を発表。	
明治18 (1885)	1 外山正一が「羅馬字会」結成。 3 羅馬字会がローマ字による日本語の書き表し方(後にヘボン式又は標準式と呼ばれるもの)を決定。 8 田中館愛橘が『理学協会雑誌』16巻に「羅馬字用法意見」を発表し, 別のローマ字つづり(後に日本式と呼ばれるもの)を主張。	8 「教育令」改正。(12日) 12 内閣制度改正, 新たに各省に大臣を置く。初代文部大臣に森有礼を任命。(22日)
明治19 (1886)	1 田中館愛橘が日本式ローマ字つづりを羅馬字会の総会に提出したが, 否決。 2 各省官制公布, 編輯局は元のまま。(27日) 3 矢野文雄(当時郵便報知新聞社長)が漢字節減論を主張し, 『日本文体文字新論』を刊行。 3 物集高見著『言文一致』刊行。 5 田中館愛橘が羅馬字会から離れ, 日本式ローマ字を普及するため, 羅馬字新誌社を設立。	4 「小学校令」「中学校令」「師範学校令」公布。(10日) 5 文部省, 「教科用図書検査条例」制定。(10日) 9 文部省編輯局編初學者用教科書『読書入門』出版。 9 東京帝国大学文科大学に博言学科(後に言語学科)設置。
明治20 (1887)	6 二葉亭四迷が小説『浮雲』に言文一致体を採用。 9 矢野文雄が『郵便報知新聞』の社説として「本社新聞の目的」を発表し, 漢字三千字制限案の10月1日実施を宣言。	4 文部省編輯局編『読書入門掛図』出版。 4 編輯局, 『日本小文典』(B. H. チェンバレンに依頼したもの)刊行。 5 文部省編輯局編『尋常小学読本』(7冊)出版。 10 文部省編輯局編『高等小学読本』(8冊)出版。 —尋常小学, 高等小学の課程を通じて約2,000字の漢字を教えることとした。
明治21 (1888)	2 かなのくわい編『かなぶんのかきかた』刊行。	
明治22 (1889)	4 内閣官報局が「送仮名法」を制定し, 「官報」号外として出版。『官報』の送り仮名は以後これによる。	

【Ⅱ：明治35年～昭和20年】

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
明治35 (1902)	<p>2 国語調査委員会設置の予算が議会を通過、成立。</p> <p>2 国語調査委員会委員長・前島密、同委員・上田万年ほか6名の委嘱を解く。(8日)</p> <p>2 坪井九馬三ほか5名に外国地名人名の称え方書き方取調委員を命じ、師範学校、中学校、高等女学校程度の地理及び歴史教授用外国地名人名の称え方・書き方を取り調べさせた。(12日)</p> <p>3 国語調査委員会官制公布。(24日)</p> <p>4 国語調査委員会委員長・加藤弘之、委員・嘉納治五郎ほか11名を任命。(11日)</p> <p>4 第1回国語調査委員会。(24日)</p> <p>7 国語調査委員会、調査方針を「国語調査委員会決議事項」として発表。音韻文字の採用・調査、言文一致体の採用・調査、国語の音韻組織の調査、方言の調査と標準語の選定の4項目(4日)</p> <p>7 保科孝一、「言語学雑誌」2巻2号に解説「国語調査委員会決議事項について」を発表。</p> <p>8 文部省、外国地名及人名取調委員の「外国地名人名取調復命書」発表。(9日)</p> <p>8 上田万年、「国語に就きて日本国民の執るべき三大方針」(和語を用いる、漢語を整理する、外来語を無理に訳さない)発表。</p> <p>12 外国地名及人名の称え方書き方の訂正事項復命。(4日)</p>	
明治36 (1903)	<p>8 国語調査委員会、創立より36年7月に至る議案及び調査審議事項、参考資料等発表。(19日)</p> <p>9 国語調査委員会、国語調査資料の収集のため「音韻取調ニ関スル事項」「口語法取調ニ関スル事項」を印刷、各府県に配布し、その調査報告方を依頼。(16日)</p> <p>12 第1次桂内閣における行政整理の結果、官制改正。文部省総務局を文部省大臣官房に改めた。(5日)</p> <p>12 外国地名及人名の称え方書き方に関する報告の増補訂正事項復命。</p>	<p>4 「小学校令」改正。小学校教科書は原則として文部省が編修することになる。(13日)</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
明治33 (1900)	<p>出。(26日)</p> <p>1 帝国教育会国字改良部、国字国語に関する改良意見(変体仮名の廃止、表音式仮名遣いの採用等)を『教育公報』に発表。</p> <p>1 原敬(当時大阪毎日新聞社長)が漢字節減から漢字全廃に至らせることを主張し、「漢字減少論」を『大阪毎日新聞』に発表。(1・2月)</p> <p>2 根本正ほか5名より衆議院に提出の「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」可決。(16日)</p> <p>2 辻新次等より貴族院に提出の「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」は調査会を設けることに修正可決。(21日)</p> <p>4 貴衆両院からの建議を実行に移すため、文部省が前島密、大槻文彦ほか5名を国語調査委員に任命。(2日)</p> <p>4 第1回国語調査会開催。(16日)</p> <p>4 井上円了著『漢字不可廢論』刊行。</p> <p>4 原敬、振り仮名の表音化を主張し、『大阪毎日新聞』に「ふり仮名改革論」を発表。</p> <p>5 文部省大臣官房を総務局に改めた。(19日)</p> <p>11 文部省、上田万年ほか10名に調査を依頼した『羅馬字書方調査報告』発表。(5日)</p> <p>反対論が起こり、実施不能となった。</p>	<p>16条で、仮名字体の一定(変体仮名廃止)、字音仮名遣いの改正(表音式に改め、長音符号を採用)、漢字1,200字制限の3表を発表。(20日)</p> <p>12 文部省、国語漢文科の名を廃し、国語科と改めることを高等教育会議に提出。</p>
明治34 (1901)	<p>5 文部省総務局図書課、『羅馬字書方調査報告』刊行。(13日)</p>	<p>3 文部省、「高等師範学校尋常小学国語科実施方法要項」発表。東京語の発音と語法を採用。</p> <p>3 衆議院、第15議会に小学校教科書国定の件を建議。</p> <p>4 「小学校令施行規則」第16条を教科書に適用。</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
明治40 (1907)	<ol style="list-style-type: none"> 1 日清韓三国で普通に用いる漢字を改良統一することを目的に「漢字統一會」結成。 2 国語調査委員会編『口語法分布図』37枚発行。 3 貴族院, 表音式仮名遣いを歴史的仮名遣いに改めることを文部大臣に建議。 3 国語調査委員会の審議報告『送仮名法』発表。(20日) 6 文部大臣, 国語仮名遣改正案実施の1か年延期を発表。(6日) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 衆議院本会議で「ローマ字ヲ日本ニ於ル一般小學校生徒ニ課スル建議案」可決。(23日) 6 「ローマ字ひろめ會」, 小學校にローマ字を課することを文部大臣に建議。(6日)
明治41 (1908)	<ol style="list-style-type: none"> 3 国語調査委員会, 「音韻取調ニ関スル事項」「口語法取調ニ関スル事項」の印刷物を各府県に配布し, 第2期取調べを依頼。(31日) 5 「ローマ字ひろめ會」, 修正へボン式の採用決定。(16日) 5 臨時仮名遣調査委員会官制公布。(23日) 5 臨時仮名遣調査委員会委員長・菊池大麓, 委員・曾我祐準以下24名を任命。文部大臣, 諮問案提示。(25日) 5 国語調査委員会編『漢字要覧』刊行。(27日) 5 文部大臣, 臨時仮名遣調査委員会に諮問案交付。(28日) 5 臨時仮名遣調査委員会第1回委員会。(29日) 5 文部省官房図書課, 「新仮名遣国語表案」発表。 9 文部大臣, 臨時仮名遣調査委員会に対する諮問案を撤回。(5日) 10 保科孝一ら, 教育時事大会を開き, 仮名遣い問題について講演。(9日) 12 臨時仮名遣調査委員会廃止。(12日) 	<ol style="list-style-type: none"> 9 文部省に教科用図書調査委員会設置。(4日) 9 「小學校令施行規則」改正。33年8月制定の3表を含む第16条を削除。付同趣旨徹底方訓令。(7日) 9 「小學校令施行規則」改正に関する教授上の注意事項を各學校あて通達。(12日)
明治42 (1909)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文部省官房図書課, 『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』刊行。(18日) 3 「ローマ字普及ニ関スル建議案」, 衆議院通過。(9日) 3 国語調査委員会編『仮名遣及仮名字体沿革資料』刊行。(30日) 	
明治43 (1910)	<ol style="list-style-type: none"> 11 漢語をなるべく使わないことを目的の一つとする「日本言葉の會」結成。(13日) 	<ol style="list-style-type: none"> 4 小學校で第2期国定国語教科書『尋常小学読本』(ハタタコ読本)使用開始。

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
明治37 (1904)	<ol style="list-style-type: none"> 4 国語調査委員会編『国語国字改良論說年表』, 同『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』発行。(1日) 10 国語調査委員会編『方言採集簿』刊行。 11 国語調査委員会, 『仮名字羅馬字優劣論比較一覽』発表。 	<ol style="list-style-type: none"> 4 小學校で第1期国定教科書『尋常小学読本』(イエスシ読本)使用開始。 5 国定教科書編修のため, 文部省に専任編修官設置。(21日) 11 教科書調査委員会が国定教科書の修正には仮名遣い問題の解決が先であるとし, 「国語仮名遣改正案」を文部大臣に提出。
明治38 (1905)	<ol style="list-style-type: none"> 3 国語調査委員会, 『音韻調査報告書』『音韻分布図』発行。(7日) 3 官房図書課, 『仮名遣試験成績表』発行。 3 久保田文部大臣, 「文法上許容スベキ事項」, 国語仮名遣改正案, 字音仮名遣改正案」を高等教育會議, 国語調査委員会, 帝國教育會及び師範學校に諮問。(20日) 4 仮名遣い改定反対のために「国語會」結成。(27日) 11 国語調査委員会から, 『仮名遣諮問ニ対スル答申』(国語仮名遣いのみ改正する案)が行われた。(21日) 12 官房図書課, 『仮名遣諮問ニ対スル答申』発行。 12 ローマ字専用論者の大同団結のため, 「ローマ字ひろめ會」結成。(7日) 	<ol style="list-style-type: none"> 3 高等教育會議, 仮名遣いについて国語調査委員会の答申を待つて決する旨を文部大臣に答申。(24日) 8 「小學校令」施行規則發布。変体仮名の廃止, 長音符号「ー」の採用, 漢字節減を断行。 12 教科書の検定または編修に関し, 「文法上許容スベキ事項」文部省告示。(2日)
明治39 (1906)	<ol style="list-style-type: none"> 3 国語調査委員会編『現行普通文法改定案調査報告之一』発行。(5日) 9 文部省官房図書課, 『明治38年2月仮名遣改定案ニ対スル輿論調査報告』刊行。(10日) 12 国語調査委員会編『口語法調査報告書』2冊発行。(7日) 12 仮名遣い改定反対のために「国語擁護會」結成。(15日) 12 文部省官房図書課, 『新旧仮名遣対照語彙』発行。(24日) 12 高等教育會議, 文部大臣の諮問「仮名遣改定案」(国語調査委員会答申案)可決。 	<ol style="list-style-type: none"> 3 文部省官房図書課, 国定教科書編修の標準として「句読法案」「分別書き方案」を制定し, 発表。 11 「ローマ字ひろめ會」が小學校教育にローマ字を課するように文部大臣に建議。(1日)

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
大正4 (1915)	1 国語調査委員会編『疑問仮名遣・後編・実例の部』刊行。	10 教育調査会, 国語国字国文を平易簡明にするための研究調査機関の設置を文部大臣に建議。
大正5 (1916)	6 文部省分課規程中改正。「国語調査ニ関スル事項」は, 文部省普通学務局第三課(国語調査室)の所管となる。普通教育における国語調査事務を開始, 漢字の整理統一に着手。(15日) 6 文部省, 国語に関する調査を行うため囑託を発令。 12 国語調査委員会編『口語法』刊行。	4 国語国字問題を広く論議するため, 雑誌『国語教育』創刊。
大正6 (1917)	4 国語調査委員会編『口語法 別記』刊行。 10 普通学務局, 『英国に於ける語法上の術語制定運動』刊行。(18日)	9 陸軍陸地測量部, 地図のローマ字書きに日本式ローマ字採用。
大正7 (1918)	7 普通学務局, 『外来語問題に関する独逸に於ける国語運動』刊行。(3日)	4 小学校で第3期国定国語教科書『尋常小学国語読本』(ハナハト読本)使用開始。
大正8 (1919)	7 普通学務局, 『アクセントとは何か』『国定小学読本巻の1・2のアクセント』『外国に於ける国字問題』を刊行。 12 普通学務局, 『漢字整理案』刊行。(25日)	4 文部省内の公用文を口語体に改める旨の次官通牒。 7 文部省, 初めて口語体(デアル体)の訓令を官報に掲載。(29日)
大正9 (1920)	1 普通学務局, 『口語文用例集』第1輯刊行。 4 文部省, 図書局設置。国語調査室が図書局第一課に移された。(27日) 4 山下芳太郎著『国字改良論』刊行。左横書き, 片仮名専用論の立場からの主張。 11 山下芳太郎, 左横書き片仮名専用論の実行団体として「仮名文字協会」(カナモジカイの前身)結成。(1日)	4 教科書調査会設置。教科用図書調査委員会廃止。(27日) 11 大審院, ローマ字投票有効の判決。(11日)
大正10 (1921)	1 日本式ローマ字の実行団体として「日本ローマ字会」結成。 3 東京・大阪の14大新聞社代表が, 漢字制限について全国の新聞社に協議を呼び掛けた。(21日) 5 文部省編『口語文用例集』刊行。 6 臨時国語調査会官制公布。国語調査委員会官制廃止。(24日)	4 「度量衡法」改正。メートル法が基本となる。(12日)

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
明治44 (1911)	4 国語調査委員会編『口語体書簡文ニ関スル調査報告』刊行。 5 文部省官房図書課廃止, 図書局設置。「国語ノ調査ニ関スル事項」は, 同局第二課所管事項として初めて分課規程中に成文化。(11日) 7 保科孝一, 国語国字問題調査のため文部省から欧州に出張を命じられる。 9 国語調査委員会編『仮名源流考』『仮名源流考証本写真』刊行。 12 国語調査委員会編『平家物語につきての研究』刊行。	5 文芸に関する事項を調査審議する文芸委員会官制発布。
大正元 (1912)	9 国語調査委員会編『疑問仮名遣・前編・学説の部』刊行。	
大正2 (1913)	6 行政整理のため, 国語調査委員会廃止。(13日) 6 文部省図書局廃止。「国語の調査に関する事項」は削除。(13日)	2 海軍省, 海軍用語調査会設置。 6 教育に関する重要な事項を調査するため, 文部省に教育調査会設置。(13日) 6 文部省普通学務局, 『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』(保科孝一)発行。(15日) 6 朝鮮総督府, 普通学校における国語教育に表音式仮名遣い採用。 7 中央气象台, 地名の表記に日本式ローマ字採用。 12 文部省から欧州に出張を命じられていた保科孝一が, 米国経由で帰国。
大正3 (1914)	6 国語調査委員会編『周代古音及韻徴』刊行。 9 日本式ローマ字の実行団体として, 「東京ローマ字会」(日本ローマ字会の前身)結成。(14日) 10 田丸卓郎著『ローマ字国字論』(日本式ローマ字専用論の立場からの主張)刊行。 12 国語調査委員会編『平家物語の語法』刊行。	10 帝国教育会内に国語調査部設置。(13日) 12 教育調査会の特別委員会が国語国字国文改善の研究調査機関設置を政府に建議することを決定。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省市の対応等
大正15 (1926)		12 「ローマ字ひろめ会」が鉄道の駅名のローマ字つづり方について、鉄道大臣に建白書（ヘボン式を改めないように要望）提出。（5日） 12 日本式ローマ字論の有志が鉄道の駅名のローマ字つづり方について、鉄道大臣に建議書（日本式に改めるように要望）提出。（18日）
昭和2 (1927)		2 ヘボン式ローマ字論の有志が鉄道の駅名のローマ字つづり方について、鉄道大臣に建議書（ヘボン式を改めないように要望）提出。（24日） 2 ヘボン式ローマ字論の有志がローマ字綴方調査会設置の必要を総理大臣と文部大臣に建議。（24日） 3 「ローマ字ヲ小学校教科目中ニ加フル事ニ関スル法律案」が衆議院の委員会通過。（24日）本会議で審議未了。 4 鉄道省、駅名の発音式左横書き仮名遣いの採用を決定。（7日） 5 鉄道大臣、駅名の左横書き作業の中止を命令。（4日） 7 鉄道省、鉄道駅名のローマ字にヘボン式採用確認を通達。（2日）
昭和3 (1928)		6 海軍省、日本式ローマ字を採用。（7日）
昭和4 (1929)	4 内閣印刷局編『本邦常用漢字の研究』（内閣印刷局報告第1号）刊行。内閣印刷局が貴衆両院本会議の速記録に使用された漢字について調査したもの。同種の調査	9 陸軍省、日本式ローマ字を採用。（4日） 11 大審院、地名を仮名書きにした公文書有効の判

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省市の対応等
大正10 (1921)	6 臨時国語調査会会長・森林太郎、委員上田万年以下34名を任命。（25日） 7 臨時国語調査会第1回総会開催。（7日）	
大正11 (1922)	7 臨時国語調査会会長・森林太郎死去。（9日） 8 臨時国語調査会会長に上田万年を任命。（27日）	7 海軍水路部、海図のローマ字書きに日本式ローマ字を採用。（8日） 12 文部省に航空用語調査委員会設置。
大正12 (1923)	5 臨時国語調査会、「常用漢字表」（1962字）発表。（9日） 5 臨時国語調査会、常用漢字選定経過及び「略字表」を発表。（12日） 7 新聞・雑誌・印刷関係者、常用漢字表の実行を目的に「漢字整理期成会」結成。（7日） 8 有力新聞社、9月1日から常用漢字表を適用することを共同宣言。（6日） 9 関東大震災。国語調査室焼失。（1日） 9 関東大震災により、新聞社における常用漢字表の適用延期。（1日）	1 商工省に用語委員会（工業品規格統一調査会特別委員会）設置。
大正13 (1924)	4 「仮名文字協会」が「カナモジカイ」と改称。（1日） 12 文部省、図書局第一課を編修課と改めた。（22日） 12 臨時国語調査会、「仮名遣改定案」発表。国語仮名遣改定案・字音仮名遣改定案、いずれも表音式。（24日）	4 内務省、衆議院議員選挙にローマ字投票の有効を告示。（25日） 4 全国教育者大会、小学校の課程にローマ字を入れることを文部大臣に建議。（30日）
大正14 (1925)	1 臨時国語調査会『国語字音仮名遣改定案』刊行。 6 有力7新聞社、「新常用漢字表」（常用漢字表に179字を加え31字を削る）発表。（1日）	3 東京放送局（JOAK）、ラジオの仮放送開始。（22日） 12 行政調査会、法令形式の平明化を内容とする改善案を決定。（24日）
大正15 (1926)	5 臨時国語調査会、「仮名遣改定案補則」及び「当字ノ廃棄ト外国語ノ写シ方」を発表。（12日） 7 臨時国語調査会、「字体整理案」及び「漢語整理案「ソノー」」を発表。（7日） 「漢語整理案」は、昭和3年まで15回にわたって発表。	6 法令を分かりやすくするため、「法令形式ノ改善ニ関スル件」が内閣訓令号外で公布。（1日） 11 「カナモジカイ」、表音式左横書き片仮名の採用を要望し、「鉄道駅名標ニツイテノ請願」を鉄道大臣に提出。（20日）

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和9 (1934)	穂積重遠, 委員・森山鋭一以下35名を任命。臨時国語調査会官制廃止。(21日)	1 「カナモジカイ」, 入学試験に漢字の書き取りを廃止するように文部大臣に建議。(18日) 2 「カナモジカイ」が民衆に示す文字文章を易しくするように警視總監に建議。 3 日本放送協会の用語調査会が、「日本」の読み方について、国号としては「ニッポン」を第一とし「ニホン」を第二とすることを暫定的に決定。(12日)
昭和10 (1935)	3 文部大臣, 国語の統制・漢字の調査・仮名遣いの改定・文体の改善の4項目について国語審議会に諮問。(25日) 6 『本邦常用漢字の研究』(内閣印刷局研究報告第2号) 刊行。 8 「斯文会」, 常用漢字案(3,586字) 発表。	1 内閣から、「機械標準用語」告示。(6日) 1 貯金局が口座氏名の仮名書きを認めた。(18日) 3 日本放送協会の用語調査委員会が放送用語の調査に関する一般方針を発表し、これに関する小冊子の刊行を開始した。 6 貯金局が小為替受取人氏名の仮名書きを認めることとした。(28日)
昭和11 (1936)	3 『臨時ローマ字調査会議事録(上)』刊行。(31日) 6 臨時ローマ字調査会, 「ローマ字綴り方表」(ヘボン式よりも日本式に近いもの)を議決し, 文部大臣に答申。(26日) 6 臨時ローマ字調査会廃止。(30日) 7 「ローマ字ひろめ会」が, 臨時ローマ字調査会の答申に反対を宣言。(14日) 8 「日本ローマ字会」が, 臨時ローマ字調査会の答申に賛成を宣言。(23日) 10 東京府英語教育会が, 臨時ローマ字調査会の答申に反対の決議。(18日) 11 「カナモジカイ」が漢字節減を目指して漢字五百字制限案を発表し, 同会の機関紙に使用。	1 「金属類, 鉱物類及び土石類の標準用語」が内閣から告示された。(9日) 3 南洋庁, 日本式ローマ字を採用。(3日) 5 全国小学校教員会総会が仮名遣い改定について, 文部大臣に建議した。(7日) 5 文部大臣の漢字廃止論をめぐって, 貴衆両院で問題化した。
昭和12 (1937)	3 田中館愛橘等提出の「ローマ字ヲ国字トスル請願」, 衆議院から政府に回付。(12	9 国際文化振興会, 日本語海外普及に関する協議

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和4 (1929)	は, その後2回行われて刊行。 7 「カナモジカイ」が, 仮名遣い改定について文部大臣に建議。	決。(18日) 12 総理大臣, 「資源ニ関スル用語統一」を資源審議会に諮問。(2日) 12 日本ローマ字会, 「駅名ノローマ字綴り方ニ関スル建議」(駅名のローマ字を日本式に改めるように要望)を鉄道大臣に提出。(3日)
昭和5 (1930)	1 国語政策の実行団体として「国語協会」設立。(15日) 11 臨時ローマ字調査会官制公布。(25日) 11 臨時ローマ字調査会会長に文部大臣・田中隆三, 委員に内閣書記官長・鈴木富士彌以下34名を任命。(26日)	
昭和6 (1931)	6 臨時国語調査会, 「常用漢字表(修正)」(1,856字)及び「仮名遣改定案(修正)」(ジヂズツの区別を部分的に採用)を発表。(3日) 6 保科孝一, 国語国字問題について天皇に御進講。(18日) 9 満州事変起こる。(18日)これによって, 中国の地名・人名を含む報道が増加し, 漢字制限の実行が不可能になった。	1 「資源ニ関スル標準用語ノ使用普及ニ関スル件」が内閣訓令号外で発表。「資源ニ関スル標準用語中薬品ニ関スルモノ」内閣告示。(31日) 12 鉄道省, 「鉄道用語調査会報告案」発表。(10日)
昭和7 (1932)	6 臨時国語調査会, 「仮名遣改定論議要略・第一集」刊行。 8 平岡伴一編『国字国語問題文献目録』刊行。 9 仮名遣改定反対のために「国語愛護同盟」設立。(6日)	7 内閣より燃料・油脂・塗装及び顔料標準用語告示。(1日) 8 資源局, 「化学標準用語」刊行。 10 商工省産業合理局の生産管理委員会, 「書類の書き方」(発音式仮名遣, 片仮名左横書き等の提案)発表。
昭和8 (1933)		4 小学校で第4期国定教科書『小学国語読本』(さくら読本)使用開始。
昭和9 (1934)	3 臨時国語調査会, 国号呼称統一案(「ニッポン」に統一)発表。(19日) 12 文部大臣の諮問機関として国語審議会官制公布。国語審議会会長・南弘, 副会長・	1 日本放送協会に放送用語並発音改善調査委員会(用語調査委員会)設置。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和13 (1938)		<p>10 教育審議会が内閣総理大臣あてに国語に関する建議を提出することを議決した。(8日)</p> <p>11 文部省図書局長、英語科の教授に訓令式ローマ字を用いるように関係方面に通達。(15日)</p> <p>12 山本有三のふりがな廃止論に関し80余名から成る『ふりがな廃止論とその批判』刊行。</p>
昭和14 (1939)	<p>2 国語審議会、「仮名遣改訂に関する諸案集成」発表。</p> <p>3 国語審議会、仮名遣いの改訂について審議を始めることを議決し、文部大臣に答申。(14日)</p> <p>6 文部省、国語対策協議会を開催。(20〜22日)</p> <p>12 文部省図書局、「国語対策協議会議事録」発行。(1日)</p> <p>12 海外の日本語教育に備えるため、文部省に日本語教科用図書調査会設置。(11日)</p>	<p>2 「電気関係標準用語」内閣告示。(22日)</p> <p>2 文部省が中等学校教授要目の一部を改正、漢文に時文を加えることを訓令。</p>
昭和15 (1940)	<p>7 国語審議会官制改正。(19日)</p> <p>11 文部省に国語調査官設置。(14日)</p> <p>11 文部省図書局に国語課設置。国語の調査、海外における日本語教育、国語審議会の3項を所管。(28日)</p> <p>12 海外の日本語教育に備えるため、日本文化協会に日本語教育振興会設置。</p>	<p>2 陸軍、「兵器名称及び用語ノ簡易化ニ関スル通牒」公布。(兵器名称用制限漢字1級959字、2級276字の計1,235字)(29日)</p> <p>3 「日本ローマ字会」の請願「国民学校ニ国定ローマ字ヲ課スル件」が衆議院で採択された。(8日)</p> <p>5 陸軍省「兵器用語集(其の一)」発表。</p> <p>6 文部大臣官邸で陸軍と国語審議会との座談会開催。</p> <p>9 司法次官、証人の宣誓文を口語体に改正するように通達。(3日)</p> <p>9 日本放送協会、ニュース用語調査委員会設置。</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和12 (1937)	<p>日)</p> <p>3 臨時ローマ字調査会議事録(7)刊行。(31日)</p> <p>5 「カナモジカイ」が仮名遣いの改定について、文部大臣に建議。(24日)</p> <p>9 「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」内閣訓令3号で公布。(21日)</p> <p>11 「ローマ字ひろめ会」が訓令式ローマ字に反対し、総理大臣に改定を建言。(15日)</p>	<p>会開催。(21日)</p> <p>11 朝鮮総督府鉄道局、駅名標に訓令式ローマ字採用。(2日)</p> <p>12 教育審議会官制發布。教育刷新に、国語の整理統一、外国語教授法改正等を基礎条件と認定。(10日)</p> <p>12 陸軍省、用語統一に関する訓令公布。</p>
昭和13 (1938)	<p>2 「日本ローマ字会」、ローマ字のつづり方を訓令式に統一。</p> <p>2 岡崎常太郎編『漢字制限の基本的研究』(カナモジカイ五百字制限案の調査報告)刊行。</p> <p>7 国語審議会、「漢字字体整理案」を議決し、文部大臣に答申。(14日)</p> <p>12 国語審議会、「仮名遣改定論議要略第2集」発表。</p>	<p>1 文部省、旅券のローマ字つづりを原則として訓令式によるべきことを関係各方面に通達。(31日)</p> <p>2 「日本ローマ字会」、小学校の正課に訓令式ローマ字を入れることを衆議院に請願。(25日)</p> <p>3 鉄道省、ローマ字のつづり方を訓令式に統一。(8日)</p> <p>4 日本医学会に医学用語調査委員会設置。(5日)</p> <p>4 山本有三が自著『戦争と二人の婦人』の後書きで、漢字制限・振り仮名廃止を提唱し、本文で実行。</p> <p>4 国民精神総動員中央聯盟が国語問題について総理大臣に善処を上申。(13日)</p> <p>4 「国語協会」、横書きに関する調査委員会設置。(16日)</p> <p>8 「国語協会」、名のつけ方委員会を設けた。(8日)</p> <p>10 内務省が児童読み物改善のため「子供雑誌編輯改善要項」(ふりがな廃止・活字の大きさ制限等)を指示した。(27日)</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和17 (1942)	<p>7 国語審議会が表音式仮名遣いとしての「新字音仮名遣表」を議決し、文部大臣に答申。(17日)</p> <p>7 国語審議会が「国語ノ横書ニ関スル件」(左横書きとする)を議決し、文部大臣に答申。(17日) これについて反対の世論が起こったため、閣議決定は見合わされた。</p> <p>12 文部省、「標準漢字表」を修正し(3種の別を廃して計2,669字とする)、発表。また、「標準漢字表ニ関スル件」が閣議申し合わせ事項決定。(4日)</p>	
昭和18 (1943)	<p>11 行政機構整備実施のため官制改正。文部省図書局廃止。「国語ノ調査ニ関スル事項」は教学局の所管となる。(1日)</p>	<p>2 『毎日新聞』が左横書きの広告掲載を拒否。各紙もこれに同調。</p>
昭和19 (1944)	<p>3 文部省国語課が現代語の標準的発音の学習に使用するために「発音符号」(片仮名による簡略発音符号)を制定し、発表。</p> <p>9 外国地名人名協議会、「外国地名人名整理案」「同表記法案」を議決し、答申。</p>	
昭和20 (1945)	<p>7 分課規程改正。国語課廃止。国語の調査に関することは教学局教学課の所管となる。(11日)</p> <p>10 文部省に教科書局設置。国語の調査に関する事項は教科書局第二編修課の所管となる。(13日)</p> <p>11 文部大臣、標準漢字表の再検討について国語審議会に諮問。国語審議会では、標準漢字表中の常用漢字1,134字を基礎に必要な加除を行うため、標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会設置。(27日)</p>	<p>8 太平洋戦争終戦。(15日)</p> <p>9 連合国軍最高司令部が、駅・主要道路の名称を英語で表示する際にヘボン式ローマ字つづりを用いることを指令。(3日)</p> <p>12 山本有三が安藤正次を所長に迎え、「ミタカ国語研究所」を設立。(1日)</p> <p>12 「国語協会」「カナモジカイ」「日本ローマ字会」が国字問題解決案を協議し、連合国軍最高司令部へ提出。</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和15 (1940)		<p>(28日)</p> <p>12 国語協会、『標準名づけ読本』刊行。</p>
昭和16 (1941)	<p>1 第2回国語対策協議会(20～23日)</p> <p>2 「国語国字ノ整理統一ニ関スル件」(国語問題を国策として取り上げて文部省で一元的に扱う)閣議申合せ事項決定。(25日)</p> <p>4 「文部省ニ於ケル国語調査ノ経過」を編集、発表。</p> <p>5 国語審議会官制改正。新たに幹事長を置き、国語審議会幹事・保科孝一を任命。(2日)</p> <p>6 内閣印刷局、『本邦常用漢字の研究』発行。</p> <p>11 大西雅雄編『日本基本漢字』(3,000字を選定)刊行。</p>	<p>2 陸軍と国語課とが「国語国字問題ニ対スル根本方針」について座談会開催。</p> <p>3 企画院より「資源ニ関スル標準用語整備ニ関スル件」告示。(27日)</p> <p>4 国民学校令施行。小学校を国民学校と改称。国民学校で第5期国定国語教科書「コトバノオケイコ」「ヨミカタ」等(アサヒ読本)使用開始。</p> <p>5 文部省に教科用図書調査会設置。教科書調査会、日本語教科用図書調査会が廃止。(19日)</p> <p>11 通信省管船局が臨時国語調査会の仮名遣改定案を採用し、「船舶関係ニ於テ船名等ニ附記スベキ振仮名ノ統一ニ関スル件」を造船聯合会に指示。(19日)</p> <p>12 太平洋戦争開戦。(8日)</p>
昭和17 (1942)	<p>3 国語審議会、「標準漢字表」の中間報告を行った。(3日)</p> <p>3 文部省、内閣各省庁の代表者を招いて国語の横書きに関する打合会を開催。多くは左横書きに賛成。(13日)</p> <p>4 文部省国語課、外国地名・人名の呼称並びに表記に関する協議会設置。</p> <p>4 文部省、英語科教科書のローマ字のつづり方を訓令式に統一。</p> <p>6 国語審議会、「標準漢字表」を議決し、文部大臣に答申。(常用1,134字、準常用1,320字、特別74字、計2,528字)(17日)</p> <p>7 文部大臣、「国語ノ横書ニ関スル件」を国語審議会に諮問。(6日)</p>	<p>3 国語協会、「文書を書くときの心得三か条」発表。(口語体で書く、分かりやすい言葉を用いる、易しい文字を用いる)。</p> <p>10 国語の伝統を守るために「日本国語会」結成。(7日)</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和21 (1946)	配布。	「カナモジカイ」が漢字全廃に協力する共同声明を発表。(5日)
		6 ローマ字教育の実施に関する対策を協議するため、文部省でローマ字教育対策懇談会開催。(15日)
		6 次官会議で「官庁用語を平易にする標準に関する件」について申合せ。「官庁用語便覧」(仮称)を編修することとした。(17日)
		6 第90議会開院式の勅語が漢字平仮名交じりで書かれた口語体となる。(20日)
		6 昭和22年4月から小学校・中学校においてローマ字教育を実施するための準備として、文部省にローマ字教育協議会設置。(29日)
		7 文部省で第1回官庁用語便覧編修協議会開催。(後に「公文用語の手びき」編修協議会に名称変更。)(17日)
		8 総理大臣所轄で教育刷新委員会設置。(10日)
		8 「国民の国語運動連盟」が、「国語国字問題ノ解決案」を発表。(27日)
		10 総理庁・文部省共編「公文用語の手びき」発行。
		10 文部省のローマ字教育協議会が「ローマ字教育を行ふについての意見」「ローマ字教育の指針」を決定し、文部大臣に答申。(22日)

【Ⅲ：昭和21年以降】

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和21 (1946)	2 国語審議会会長・南弘死去。(9日)	2 連合国軍最高司令部の覚書で、米国教育使節団に協力する日本教育家の委員会設置。(7日)
	3 分課規程改正。国語の調査及び整理統一と国語審議会にすることが教科書局調査課(国語調査室)の所管となる。(6日)	3 連合国軍最高司令部の要請により、米国教育使節団来日。(5日)
	3 文部省国語調査室、「送りがなのつけ方(案)」「くりかえし符号の使ひ方(案)」「くざり符号の使ひ方(案)」「外国地名人名の書き方(案)」を発表。	3 内閣、「憲法改正草案要綱」(文語体・漢字片仮名交じり文)を発表。(6日)
	4 国語審議会総会で、「常用漢字表案」(1,295字)を審議。漢字表としての字種の多少が問題となり、審議未了。(27日)	3 米国教育使節団が連合国最高司令部に報告書(ローマ字の採用勧告その他を含む。)を提出。(31日)
	5 国語審議会、「常用漢字表案」(1,295字)を総会で否決し、新たに実行可能な漢字表を審議することになった。(8日)	4 日本ローマ字会の有志が「ローマ字運動本部」を結成。(5日)
	6 国語審議会に、漢字に関する主査委員会、かなづかいに関する主査委員会設置。	4 山本有三が中心となり、国語を分かりやすくするために「国民の国語運動連盟」結成。(6日)
	9 国語審議会、「現代かなづかい」を総会で議決し、文部大臣に答申。また、「現代かなづかい」の議決に伴って国語研究のための大規模な基礎的調査機関の設置を要望する件を附帯決議として採択し、文部大臣に建議。(21日)	4 内閣、「憲法改正草案」(漢字平仮名交じり口語体)を発表。(17日)
	10 憲法改正案が貴衆両院を通過、成立。憲法に用いられている漢字はすべて当用漢字表に取り入れられたが、仮名遣いは政府提出原案のまま(旧仮名遣い)。(7日)	4 文部省で第1回「文部省用語改良打合せ」を開催。(第2回から「官庁用語改良打合せ」に名称変更。)(17日)
	10 国語審議会に、国民漢字を選定するため、義務教育用漢字主査委員会設置。	4 次官会議で「各官庁における文書の文体等に関する件」決定。漢字平仮名交じりの口語体を採用。(18日)
	11 国語審議会、「当用漢字表」(1,850字)を総会で議決し、文部大臣に答申。(5日)	4 国民学校で国定の暫定的な仮刷り国語教科書を使用。
	11 「当用漢字表」「現代かなづかい」内閣告示・内閣訓令。(16日)	5 官報の用字の一部が平仮名口語体となる。
	11 「朝日新聞」「声」欄に、「新しい漢字表」と題して当用漢字の選定基準掲載。(24日)	6 「日本ローマ字会」と
	12 文部省に調査局設置。(4日)	
	12 新聞が当用漢字表と現代かなづかいを採用。	
	12 国語審議会に音訓整理主査委員会設置。	
	12 国語調査室編「当用漢字表」「同音訓索引」「現代かなづかい」を印刷、各方面に	

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和22 (1947)	置。(5日) 12 国語審議会と活字字体整理に関する協議会が連名で、活字字体整理案について官庁・銀行・新聞社・出版編集・文筆・文化関係へ質問書を送付。	4 新制度の小学校で第6期国定国語教科書『こくご』『国語』(みんないいこ読本)使用開始。当用漢字、現代かなづかい適用。 4 新制度の小学校と中学校で、国語教育の一部にローマ字教育実施。 5 「学校教育法施行規則」公布。(3月1日施行) 小学校・中学校・高等学校の各教育課程が文部省の告示する学習指導要領によることになった。(23日) 7 国定ローマ字教科書完成、配給。 8 「国民の国語運動連盟」等、「国字国語問題の解決についての請願」を衆参両議院に提出。(1日) 9 文部省が小学校・中学校の教科書の国定制度を廃止し、検定制度とする方針を発表。(12日) 10 文部省で、「公文用語の手びき」の補修を目的として「公文用語改善協議会」を開催。(15日) 11 「国民の国語運動連盟」等から出された「国字国語問題研究機関設置に関する請願」が参議院本会議で採択、政府に回付。(26日) 12 「国民の国語運動連盟」等から出された「国語国字問題研究機関設置に関する請願」が衆議院本会議で採択、政府に回付。(9日) 12 「改正戸籍法」公布。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和21 (1946)		10 教育刷新委員会、昭和22年度から義務教育の期間中にローマ字教育を実施することを了承。(25日) 11 「日本国憲法」公布。(昭和22年5月3日施行。)(3日) 11 第91議会臨時議会開院式勅語は当用漢字・現代かなづかい使用、口語常体となる。(26日) 12 次官会議で、「公文用語の手びき」編修協議会作成「公文用語の手びき」の実施が、「官庁の用字・用語をやさしくする件」として申合せ。(9日) 12 内閣、次官会議申合せ事項「官庁の用字・用語をやさしくする件」を各省庁に通達。(24日)
昭和22 (1947)		4 分課規程改正。教科書局に国語課設置。(1日) 7 活字字体整理に関する協議会設置。(15日) 8 安藤正次ほか5名提出の国字国語問題の研究機関設置に関する請願が第1回国会参議院に提出。 9 国語審議会、「当用漢字別表」(881字)を総会で議決し、文部大臣に答申。(29日) 9 国語審議会、「当用漢字音訓表」(3,122音訓)を総会で議決し、文部大臣に答申。(29日) 10 活字字体整理に関する協議会、活字字体整理案を決定。同時に整理案を関係各方面に送付して意見聴取。(10日) 10 活字字体整理に関する協議会、活字字体整理案を国語審議会に送付。(10日) 11 国語審議会に、当用漢字の字体の標準を審議するため、字体整理に関する主査委員会設置。 12 文部省にローマ字調査委員会準備会設
		1 国民学校でローマ字教育を実施するについての「文部当局談」発表。(20日) 2 文部省に教科用図書委員会設置。(19日) 2 「国民学校におけるローマ字教育実施要項」が「国民学校においてローマ字教育を行うについて」として、文部次官から各地方長官・各学校長に通達。(28日) 3 「教育基本法」「学校教育法」公布。(31日) 4 6・3・3・4制実施。(1日) 4 文部省編修の国定教科書の表記に、当用漢字表と現代かなづかい適用。(1日)

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和23 (1948)	12 国立国語研究所設置法、公布施行。文部省に国立国語研究所を設置。(所長事務取扱・文部次官井手成三、翌年1月31日に初代所長・西尾実就任。)(20日)	(21日) 7 「教育委員会法」公布。 7 文部省著作のローマ字教科書(小学校用・中学校用、いずれも訓令式・ヘボン式の2種類)刊行。 9 学術用語調査会を設置する趣旨発表。 10 「小学校1年の国語学習効果の判定」についての調査実施。(2日)
昭和24 (1949)	2 国立国語研究所創設委員会委員のうち、西尾実を除き、安藤正次ほか16名が評議員に就任。(4日) 3 文部省教科書局国語課編『国語調査沿革資料』刊行。 4 「当用漢字字体表」内閣告示・内閣訓令。(28日) 4 『日本人の読み書き能力』刊行。 5 国語審議会、中国の地名・人名を片仮名書きにする件について関係省庁、民間各方面の担当者を集めた懇談会を開催。(10日) 5 文部省設置法公布。調査普及局国語課設置。国語審議会の設置と設置目的を規定。これに伴い国語審議会改組。(31日) 6 ローマ字調査会廃止。(1日) 6 国語審議会、中国の地名・人名を片仮名書きにする件について朝日・毎日・読売・共同・放送協会の五社と懇談会開催。(30日) 7 国語審議会官制廃止。(5日) 7 国語改良連絡協議会規程(文部大臣裁定)制定。(20日) 7 国語審議会令、ローマ字調査審議会令公布。(20日) 7 国語審議会、「中国地名・人名の書き方の表」を可決し(30日)、文部大臣に建議。(8月1日) 9 「総合当用漢字表」初版刊行。(25日) 11 国語審議会改組後第1回総会。 11 「ローマ字調査審議会委員及び臨時委員候補者推薦方法」文部省告示。(30日)	1 「学術用語調査会規程」(文部省訓令)制定。(5日) 2 文部省著作ローマ字教科書2冊発行。 2 文部省、「教科用図書検定基準」告示。(9日) 3 総理庁・文部省編修『改編公用文の手びき』刊行。(10日) 3 公用文改善協議会、公用文改善についての審議結果を「公用文改善協議会報告」としてまとめ、内閣総理大臣に報告。(16日) 3 文部省著作ローマ字教科書6冊発行。 3 「当用漢字現代かなづかいに関する文献目録」刊行。 4 公用文改善協議会報告の第一部「公用文の改善」の実施が次官会議の了解事項(4日)、閣議の了解事項(5日)となった。その後、『公用文の書き方』として印刷、各省庁に配布。 4 「学術用語の整理方針」決定。(8日) 4 小学校で文部省検定済

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和22 (1947)		第50条で、出生届に用いる子の名に常用平易な文字を用いることを義務付け。(22日) 12 「戸籍法施行規則」公布。第60条で常用平易な文字の範囲を「当用漢字表に掲げる漢字」と「片仮名・平仮名」とした。(29日)
昭和23 (1948)	1 ローマ字調査委員会準備会がローマ字調査委員会設置要項決定。(29日) 2 「当用漢字音訓表」内閣告示・内閣訓令。(16日) 2 「当用漢字別表」(881字)内閣告示・内閣訓令。(16日) 3 文部省編「五十音順当用漢字音訓表」刊行。付録として「現代かなづかいの要領」(内閣告示「現代かなづかい」の内容を編み直して簡単にまとめたもの)が添えられていた。(1日) 3 国語改良に関する世論調査実施。(10日) 3 「現代かなづかい書記能力に関する実態調査」実施。(15日) 4 閣議で「国語国字問題研究機関設置に関する請願」の趣旨に沿って、その実現に努めることを決定。(2日) 6 国語審議会、「当用漢字字体表」を総会で議決し、文部大臣に答申した。(1日) 6 文部省、国立国語研究所創設準備委員会を設置。 8 日本人の読み書き能力調査実施。 8 文部省、国立国語研究所創設委員会を設置。 10 ローマ字調査会規程(大臣裁定)を制定、議事規則を制定。(12日) 11 「国立国語研究所設置法案」、閣議決定を経て国会に提出。(13日) 11 「国立国語研究所設置法案」、参議院で可決成立。(21日) 11 国語審議会、中国の地名・人名の片仮名書きを審議するため、中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会を設置。	1 「改正戸籍法」「戸籍法施行規則」施行。これにより、出生届に記載する子の名の熟字使用を制限していた太政官布告(明治6年)廃止。(1日) 4 文部省、検定教科書審査基準を告示。(1日) 5 ローマ字教科書の入用部数の調査。(25日) 5 ローマ字教育に関する調査実施。(25日) 5 「小学校ならびに新制中学校において児童・生徒のローマ字の習得状況調査のために行う考査」の実施準備。(27日) 5 次官会議で「改編公文用語の手びき」の実施を、「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」として申合せ。(31日) 6 国語学習効果の判定に関する協議会設置。(1日) 6 官庁用語を易しくするため、内閣に公用文改善協議会設置。(15日) 6 内閣、次官会議申合せ事項「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」を各省庁に通達。

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省市の対応等
昭和26 (1951)	<p>3 国語審議会に固有名詞部会設置。(9日)</p> <p>4 日本人の読み書き能力調査(昭和23年8月)の報告書『日本人の読み書き能力』(東大出版部)刊行。</p> <p>5 「国語審議会令」一部改正。(任期3年を2年に。)(8日)</p> <p>5 国語審議会, 固有名詞部会の審議してきた「人名用漢字別表」(92字)を総会で可決, 「人名漢字に関する建議」として文部大臣・法務総裁に建議。また, 「人名用漢字別表」の建議に当たり, 「人名用漢字に関する声明書」を發表。(14日)</p> <p>7 「国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程」公布。(5日)</p> <p>8 「総合当用漢字表(増訂版)」刊行。(5日)</p> <p>8 「漢字習得に関する調査報告」刊行。(25日)</p> <p>10 国語審議会, 「公用文改善の趣旨徹底について」, 「公用文の左横書きについて」を可決(23日)。前者を内閣総理大臣・文部大臣に, 後者を内閣総理大臣に建議(30日)。</p>	<p>2 「義務教育における漢字習得に関する調査」実施。</p> <p>3 「戸籍法改正法案」, 衆議院通過。(30日)</p> <p>3 「ローマ字教育実験学級調査報告」刊行。(31日)</p> <p>5 参議院法務委員会, 文部委員会と連合で人名用漢字について参考人から意見聴取。(22日)</p> <p>5 「人名用漢字別表」(92字)内閣訓令・告示。(25日)</p> <p>5 「戸籍法施行規則」改正。常用平易な文字の範囲に「人名用漢字別表に掲げる漢字」を追加。(25日)</p> <p>6 ローマ字教育実験学級を指導するため, 文部省に「文部省ローマ字教育実験調査研究会」を設置。(25日)</p> <p>7 『学習指導要領一般編(試案)改訂版』刊行。(10日)</p> <p>9 文部省, ローマ字教育実験学級を設け, 調査研究することを決定。(1日)</p> <p>10 『中学校・高等学校学習指導要領国語科編(試案)』発行。(1日)</p> <p>11 次官会議で, 「公用文の改善の趣旨徹底について」, 「公用文作成の要領」の実施を申し合わせ。(1日)</p> <p>12 『小学校学習指導要領国語科編(試案)一昭和26年度改訂版』刊行(習得すべき漢字数を含む国語能力表を記載)。</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省市の対応等
昭和24 (1949)	<p>12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日)</p>	<p>み国語教科書の使用を開始。</p> <p>8 「文部省文書処理規程」制定。(17日)</p> <p>9 「文部省文書処理規程」により公文書の左横書き実施。(1日)</p> <p>10 「ローマ字教育の効果測定に関する調査報告」印刷。</p>
昭和25 (1950)	<p>1 国語審議会に「国語問題白書(仮称)」, 「話しことば」, 「敬語」, 「公用文・法律用語」, 「漢字」の各部会を設置。(30日)</p> <p>3 ローマ字調査審議会, 「改訂ローマ字教育の指針」を議決, 文部大臣に建議。(1日)</p> <p>3 『中国地名の書き方の表』刊行。(31日)</p> <p>4 国語審議会令公布。国語審議会とローマ字調査審議会を整理統合。(17日)</p> <p>5 国語審議会のローマ字調査分科審議会に「ローマ字のつづり方」と「分ち書き」の二部会設置。(6日)</p> <p>6 国語審議会, 「国語問題要領」(国語白書)を可決, 文部大臣に報告。(12日)</p> <p>10 国語審議会, 公用文・法律用語部会の「法令の用字用語の改善について」を総会で可決(30日), 文部大臣・法務総裁に建議。(11月7日)</p> <p>12 「国語の書き表し方」刊行。(5日)</p> <p>12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日)</p> <p>12 文部省, 国語シリーズ1『やさしい新聞文章』刊行。以後, 同シリーズは67(昭和47年刊)まで刊行。</p> <p>▽国語教育研究協議会を全国8か所で開催。(以後, 毎年度開催。)</p>	<p>1 『標準字体の手びき』刊行。</p> <p>3 「文部省公文書の書式」決定。(14日)</p> <p>3 『改訂ローマ字教育の指針』刊行。(20日)</p> <p>4 「ローマ字教育の指針」を具体化するため, 文部省に「ローマ字に関する学習指導要領編修協議会」設置。(10日)</p> <p>6 「文部省電信用語符号表」制定実施。(15日)</p> <p>6 『公文書の書式』刊行。(20日)</p> <p>8 文部省, 第2次訪日アメリカ教育使節団に報告書「日本における教育改革の進展」を提出。</p> <p>8 『改訂ローマ字教育の指針解説』刊行。(15日)</p> <p>9 文部省調査普及局国語課編『文部省刊行物表記の基準』刊行。(20日)</p> <p>9 第2次訪日アメリカ教育使節団が, 連合国最高司令部に報告書(ローマ字教育その他を含む)を提出。(22日)</p> <p>11 『国語の書き表し方』(「文部省刊行物・表記の基準」の市販品)刊行。</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和28 (1953)	<p>1 文部省内国語問題研究会会則制定。(29日)</p> <p>3 国語審議会, ローマ字調査分科審議会の審議してきた「ローマ字のつづり方」(訓令式を第一表とし, その他を第二表とするもの)を総会で可決, 「ローマ字つづり方の単一化について」として文部大臣に建議。(12日)</p> <p>8 国語問題懇談会開催。国語問題について関係者が意見を聞く。</p> <p>10 国語審議会, 固有名詞部会の審議してきた「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」を可決, 内閣総理大臣に建議, 文部大臣に報告。(8日)</p>	<p>2 「昭和28年度ローマ字教育実験学級指導試案」刊行。(1日)</p> <p>3 文部省用字用語改善研究会設置。(26日)</p> <p>5 「文部省あて公文書の書式」実施。(2日)</p> <p>6 『ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和27年度)』刊行。</p> <p>8 教育課程審議会, 「小中学校のローマ字学習に関する答申」(国語審議会の建議に従う)を決議, 文部大臣に答申。(4日)</p> <p>8 「小中学校のローマ字学習について」が文部省初等中等教育局長・調査局長から各都道府県教育委員会等に通達。(31日)</p> <p>10 「ローマ字つづり方の単一化について」を各省庁で照会。(5日)</p> <p>11 「教科用図書検定基準」改正。(3日)</p> <p>11 「文部省用字用語例」及び「文部省電話のかけ方」を文部省用字用語改善協議会で決定。(4日)</p> <p>11 「文部省あて公文書の書式」刊行。(5日)</p>
昭和29 (1954)	<p>3 国語審議会, 「法令用語改正例」可決。「法令用語改善について」として内閣総理大臣に建議し, 文部大臣に報告。国語審議会各部会等が, 「ローマ字教育について」「ローマ字のわかち書きについて」「標準語のために」「当用漢字表審議報告」「外来語の表記について」を総会に報告, 文部大臣に報告。(15日)</p> <p>4 「当用漢字表の補正資料について」を新聞で採用。(1日)</p> <p>10 国立国語研究所, 神田一ツ橋に移転(一</p>	<p>3 学術用語分科審議会の審議してきた数学編他四編の『学術用語集』刊行。</p> <p>3 国語審議会報告「当用漢字表補正資料」(昭29.3.15)に伴って, 「当用漢字表の補正資料について」が文部省調査局長から各学校長等に通知(20日)</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和27 (1952)	<p>3 「漢字部会報告」「話しことば部会報告」を総会に報告。(10日)</p> <p>ローマ字調査分科審議会のつづり部会が「ローマ字のつづり方」を, 分かち書き部会が「ローマ字文の分かち書きのしかた」を総会に報告。(10日)</p> <p>3 文部省編「国語審議会の記録」刊行。(31日)</p> <p>4 国語審議会, 敬語部会の審議してきた「これからの敬語」を可決, 文部大臣に建議。(14日)</p> <p>4 国語審議会ローマ字教育部会, 「国語教育におけるローマ字の取扱について」を総会に報告。(14日)</p> <p>5 「これからの敬語」刊行。(10日)</p> <p>6 改組第1期国語審議会の記録, 文部省編「国語審議会報告書」として刊行。以後, 各期ごとに「国語審議会報告書」刊行。</p> <p>6 国語審議会に「漢字」「表記」「標準語」「公用文」「術語」「固有名詞」の6部会が設けられた。(30日)</p> <p>7 文部省組織規定改正。調査局国語課設置。(31日)</p> <p>8 国語審議会令改正(委員70名を50名に。)(8日)</p> <p>8 文部省組織令公布。国語課所掌事務に日本語教育が加わる。</p> <p>12 国語審議会専門調査員4名発令。(1日)</p>	<p>3 漢字学習指導研究会設置。</p> <p>3 『昭和27年度ローマ字教育実験学級指導試案そのI』刊行。(31日)</p> <p>4 国語審議会の建議(昭26.10.30)に基づく「公用文改善の趣旨徹底について」として内閣官房長官から各省事務次官に通知。(4日)</p> <p>4 「公用文作成の要領」内閣官房長官依命通知。(4日)</p> <p>5 「児童生徒の漢字を書く能力とその基準」刊行。</p> <p>6 『ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和26年度)』刊行。(2日)</p> <p>6 『昭和27年度ローマ字教育実験学級指導試案そのII』刊行。(12日)</p> <p>7 学習漢字学年別担当表第1次試案作成。(16日)</p> <p>7 学術用語分科審議会, 外国語・外来語の表記等について「学術用語の表記について(依頼)」として国語審議会に照会。(17日)</p> <p>10 「教科用図書検定基準」文部省告示。(30日)</p> <p>12 国語審議会が, 外国語・外来語の表記等について学術用語分科審議会から照会されていた件についての審議結果を総会で議決, 「学術用語の表記について」として回答し, 文部大臣に報告。(18日)</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和31 (1956)	<p>2 国語審議会に正書法小委員会設置。(23日)</p> <p>7 国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程改正。(3日)</p> <p>7 国語審議会, 「話しことばの改善について」を可決, 文部大臣に建議。「正書法について」「同音の漢字による書きかえ」について「国語教育におけるローマ字教育について」を可決, 文部大臣に報告。(5日)</p>	<p>2 「教育漢字学年別配当表」の成案を調査局長から初中局長へ通知。(9日)</p> <p>3 「公文書の書式と文例」刊行。(31日)</p> <p>4 「文部省公文書の書式と文例」を事務次官名で文部省管下に通達。(5日)</p> <p>5 教育審議会, 「教育漢字学年配当」「かなの教え方について」を議決し, 文部大臣に答申。(7日)</p>
昭和32 (1957)	<p>1 国語審議会に「正書法」「話しことば」の二部会を設置。(21日)</p>	<p>1 「中学生・高校生の漢字を読む力の調査」を実施。</p> <p>1 学習基準語調査懇談会設置。(13日)</p> <p>7 『教育漢字の学年配当』(漢字学習指導実験調査報告)刊行。(20日)</p> <p>7 教育漢字学年別配当最終案発表。(23日)</p> <p>9 学習語調査協議会設置。(25日)</p> <p>12 教育課程審議会第12回初等教育課程分科審議会(漢字, ローマ字について審議)。(21日)</p>
昭和33 (1958)	<p>4 言語政策を話し合う会発足。(10日)</p> <p>11 国語審議会, 「送りがなのつけ方」を可決, 文部大臣に建議。(18日)</p> <p>11 「あらたまってものを言う場合にも出る方言」を総会に報告。(18日)</p> <p>11 国語審議会のローマ字調査分科審議会, 「ローマ字調査分科審議会報告」を総会に報告。(18日)</p>	<p>3 『ローマ字教育実験調査報告書(第1部, 第2部)』刊行。</p> <p>3 教育課程審議会における国語科について答申。(15日)</p> <p>3 文部省編「筆順指導の手びき」刊行。</p> <p>8 教科書体(筆者体)活字の字体を定めた「小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体につ</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和29 (1954)	<p>橋大学所有の建物を借用)。(1日)</p> <p>11 国語審議会に, 表記の問題を扱う第一部会と話しことばの問題を扱う第二部会設置。(1日)</p> <p>12 「ローマ字のつづり方」内閣告示・内閣訓令。「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」(昭12. 9. 21内閣訓令)廃止。(9日)</p>	<p>4 学術奨励審議会の学術用語を文部大臣に建議(25日)</p> <p>5 読み書き能力調査懇談会設置。</p> <p>7 文部省編『中学校・高等学校学習指導書・国語科編』刊行。(1日)</p> <p>7 次官会議で「専門用語の統一について」が申し合わせ事項決定。(8日)</p> <p>7 『ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和28年度)』刊行。</p> <p>9 読み書き能力調査準備調査開始。</p> <p>10 国語審議会建議「法令用語改正例」(昭29. 3. 15)の実施が次官会議の申し合わせ事項決定, 「法令用語の改善について」として内閣官房長官から各省事務次官に通知。(7日)</p> <p>11 内閣法制局が内閣通知「法令用語改正例」の実施に当たって「法令用語改正要領」を作成し, 法制局次長から各省事務次官に通知。(25日)</p> <p>12 中央教育審議会, 「かなの教え方について」を文部大臣に答申。(20日)</p> <p>▽文部省, 国費外国人留学生招致を開始。</p>
昭和30 (1955)	<p>2 中央教育審議会からの答申に基づき, 文部大臣が「かなの教え方について」を国語審議会に審議依頼。(4日)</p> <p>7 国語審議会, 「かなの教え方について」を可決し, 文部大臣に報告。(12日)</p>	<p>1 読み書き能力調査本調査開始。</p> <p>2 文部省編『小学校学習指導書・国語科編』刊行。(20日)</p> <p>8 漢字配当表(案)について関係官の第1回懇談会。(18日)</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和35 (1960)	7 国語審議会の第一部会、当用漢字補正資料を審議した結論「当用漢字補正資料の取り扱い」を総会に報告。(19日) ▽文部省、日本語教育懇談会を開催。	3 『小学校国語指導書』発行。(15日) 7 『小学校ローマ字指導資料』発行。(1日) 10 「高等学校学習指導要領」文部省告示。(5日) 12 学術用語分科審議会「学術用語審査基準」制定。(9日)
昭和36 (1961)	3 国語審議会各分会等が「地名・人名のかな書きについて」「法令の用語用字の改善について」(以上第一部会)、「語形の「ゆれ」について」(第二部会)、「ローマ字調査分科審議会報告」(ローマ字調査分科審議会)を総会に報告。(17日) 5 日本語教育懇談会準備会設置。(10日) 8 日本語教育懇談会発足。(3日)	3 『国民の読み書き能力調査(報告書)』刊行。(15日) 7 公式制度連絡調査会議発足。(28日)
昭和37 (1962)	3 国立国語研究所、北区稻付西山町(後の西が丘)に移転。(31日) 4 国語審議会令改正。建議機関から諮問機関に。委員70人以上を50人以内に。任命方法等の改正。(27日) 4 国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程廃止。(27日) 5 国語審議会に原理的な事柄を扱う第一部会、今までの審議結果を検討する第二部会、今後の具体的な事柄を扱う第三部会を設置。(28日) 12 国語審議会総会に、国語審議会の審議する「国語」を規定しこれを公表せよとの提案が提出された。(13日) 12 日本語教育研究会設置。(19日)	5 「住居表示に関する法律」公布、施行。(10日) 6 「外国人のための日本語教育学会」設立。(昭和52年3月から社団法人・日本語教育学会となる。)
昭和38 (1963)	4 文部省、日本語教育講習会を開催。 5 外国人のための辞典編集委員会設置。(10日) 10 国語審議会、「国語の改善について」を可決し、文部大臣に報告。(11日)	
昭和39 (1964)	3 国語審議会の総会に、国語の表記は漢字仮名交じりをもって正則とすることを公表せよとの提案が提出された。(13日) 3 文部省調査局、日本語教育資料『日本語教育のあり方』刊行。(31日)	4 文部省に留学生課設置。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和33 (1958)		いて」が、文部省初等中等教育局から関係方面に通達。(21日) 10 「小学校・中学校学習指導要領」文部省告示。第二章第一節「国語」に「学年別漢字配当表」記載(881字)。(1日) 12 「教科用図書検定基準」文部省告示。(12日) 12 『教科用図書検定基準内規』刊行。
昭和34 (1959)	2 文部省、『地名の呼び方と書き方(社会科手びき書)』刊行。 4 国語審議会に、書き言葉を審議する第一部会、マスコミュニケーションを検討する第二部会のほか国語問題要領検討小委員会を設置。 7 「送りがなのつけ方」、内閣告示・内閣訓令。(11日) 11 国語問題協議会発足。(4日)	6 法務省民事局長、「戸籍の氏名欄に当用漢字表にかかげる文字等により氏名の記載がなされている場合における更正の申出について」を各法務局長に通知。本人の申出によって所定の手続を経て旧字体を新字体に改めることができるようになった。(4日) 9 行政管理庁の左横書き実施状況調査が「公文書の左横書きについて」として次官会議に提出された。(7日) 10 『中学生・高校生の漢字を読む力(漢字学習調査報告)』刊行。(20日) 11 自治庁編「文書の左横書き実施要項」(昭35.1.1実施)発表。(21日) 11 公用文作成の参考として「文部省公用文送りがな用例集」配布。 11 『公文書の書式と文例(改訂版)』刊行。(30日) 12 内閣法制局が内閣告示「送り仮名のつけ方」の実施要領について「法令用語の送りがなのつけ方」を作成し、各省庁に通知。(4日)

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和44 (1969)	3 国語審議会、漢字教育の読み書き並行を改め、読み優先にするという意見について、総会で討論。(10日)	9 学術用語の審査に関する事項、学術奨励審議会学術用語分科会から学術審議会学術用語分科会に継承。(9日) 11 文化庁国語課監修『国語表記実務提要』(加除式)刊行。
昭和45 (1970)	5 国語審議会漢字部会試案「当用漢字改定音訓表(案)」、かな部会試案「改定送りがなのつけ方(案)」を承認し、公表。また、一般問題小委員会が審議経過を総会に報告。(27日) 7 国語審議会に漢字部会、かな部会、一般問題小委員会設置。(31日)	
昭和46 (1971)	3 文化庁、『外国人のための基本語用例辞典』刊行。 12 国語審議会の総会に漢字部会から「当用漢字改訂音訓表(案)」報告。総会はこれを答申の原案とすることを承認。(20日)	
昭和47 (1972)	5 国語審議会の総会にかな部会から「改定送りがなのつけ方(案)」報告。総会はこれを答申の原案とすることを承認。(24日) 6 国語審議会、「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」を可決、文部大臣に答申。国語審議会、「国語の教育の振興について」を議決、文部大臣に建議。国語審議会漢字部会が作成した「『異字同訓』の漢字の用法」を当用漢字改訂音訓表の審議資料として総会で配布。(28日)	1 国際協力事業団、海外移住者子女のための日本語教員派遣を開始。 10 国際交流基金設立。
昭和48 (1973)	1 国語審議会に問題点整理委員会設置。(25日) 6 「当用漢字音訓表」「送り仮名の付け方」内閣告示・内閣訓令。(18日) 10 国語審議会の問題点整理委員会、「漢字表の具体的検討のための基本的方針(案)」を総会に提出。(26日)	6 当用漢字音訓表と送り仮名の付け方の改定に伴い、「日本工業規格」改定。(1日) 6 事務次官等会議で「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」が申し合わせ事項決定。(18日) 6 「公用文における当用

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和40 (1965)	7 日本語教育研修会(第1回)開催。 12 国語審議会各部会、「当用漢字表の再検討について」「送りがなのつけ方の再検討について」(以上第一部会)、「発音の「ゆれ」について」(第二部会)を総会に報告。(9日) 12 国語審議会の総会が、国語の表記は漢字仮名交じりをもって正則とするという提案を取り上げ、これを当然のこととした。(9日)	9 昭和41年1月以降、郵便切手に「NIPPON」と国名を表示することの郵政省の決定を閣議で了承。(10日) 12 国際協力事業団が青年海外協力隊として初めて日本語教師を海外(ラオス)に派遣。
昭和41 (1966)	3 『外国人のための漢字辞典』『外国人のための専門用語辞典』刊行。(31日) 4 国語審議会令改正。(調査局を文化局に。) (30日) 6 文部大臣、国語審議会に「国語施策の改善の具体策について」を諮問。(13日) 11 国語審議会に漢字部会とかな部会設置。(11日)	
昭和42 (1967)	11 文部省文化局、外国人の日本語教育推進の基礎資料とするため、国内の日本語教育の実態調査を実施。以後、文化庁が引き継ぎ、毎年度実施。	10 文部省編『現行の国語表記の基準』刊行。
昭和43 (1968)	4 国語審議会に国語施策の問題点を整理するための小委員会設置。(15日) 5 国語審議会の小委員会、「現行施策の性格および適用分野について」「国語施策の方法について」を総会に報告。(27日) 5 国語審議会漢字部会、「当用漢字音訓表について」を、かな部会「送りがなのつけ方の問題点」を総会に報告。(27日) 6 文部省設置法改正、外局として文化庁設置。第43条に文化庁の附属機関としての国語審議会の設置と設置目的を規定。国立国語研究所は文化庁所轄の機関となる。(15日) 7 国語審議会に漢字部会、かな部会、一般問題小委員会設置。(29日) 10 国語問題研究協議会を、全国四か所で開催。前年までの「国語教育研究協議会」を改称。以後「国語問題研究協議会」として毎年度開催。 12 文化庁主催「国語施策に関する意見を聞く会」を大阪で開催。(7日)	7 小学校学習指導要領改訂。「学年別漢字配当表」に、「備考」漢字115字が添えられる。(11日)

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和49 (1974)	<p>3 文化庁, ことばシリーズ1「敬語」を刊行。以後, 毎年刊行。平成7年からは「新ことばシリーズ」となる。</p> <p>4 国立国語研究所に日本語教育部設置。(1日)</p> <p>9 国語審議会の漢字表委員会が「選定の方針に関する具体的観点」をまとめた経緯を, 問題点整理委員会が「字体表審議の問題点アンケート」をまとめた経緯と結果を, 総会に報告。</p> <p>11 国語審議会, 「第11期国語審議会審議経過報告」を総会で審議し, 文部大臣に報告。(8日)</p>	<p>方を「ローマ字による学術用語の書き表し方」として発表。</p> <p>5 国際交流基金, 「海外日本語教育機関調査」を実施。(～50年3月)以後, 2～5年おきに実施。</p> <p>7 文化庁編「公用文の書き表し方の基準」刊行。</p> <p>9 文化庁編「改定・現行の国語表記の基準」刊行。</p>
昭和50 (1975)	<p>2 文化庁, 中国における文字改革等の国語施策を調査するため, 調査団を派遣。(2月26日～3月7日)</p> <p>3 国語審議会に漢字表委員会と問題点整理委員会設置。</p> <p>6 文化庁派遣中国文字改革等調査団, 報告書を提出。</p> <p>11 文化庁, 韓国における国語施策を調査するため, 調査団を派遣。(11月16日～25日)</p>	<p>2 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方」の二に例示された語以外の語であって, 内閣提出法律案及び政令において, いわゆる通則6の「許容」又は通則7を適用して書き表した語について」が内閣法制局長官総務室から各省庁に連絡。(13日)</p> <p>4 「公用文における送り仮名の付け方の具体的な取扱いについて」が文化庁文化部長から各省庁の文書担当課長に通知。(4日)</p>
昭和51 (1976)	<p>3 日本語教育推進対策調査会「日本語教員に必要な資質・能力とその向上策について」報告。(31日)</p> <p>3 文化庁, 第一回日本語教育研究協議会を開催。</p> <p>7 国語審議会が「人名用漢字の追加について」を文化庁長官に回答。 法務省の人名用漢字問題懇談会の審議してきた「人名用漢字追加表」(28字)が国語審議会に提出され, 総会で審議の結果, 了承の方向で処理することに意見が一致(2日), 文化庁長官に報告。(9日)</p> <p>10 国立国語研究所日本語教育部, 日本語教育センターに改編。(1日)</p>	<p>7 「人名用漢字追加表」内閣告示・内閣訓令。28字を追加。(30日)</p> <p>7 戸籍法施行規則が改正。常用平易な文字の範囲に「人名用漢字追加表に掲げる漢字」を追加。(30日)</p>

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和48 (1973)		<p>漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」が, 「当用漢字音訓表」及び「送り仮名の付け方」に関する内閣告示・内閣訓令並びに公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」として, 内閣官房長官から各省事務次官に通知。(18日)</p> <p>6 「学校教育における「当用漢字音訓表」及び「送り仮名の付け方」の取扱いについて」が, 文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会等に通知。(18日)</p> <p>6 当用漢字音訓表と送り仮名の付け方の改定に伴い, 学術奨励審議会の「学術用語審査基準」改定。(18日)</p> <p>9 当用漢字音訓表と送り仮名の付け方の改定に伴い, 「文部省用字用語例」改定。</p> <p>10 「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」が, 内閣法制局長官から各省庁に通知。(3日)</p> <p>10 「[公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について]の具体的な取扱い方針について」, 文化庁文化部長から各省庁に通知。(9日)</p> <p>10 送り仮名の付け方の改定に伴い, 「文部省公用文送り仮名用例集」改定。(10日)</p>
昭和49 (1974)	1 国語審議会に漢字表委員会設置。(25日)	1 「学術用語集」に用いたローマ字のつづり

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和56 (1981)		用と、表外漢字「亀、絃、痕、挫、哨、狙」、表外の字音「個(カ)」の使用を決定。
昭和57 (1982)	7 国語審議会に仮名遣い委員会設置。(16日)	
昭和58 (1983)	12 文部省設置法改正。国語審議会の設置を規定した第43条を削除。国語審議会の設置等は文部省組織令へ。	9 JIS漢字規格改正。常用漢字表外の漢字の一部に略字体を採用。(第2次規格)
昭和59 (1984)	2 国語審議会仮名遣い委員会、審議経過を総会に報告。(28日) 6 文部省組織令改正、国語審議会の設置とその所掌事務を規定。	
昭和60 (1985)	2 国語審議会仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い(案)」を総会に報告。(20日) 5 文部省の「日本語教育施策の推進に関する調査研究会」が「日本語教員の養成等について」を報告。	
昭和61 (1986)	3 国語審議会、「改定現代仮名遣い」を可決、文部大臣に答申。(6日) 7 「現代仮名遣い」内閣告示・内閣訓令。(1日)	
昭和62 (1987)	3 国語審議会に外来語表記委員会設置。(10日) 4 日本語教員検定制度に関する調査研究会、日本語教員検定の具体的方策に関する報告書まとめる。	
昭和63 (1988)	12 国語審議会外来語表記委員会、審議経過を総会に報告。(8日) 12 日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議、日本語教育施設の運営基準を設定。(23日)	1 日本国際教育協会、第1回日本語教育能力検定試験を実施。(31日)
平成元 (1989)		3 「小学校学習指導要領」改訂。「学年別漢字配当表」が1006字となる。(15日) 5 日本語教育振興協会設立。(9日) 7 国際交流基金日本語国際センター設立。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和52 (1977)	1 国語審議会、「新漢字表試案」を了承、文部大臣に報告。(21日) 7 文化庁、フランスにおける国語施策を調査するため、調査団を派遣。(5日~14日) 8 総理府、国語に関する世論調査実施。	7 「小学校学習指導要領」改訂。「学年別漢字配当表」、996字となった。また、学年別漢字配当表の漢字が標準字体で示された。(23日)
昭和53 (1978)		1 JIS漢字規格制定。(第1次規格) 11 教科書研究センター、「地名の呼び方と書き方」(昭33.文部省)の改定について審議してきた結果を『地名表記の手引』として刊行。
昭和54 (1979)	3 日本語教育推進対策調査会「日本語教育の内容・方法の整備充実に関する調査研究について」報告。(19日) 3 国語審議会、「常用漢字表案」を了承、中間答申として文部大臣に報告。(30日) 4 国費による日本語・日本文化研修留学制度開始。(1日)	
昭和55 (1980)	▽文化庁がビデオテープシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」作成。以後、平成12年度まで毎年度作成。	9 国際交流基金、北京語言学院に日本語研修センターを開所。(昭和60年9月に、北京日本学研究中心となる。)
昭和56 (1981)	3 国語審議会、「常用漢字表」を可決し、文部大臣に答申。(23日) 10 「常用漢字表」内閣告示・内閣訓令。(1日)	8 教育用漢字調査研究協力者会議「常用漢字表の制定に伴う学校教育における漢字指導の在り方について」報告。(31日) 10 常用漢字表の告示に伴う「学習指導要領」一部改訂告示。(1日) 10 「戸籍法施行規則」改正。常用漢字表の告示に伴い、人名用漢字を8字削除、54字追加。(1日) 10 日本新聞協会新聞用語懇談会、新聞で使用する漢字について、常用漢字のうち「認、虞、箇、且、遵」など11字の不使

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成7 (1995)	(以後、毎年度実施。) 7 文化庁、日本語教育大会を東京・大阪で開催。以後、同大会を毎年度開催。(7～8月) 11 国語審議会、「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(8日)	
平成8 (1996)	7 文化庁、『『これからの日本語教育を考える』衛星通信シンポジウム(第1回)』を実施。 9 国語審議会に第1委員会、第2委員会設置。(17日) 12 第1委員会では「敬語を中心とする言葉遣いに関する問題」、第2委員会では「主としてワープロ等における漢字の字体の問題」を扱うことを総会で決定。(10日)	
平成9 (1997)	1 国立国語研究所が中心となって、国際比較調査「日本語観国際センサス」を世界28か国・地域で実施。(～10年8月) 5 国語審議会第2委員会に字体小委員会設置。(12日) 10 文化庁、国語審議会の審議の参考資料として「字体・字形差一覧」を作成。 11 国語審議会第1委員会に敬語小委員会設置。(27日) 11 文化庁、国語審議会の審議の参考資料として「漢字出現頻度数調査」を作成。	1 国際交流基金関西国際センター設立。 12 戸籍法施行規則改正。人名用漢字別表に「琉」を追加。(3日)
平成10 (1998)	6 国語審議会、「新しい時代に応じた国語施策について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(24日)	4 国際交流基金、「海外教育機関調査」を実施。(海外の教育機関における日本語学習者が210万人に達した。) 12 「小学校学習指導要領」改訂。「学年別漢字配当表」の1006字につき、書くことは配当の次学年まで掛けて習得させることとする。(14日)
平成11 (1999)	2 国語審議会に第1委員会、第2委員会、第3委員会設置。(19日) 3 文化庁の「今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議」が「今後の	

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成2 (1990)	3 国語審議会外来語表記委員会試案「外来語の表記(案)」を総会に報告。(1日) 3 日本語教育施設の審査・認定事業を認定・告示。(30日)	3 「戸籍法施行規則」改正。人名用漢字別表に118字追加。(1日) 10 JIS漢字規格(補助漢字)制定。
平成3 (1991)	2 国語審議会、『外来語の表記』を可決し、文部大臣に答申。(7日) 6 『外来語の表記』内閣告示・内閣訓令。(28日) 12 国語審議会に問題点整理委員会設置。(5日)	
平成4 (1992)	6 総理府、国語に関する世論調査を実施。 6 国語審議会、「現代の国語をめぐる諸問題について(審議経過報告)」を文部大臣に報告。(18日)	
平成5 (1993)	6 国語審議会、「現代の国語をめぐる諸問題について(報告)」を文部大臣に報告。(8日) 7 文部省の「日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議」が「日本語教育推進施策について一日本語の国際化に向けて一」を文部事務次官に報告。 10 文化庁、国語施策懇談会を開催。平成5・6年度は全国4か所、7年度以降は東京で開催。(10～11月) 11 文部大臣、国語審議会に「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」を諮問。(24日)	5 国際統一文字コード「国際符号化文字集合(UCS)」制定。
平成6 (1994)	1 国語審議会に、「言葉遣いに関すること」を検討する第1委員会、「情報化・国際社会への対応に関すること」を検討する第2委員会を設置。(18日) 7 文化庁、第1回「これからの日本語教育を考えるシンポジウム」を開催。(7年度から日本語教育大会に吸収。) ▽文化庁が地域日本語教育推進事業を開始。モデル地域として太田市、川崎市を指定。	
平成7 (1995)	3 文化庁、『言葉に関する問答集 総集編』刊行。(31日) 文化庁「ことばシリーズ」は、この年から「新ことばシリーズ」として刊行。 4 文化庁、国語に関する世論調査実施。	1 国際符号化文字集合(UCS)のJIS規格制定。

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
平成13 (2001)	9 文化庁が、「言葉」について考える一親と子のためのワークショップ・「公開シンポジウム「心と心を結ぶ言葉」」を東京で実施。平成13年度中に、ワークショップを徳島市・岡山県矢掛町・札幌市・桶川市・上越市で実施。 ▽13年度から、文化庁のビデオテープシリーズを受け継ぎ、国立国語研究所が「ことばビデオ」シリーズを作成。	
平成14 (2002)	1 国語審議会答申説明会を札幌で開催。 1 文化審議会, 中間まとめを文部科学大臣に提出。国語の重要性に言及。(24日) 2 文部科学大臣, 文化審議会に「これからの時代に求められる国語力について」を諮問。(20日) 3 文化審議会国語分科会, 「これからの時代に求められる国語力について」の検討を開始。(27日) 4 文化審議会, 「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」を答申。文化の基盤として国語を重視。(24日) 5 文化庁, 国語施策情報システムの運用を開始。(14日) 美しい日本語について語る会編『美しい日本語のすすめ』刊行。(27日) 8 国立国語研究所に、分かりにくい外来語の言い換えを検討する「外来語」委員会設置。(7日) 10 「言葉」について考える一親と子のためのワークショップ」を福岡県小郡市・山形県飯豊町・和歌山市で実施。平成14年度中に、尾道市・長崎市・松山市・三原市・伊勢市・静岡市・東京都目黒区・滋賀県永源寺町・上越市で実施。 12 文化庁, 「片仮名語の定着度調査」を実施。平成15年2月までに150語を調査。 12 国立国語研究所「外来語」委員会, 「分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いについての提案(中間発表)ー外来語言い換え提案ー」を発表。(25日)	5 文化庁, 「外来語・外国語の取扱いについて(依頼)」を各省庁等文書事務担当課長に送付。(17日)
平成15 (2003)	1 文化審議会国語分科会, 「これからの時代に求められる国語力について(審議経過	6 各府省文書課長等会議で「外来語・外国語につ

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
平成11 (1999)	日本語教育施策の推進についてー日本語教育の新たな展開を目指してーを文化庁長官に報告。 7 国語審議会第1委員会に敬語小委員会設置。(12日) 9 文化庁, 国語審議会の審議の参考資料として「明朝体活字字形一覧(上・下)」を作成。 10 国語審議会第2委員会に字体小委員会設置。(20日) ▽11年度から, 「新「ことば」シリーズ」は, 国立国語研究所が編集・発行を行うこととなった。	
平成12 (2000)	3 文化庁の「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が「日本語教育のための教員養成について」を報告。 3 文化庁, 国語審議会の審議の参考資料として「漢字出現頻度数調査(2)」を作成。 3 国立国語研究所, 国語審議会の審議の参考資料として「国語に関する世論調査」問題別分析報告書を作成。 5 国立国語研究所, 国語審議会の審議の参考資料として「白書・広報紙等における外来語の実態」を作成。 9 国語審議会の3委員会試案についてパブリックコメント(一般からの意見募集)を実施。(～11月) 12 国語審議会, 「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語の在り方」を可決し, 文部大臣に答申。(8日)	1 JIS拡張漢字規格(第3・第4水準)制定。 12 文化庁, 「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)」を関係各機関に送付。(26日)
平成13 (2001)	1 中央省庁等の改革に伴い, 文部省は文部科学省となり, 国語審議会は廃止され, 文化審議会が発足。(6日) 3 文化庁長官の提唱で「美しい日本語について語る会」発足。(～平成14年3月) 4 国立国語研究所, 独立行政法人となる。(1日) 4 文部科学大臣, 文化審議会に「文化を大切にする社会の構築について」を諮問。(16日) 4 国語審議会答申説明会を仙台・福岡・大阪で開催。(4～6月)	11 日本新聞協会新聞用語懇談会, 新聞で使用する漢字について, 表外漢字「闇, 鍋, 牙, 瓦」など39字の使用を決定, また, 表外の訓「証(あかす)」「粹(いき)」など10字訓の使用を決定。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成16 (2004)	<p>仙台（3日）・大阪（4日）・福岡（30日）で開催。</p> <p>6 国立国語研究所「外来語」委員会、「第3回「外来語」言い換え提案—分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案（中間発表）—」を発表。（29日）</p> <p>10 「言葉」について考える体験事業」を滋賀県長浜市、山形県酒田市、京都府長岡京市、石川県小松市、福島県会津本郷町、宮城県仙台市、神奈川県小田原市、で実施。平成16年度中に、北海道滝上町、広島県福山市、愛知県御津町、臼杵市、香川県高瀬町、大阪市、各務原市、岡山市、山口県和木町で実施。</p> <p>10 国立国語研究所「外来語」委員会が、「第3回「外来語」言い換え提案—「分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いについての提案（最終発表）—」を発表。（8日）</p>	<p>6 人名用漢字別表に「獅」を追加。（7日）</p> <p>7 人名用漢字別表に「毘」「瀧」「駕」を追加。（12日）</p> <p>9 人名用漢字別表に488字を追加、また、それまで許容字体とされていた205字も新たに人名用漢字に加えられ、計983字となる。（27日）</p>
平成17 (2005)	<p>1 国立国語研究所、立川市緑町に移転。（1日）</p> <p>2 文化審議会国語分科会、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」を文化審議会に報告。（2日）</p> <p>3 文部科学大臣、文化審議会に「敬語に関する具体的な指針作り」及び「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」を諮問。（30日）</p>	

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
平成15 (2003)	<p>の概要」を文化審議会総会に報告。（29日）</p> <p>3 文化審議会国語分科会に読書活動等小委員会、国語教育等小委員会を設置。（10日）</p> <p>4 国立国語研究所「外来語」委員会が、「第1回「外来語」言い換え提案—分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案—（最終発表）」を発表。（25日）</p> <p>8 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」言い換え提案—分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案（中間発表）—」を発表。（5日）</p> <p>8 「言葉について考える体験事業」を愛知県御津町、福岡県小郡市で実施。（前年度までの「言葉」について考える—親と子のためのワークショップ—」を改称。）平成15年度中に、北海道追分町・長崎市・岩手県花泉町・秋田県雄和町・臼杵市・徳島市・松山市・伊勢市・島根県宍戸町・三原市・小田原市・茂原市・宇都宮市・東京都目黒区・山口県和木町・橋本市・山形県飯豊町で実施。</p> <p>9 文化審議会国語分科会の読書活動等小委員会、国語教育等小委員会が国語分科会総会に各小委員会の意見のまとめを報告。（9日）</p> <p>11 国立国語研究所「外来語」委員会、「第2回「外来語」言い換え提案—分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案（最終発表）—」を発表。（13日）</p> <p>12 国語分科会報告案「これからの時代に求められる国語力」について一般からの意見募集を実施。（2日～15日）</p>	<p>いて」申合せ事項決定。（6日）</p> <p>6 副大臣会議で、国民向けに作成される各種文書での外来語の使用に関して申合せ。（12日）</p>
平成16 (2004)	<p>1 文化審議会国語分科会、「これからの時代に求められる国語力について」報告案を可決。（14日）</p> <p>2 文化審議会総会で国語分科会報告の「これからの時代に求められる国語力について」を可決し、文部大臣に答申。（3日）</p> <p>6 文化審議会（国語分科会）答申説明会を</p>	<p>2 JIS漢字コード表改定。168字についてJISの例示字体を「表外漢字字体表」の印刷標準字体に変更。（20日）</p> <p>2 人名用漢字別表に「曾」を追加。（23日）</p>

和暦西暦対照表

慶応	1865		明治	1868		大正	1912		昭和	1926		平成	1989	
	元	2		元	2		元	2		元	2		元	2
	2	1866		2	1869		2	1913		2	1927		2	1990
	3	1867		3	1870		3	1914		3	1928		3	1991
	4	1868		4	1871		4	1915		4	1929		4	1992
				5	1872		5	1916		5	1930		5	1993
				6	1873		6	1917		6	1931		6	1994
				7	1874		7	1918		7	1932		7	1995
				8	1875		8	1919		8	1933		8	1996
				9	1876		9	1920		9	1934		9	1997
				10	1877		10	1921		10	1935		10	1998
				11	1878		11	1922		11	1936		11	1999
				12	1879		12	1923		12	1937		12	2000
				13	1880		13	1924		13	1938		13	2001
				14	1881		14	1925		14	1939		14	2002
				15	1882		15	1926		15	1940		15	2003
				16	1883					16	1941		16	2004
				17	1884					17	1942		17	2005
				18	1885					18	1943			
				19	1886					19	1944			
				20	1887					20	1945			
				21	1888					21	1946			
				22	1889					22	1947			
				23	1890					23	1948			
				24	1891					24	1949			
				25	1892					25	1950			
				26	1893					26	1951			
				27	1894					27	1952			
				28	1895					28	1953			
				29	1896					29	1954			
				30	1897					30	1955			
				31	1898					31	1956			
				32	1899					32	1957			
				33	1900					33	1958			
				34	1901					34	1959			
				35	1902					35	1960			
				36	1903					36	1961			
				37	1904					37	1962			
				38	1905					38	1963			
				39	1906					39	1964			
				40	1907					40	1965			
				41	1908					41	1966			
				42	1909					42	1967			
				43	1910					43	1968			
				44	1911					44	1969			
				45	1912					45	1970			
										46	1971			
										47	1972			
										48	1973			
										49	1974			
										50	1975			
										51	1976			
										52	1977			
										53	1978			
										54	1979			
										55	1980			
										56	1981			
										57	1982			
										58	1983			
										59	1984			
										60	1985			
										61	1986			
										62	1987			
										63	1988			
										64	1989			

※明治6年から太陽暦採用

編集後記

本書は、国語施策百年を記念するため、文化庁の国語施策百年記念事業の一つとして刊行するものである。

明治三五年に国語調査会が発足して、我が国の国語施策が創始されて以来、平成一四年は百周年に当たる。

これを記念して本書を刊行するため、平成一四年六月の文化庁次長決定「国語審議会百年史(仮称)作成要領」により、国語施策百年史編集委員会が文化庁内に設置された。以後、同編集委員会における討議を経て、編集方針等を決定し、これに基づき執筆・編集を行った。また、本書刊行に先立ち、平成一五年三月には、「国語施策百年の歩み」を刊行した。

本書の本文編・資料編の執筆者については、執筆委員ごとに執筆部分を示すこととし、別記に挙げる。

本書の編集事務は、文化庁文化教育部国語課長の統括の下に、文化庁文化教育部国語課がこれに当たり、独立行政法人国立国語研究所所員の協力を得て編集を進めた。

本書の編集刊行に当たり、貴重な助言をいただき、終始熱

心に御協力いただいた方々に、深甚の謝意を表す。

平成一七年三月

国語施策百年史編集委員会委員長

岩淵 匡

監修委員(平成一七年三月三一日現在)

斎賀 秀夫 大妻女子大学名誉教授、元国立国語研究所言語計量研究部長

林 大 元国立国語研究所長(平成一六年三月逝去)

野元 菊雄 元国立国語研究所長

水谷 修 名古屋外国語大学長、元国立国語研究所長

編集委員(平成一七年三月三一日現在)

岩淵 匡 委員長 早稲田大学教授

小林 一仁 執筆(序章、第三章第五節)

執筆(第四章第五節・第八章第一節・第一〇節・第一二節・第六章第一節・第二節・第三節・第四節)

桜美林大学名誉教授

山東 功

大阪府立大学講師

執筆(第一章、第三章第二節・第四節、
年表校正)

清水 康行

日本女子大学教授

執筆(第二章第一節・第二節、第三章第
一節)

野村 敏夫

桜美林大学助教授

執筆(第四章第九節、第五章第七節)

山口 佳也

十文字学園女子大学教授

執筆(第五章第一節・第二節・第三節・
第四節・第六節)

執筆委員(平成一七年三月三一日現在)

茅島 篤

コロンビア大学教育学博士

執筆(第三章第三節、第四章第四節)

滋野 雅民

前山形大学教授

執筆(第四章第一節・第二節、第五章第
五節)

杉戸 清樹

独立行政法人国立国語研究所日本語教育
部門長

執筆(付録第二節)

野山 広

独立行政法人国立国語研究所日本語教育部門
主任研究員

執筆(付録第三節)

文化庁関係者(平成一七年三月三一日現在)

氏原基余司

主任国語調査官

編集・確認及び執筆(第四章第三節・第
六節・第七節)

鈴木 仁也

国語課専門職

執筆(付録第一節)

中神 智文

国語課専門職

編集関係担当(主担当)

小椋 秀樹

国語課専門職(併任)

編集(資料編及び年表作成等)

斎藤 達哉

独立行政法人国立国語研究所情報資料部門
研究員

編集(資料編及び索引作成等)

編集事務局(平成一七年三月三一日現在)

久保田 治

国語課長

氏原基余司

主任国語調査官

柿澤 稔

国語課長補佐

鈴木 仁也

国語課専門職

中神 智文

国語課専門職

小椋 秀樹

国語課専門職(併任)

斎藤 達哉

独立行政法人国立国語研究所情報資料部門
研究員

索引 (五十音順)

凡 例

- ・この索引は、本書に出てくる事項名・書名・人名等をその語の現代仮名遣い表記によって五十音順に配列したものである。
- ・ページの数字のうち、ゴシック体のものは、その語について主に記述されているページを示す。また、イタリック体のものは、その語の年表中でのページを示す。
- ・検索の便を考慮したために、場合によっては、索引の掲出語と本文中の文言とが一致しないことがある。
- ・書名は「」でくくって示し、法令・答申・建議・報告等は「」でくくって示している。
- ・本索引の項目は、主に執筆者が選定したものに年表記載ページを加えたものであり、事項名・書名・人名等のすべてを尽くしているわけではない。また掲出語についてもすべてのページを掲げているわけではない。

あ

青田節	88
赤堀又四郎	92
『アクセントとは何か』〈大正8〉	175
芥川龍之介	200
「新しい時代に応じた国語施策について」(審議経過報告)〈平成7.11〉	74, 675, 959
「新しい時代に応じた国語施策について」(審議経過報告)〈平成10.6〉	681, 959
「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」(諮問)〈平成5.11〉	72, 672, 958
「新しい文化立国の創造をめざして 文化庁30年史」	4
「当字ノ廃棄ト外国語ノ写シ方」〈大正15.5〉	181, 930
天野貞祐	48, 447
新井白石	238
「「あらたまってものを言う場合にも出る方言」について」(報告)〈昭和33.11〉	50, 437, 471, 949
安西国太郎	247
安藤正次	173, 174, 247, 760, 937, 940, 943

い

五十嵐力	247
伊沢修二	14, 97, 143, 148, 149
石川倉次	103
伊地知彦次郎	149
「[異字同訓]の漢字の用法」〈昭和47.6〉	555, 565, 953
市村瓊次郎	239
一般問題小委員会(第9期国語審議会)	59, 572, 952
一般問題小委員会(第10期国語審議会)	59, 573
「一般問題小委員会審議経過報告」(審議経過報告)〈昭和45.5〉	572, 953
稲垣千頼	85
井上円了	239, 924
井上哲次郎	114
井上裕	72, 661
井上頼罔	143
井之口有一	244, 255
岩淵悦太郎	527, 593
印刷標準字体	75, 697, 962

う

ウイリアム(C.M.ウイリアム)	96
上田万年	11, 91, 104, 105, 111, 114, 126, 128, 149, 158, 173, 180, 185, 213, 237, 923, 925, 930
『浮雲』〈明治20.6〉	102, 922
内村鑑三	238
宇野哲人	244, 247
運営委員会(第8期国語審議会)	55, 526
運営委員会(第15期国語審議会)	67, 610

え

『英語に於ける語法上の術語選定運動』〈大正6〉	174
江藤新平	83

お

大岡保三	262
------	-----

大木喬任	83, 920, 921
大隈重信	172, 210, 237, 238
大阪朝日新聞社	184
大阪毎日新聞社	19, 184, 190, 924
「被仰出書」〈明治5.8〉	83
大槻修二	85, 920
大槻文彦	14, 86, 111, 112, 115, 126, 127, 128, 149, 158, 924
大西雅雄	253, 936
大町桂月	101
大矢透	129
大和田建樹	101
岡田正之	185
岡田正美	112, 129, 142
岡田真澄	19, 201
岡田良平	106, 148, 157, 162
『沖縄対話』〈明治13〉	90
小倉進平	244
『送仮名写法』〈明治13~16〉	85
「送りがなのつけ方(案)」〈昭和21.3〉	282, 938
「送りがなのつけ方」(建議)〈昭和33.11〉	29, 51, 481, 483, 491, 949
「送りがなのつけ方」(内閣告示・訓令)〈昭和34.7〉	51, 481, 483, 491, 520, 528, 950
「送り仮名の付け方」(内閣告示・訓令)〈昭和48.6〉	57, 543, 953
「送仮名法」〈明治22.4〉	10, 922
『送仮名法』増補版〈明治27.5〉	94, 271, 923
『送仮名法』〈明治40.3〉	94, 134, 272, 927
尾崎紅葉	101
尾崎行雄	237, 238
小沢圭二郎	85, 920
落合直文	101
鬼塚明治	253
『音韻調査報告書』〈明治38〉	13, 133, 135, 175, 926
「音韻並口語法分布図」〈明治38~39〉	121, 123, 175
『音韻分布図』〈明治38〉	13, 135, 175, 926
音訓整理主査委員会(官制)〈昭和21.12〉	32, 301, 938
「音訓の整理に関する方針」	302

か

「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ發スベキノ論」〈明治7.3〉	207, 921
海軍省	21, 928, 931
『外国に於ける国語問題』〈大正8〉	174
「改定送りがなのつけ方(案)」〈かな部会試案〉〈昭和45.5〉	56, 532, 536, 539, 556, 953
「改定送り仮名の付け方(案)」〈昭和47.5〉	56, 541, 953
「改定送り仮名の付け方」(答申)〈昭和47.6〉	57, 539, 542, 563, 953
「改定現代仮名遣い(案)」(仮名遣い委員会試案)〈昭和60.2〉	68, 620, 624, 957
「改定現代仮名遣い」(答申)〈昭和61.3〉	69, 631, 957
『改訂ローマ字教育の指針』〈昭和25.3〉	423, 944
『改訂ローマ字教育の指針 解説』〈昭和25.8〉	422, 944
「改編公文用語の手びき」〈昭和23.3〉	42, 382, 942
「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)」〈平成12.12〉	77, 717, 960
外来語言い換え提案	717, 961, 962, 963
「外来語の表記(案)」(外来語表記委員会試案)〈平成2.3〉	69, 635, 649, 958
『外来語の表記』(答申)〈平成3.2〉	634, 635, 661, 958
『外来語の表記』(内閣告示・訓令)〈平成3.6〉	48, 70, 459, 634, 635, 661, 958
「外来語の表記について」(部会報告)〈昭和29.3〉	29, 437, 453, 456, 947
『「外来語の表記」の実施について』(内閣訓令)〈平成3.6〉	662
外来語表記委員会(第17期国語審議会)〈昭和62.3〉	69, 634, 637, 957
「外来語表記委員会の審議経過について」(外来語表記委員会審議経過報告)〈昭和63.12〉	643, 957
『外来語問題に関する独逸に於ける国語運動』〈大正7〉	174
「各官庁における文書の文体等に関する件」(次官会議決定)〈昭和21.4〉	35, 41, 327, 376, 938
「学習指導要領」	956
『学術用語集』〈昭和29.6〉	463, 947
学術用語分科審議会(学術奨励審議会)	48, 459, 946, 951
「学制」〈明治5.8〉	83, 107, 920
「学年別漢字配当表」	607, 609, 949, 950, 952, 956, 957, 959
『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』〈明治37〉	13, 133, 926
「活字字体整理案」〈昭和22.10〉	32, 307, 315, 940
活字字体整理に関する協議会〈昭和22.7〉	32, 307, 940, 941

加藤弘之	16, 110, 114, 162, 237, 925
『仮名源流考』〈明治44.9〉	134, 928
仮名遣い委員会(第15期国語審議会)〈昭和57.7〉	67, 610, 611, 620, 957
『仮名遣及仮名字体沿革史料』〈明治42.3〉	12, 134, 927
「仮名遣改定案」〈大正13.12〉	17, 181, 189, 195, 930
「仮名遣改定案」〈昭和6.6〉	31, 296
「仮名遣い改定案(修正)」〈昭和6.6〉	17, 19, 182, 202, 932
「仮名遣改定案補則」〈大正15.5〉	181, 930
かなづかいに関する主査委員会〈昭和21.6〉	31, 296, 338, 938
「仮名遣ノ改定ニ関スル件」(諮問)〈昭和10.3〉	23, 241, 933
「かなの教え方について」(中央教育審議会答申)〈昭和29.12〉	504, 948
「かなの教え方について」(報告)〈昭和30.7〉	49, 464, 948
かなのくわい	96, 921, 922
『カナノヒカリ』	96
かな部会(第8期国語審議会)	55, 526, 550, 952
かな部会(第9期国語審議会)	56, 532, 952
「かな部会審議経過報告」(審議経過報告)〈昭和43.5〉	531, 952
カナモジカイ〈大正13.4〜〉	204, 930, 932, 933, 934, 937, 939
仮名字体協会〈大正9.11〜〉	96, 204, 929, 930
嘉納治五郎	114, 213, 238, 925
樺山資紀	106, 142, 161
神谷誠之	244
賀茂真淵	238
簡易慣用字体	697
「簡易字体」(議案)〈昭和21.8〉	291
「簡易字体の典拠」(議案)〈昭和21.8〉	291
「簡易字体の分類」(議案)〈昭和21.8〉	291
「漢語整理案」〈大正15〜昭和3〉	17, 19, 181, 189, 248, 930
関西ローマ字連盟	232
「漢字御廃止之議」(慶応2.12)	10, 95, 207, 920
「漢字字体整理案」(答申)〈昭和13.7〉	23, 241, 244, 248, 934
「漢字制限に関する宣言」〈大正14.6〉	184
「漢字制限に伴ふ新用語」〈大正15.11〉	190
「漢字整理案」〈大正8.8〉	17, 248
『漢字整理案』〈大正8〉	15, 17, 174, 185, 929
漢字整理期成会〈大正12.7〉	184, 930

漢字に関する主査委員会（官制）〈昭和21.6〉……………32, 287, 301, 938
 「漢字ノ調査ニ関スル件」（諮問）〈昭和10.3〉……………23, 241, 933
 『漢字廃止』〈昭和5〉……………238
 漢字表委員会（第11期国語審議会）……………61, 579, 954
 「漢字表の具体的検討のための基本的方針（案）」〈昭和48.10〉……………61, 578, 953
 漢字部会（第2期国語審議会）……………51, 453, 946
 漢字部会（第8期国語審議会）……………55, 526, 550, 575, 952
 漢字部会（第9期国語審議会）……………57, 952
 『漢字不可廃論』〈明治33.4〉……………239, 924
 『漢字要覧』〈明治41.5〉……………134, 927
 『漢字利導説』〈明治28.8〉……………239, 923
 神田孝平……………101
 神田乃武……………208
 「官庁の用字・用語をやさしくする件」〈昭和21.12〉……………381, 940
 「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」〈昭和23.6〉……………382, 942
 官庁用語改良打合せ〈昭和21.9〉……………41, 377, 938
 「官庁用語便覧」（仮称）〈昭和21.6〉……………41, 377, 939
 官庁用語便覧編修協議会〈昭和21.7〉……………41, 381, 939
 「官庁用語を平易にする標準に関する件」申合せ〈昭和21.6〉……………41, 377, 939

き

「機械標準用語」（内閣告示）〈昭和10.1〉……………256, 933
 菊池大麓……………16, 162, 237, 927
 北村透谷……………101
 木下杢太郎……………201
 義務教育用漢字主査委員会〈昭和21.10〉……………33, 291, 319, 938
 「義務教育用漢字表」……………33, 323
 木村正辞……………115, 128
 『疑問仮名遣』〈大正元.9, 大正4.1〉……………121, 134, 929
 教育課程審議会（文部省初等中等教育局）……………46, 607
 「教育漢字表まえがき」（案）〈昭和22〉……………291
 「教育使節団計画書」〈昭和20.11〉……………346
 「教育使節団報告書」（第1次）〈昭和21.3〉……………36, 39, 347, 352, 938
 「教育使節団報告書」（第2次）〈昭和25.9〉……………36, 348, 944
 教育調査会……………15, 16, 160, 928, 929
 「教育令」〈明治12.9〉……………83, 921

教学局（文部省）……………26, 263, 937
 教科書協会……………659
 教科書局（文部省）……………32, 307, 937, 938
 教科書編成掛（文部省）……………83, 920
 「教科用図書検定基準」（文部省告示）〈昭和24.2〉……………282, 943
 「教科用図書検定の一般的基準について」（文部省）〈昭和23〉……………281
 清瀬一郎……………47, 443, 464
 「金属類， 鉱物類及土石類標準用語」（内閣告示）〈昭和11.1〉……………256, 933
 金田一京助……………264, 760

く

九鬼隆一……………16, 162
 日下部重太郎……………173
 「句読法案」〈明治39.3〉……………27, 271, 926
 「句読法案・分別書き方案」〈明治39.3〉……………26, 267, 272, 926
 久保吉人……………85, 920
 倉石武四郎……………247
 倉島長正……………4
 訓令式ローマ字……………228, 354, 360, 934, 935, 936, 943

け

敬語部会（第1期国語審議会）……………437, 446, 944
 「敬語を中心とする言葉遣いに関する問題」（第21期国語審議会第1委員会）
 ………………680, 959
 『言海』〈明治22〜〉……………86, 112
 「言語文字ニ関スル建議案」〈大正3.7〉……………16, 165
 「現代かなづかい」（案）〈昭和21.6〉……………338
 「現代かなづかい」（答申）〈昭和21.9〉……………300, 938
 「現代かなづかい」（内閣告示・訓令）〈昭和21.11〉
 ………………15, 28, 31, 265, 272, 296, 306, 520, 938, 942
 「現代仮名遣い」（内閣告示・訓令）〈昭和61.7〉……………69, 631, 957
 「現代社会における敬意表現」（答申）〈平成12.12〉……………48, 72, 452, 687, 689, 960
 「現代の国語をめぐる諸問題について」（審議経過報告）〈平成5・6〉
 ………………72, 667, 958
 言文一致運動……………11, 102
 言文一致会……………11, 102, 115

『言文一致』〈明治19.3〉……………101, 922
 「憲法改正草案」〈昭和21.4〉……………35, 41, 327, 376, 938
 「憲法改正草案要綱」〈昭和21.3〉……………35, 330, 938
 憲法問題調査委員会〈昭和20.10〉……………330

こ

『語彙活語指掌』〈明治4〉……………86
 『語彙別記』〈明治4.11〉……………86, 920
 『語彙』〈明治4, 明治14, 明治17〉……………85, 86, 920, 921
 『口語文用例集』〈大正9〉……………178, 179
 『口語文用例集』〈大正10〉……………178, 179
 『口語法』〈大正5.12〉……………13, 27, 134, 135, 267, 279, 929
 『口語法調査報告書』〈明治39〉……………13, 134, 175, 926
 『口語法分布図』〈明治40.2〉……………13, 135, 175, 927
 『口語法別記』〈大正6.4〉……………13, 134, 135, 279, 929
 幸田露伴……………101
 『高等小学読本』〈明治20等〉……………85, 275, 922
 「高等小学校各種教科書漢字調べ」……………183
 公文用語改善協議会〈昭和22.10〜〉……………42, 382, 941
 「公文用語の手びき」〈昭和21.10〉……………41, 381, 939, 941
 「公文用語の手びき」編修協議会……………41, 381, 939, 940
 公用文改善協議会〈昭和23.6〉……………383, 942
 「公用文改善協議会報告」〈昭和24.3〉……………384, 943
 「公用文改善の趣旨徹底について」(建議)〈昭和26.10〉……………29, 386, 945
 「公用文作成の要領」(内閣依命通知)〈昭和27.4〉……………42, 386, 946
 「「公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」の具
 体的な取扱い方針について」(通知)〈昭和48.10〉……………544, 954
 「公用文の改善」〈昭和24.4〉……………42, 384, 943
 『公用文の合理化』(文部省国語シリーズ2)〈昭和25〉……………328
 「公用文の左横書きについて」(建議)〈昭和26.10〉……………387, 945
 公用文法律用語部会(第1期国語審議会)……………42, 391, 944
 『国意考』……………238
 「国号呼称統一案」〈昭和9.3〉……………17, 182, 205, 932
 「国語及国字仮名遣ニ関スル質問主意書」〈明治40〉……………14, 143
 「国語及字音仮名遣ニ関スル建議案」〈明治40〉……………14, 145, 147
 国語課(文部省調査局)……………461

国語課(文部省図書局)……………26, 262, 935, 936
 「国語会議に就きて」(講演)〈明治30年〉……………91, 107
 『国語学書目解題』〈明治35〉……………92
 「国語仮名遣改定案」(諮問)〈明治38〉……………121, 142, 926
 「国語仮名遣改定案」(大正13.12)……………19, 195, 930
 「国語教育におけるローマ字教育について」(報告)〈昭和31.7〉……………46, 428, 949
 国語研究室(帝国大学)〈明治30.4〉……………11, 92, 106, 923
 『国語国字改良論說年表』〈明治37〉……………133, 926
 『国語国字国文改良諸説梗概』(大正3.11)……………16, 168
 「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」〈昭和16.2〉……………24, 243, 936
 「国語国字問題ノ解決案」〈昭和21.8〉……………339, 939
 国語施策情報システム……………80, 738, 758, 961
 「国語施策の改善の具体策について」(諮問)〈昭和41.6〉……………54, 524, 575, 634, 952
 「国語シリーズ」……………80, 726, 728, 741, 944
 国語審議会(官制)……………15, 23, 240, 241, 255, 932, 933, 934, 935,
 936, 937, 938, 940, 941, 942, 943
 「国語審議会委員及び臨時委員の推薦方法に関する規定」〈昭和26.7〉
 ………………52, 513, 945
 「国語審議会令」〈昭和24.7〉……………40, 370, 943
 「国語審議会令」〈昭和25.4〉……………40, 370, 414, 512, 944
 「国語審議会令」(一部改正)〈昭和26.5〉……………371, 945
 「国語審議会令」(改正)〈昭和37.4〉……………45, 53, 371, 433, 516, 517, 951
 国語調査委員〈明治33.4〉……………111, 924
 国語調査委員会(官制)……………8, 10, 82, 101, 103, 104, 113, 925, 926, 927, 928, 929
 「国語調査委員会官制」〈明治35.3〉……………114, 925
 「国語調査委員会決議事項」〈明治35.7〉……………116, 925
 『国語調査沿革資料』(文部省)〈昭和24.3〉……………943
 国語調査会〈明治33.4〉……………12, 104, 924
 「国語ニ関スル調査囑託」……………17, 173
 「国語に関する世論調査」……………80, 727, 733, 958
 「国語の改善について」(報告)〈昭和38.10〉……………29, 54, 437, 518, 575, 951
 『国語の書き表わし方』〈昭和25.11〉……………474, 944
 「国語の教育の振興について」(建議)〈昭和47.6〉……………60, 572, 573, 953
 『国語の尊厳』〈昭和18.5〉……………253
 「国語ノ調査ニ関スル事項」……………17, 169
 「国語ノ統制ニ関スル件」(諮問)〈昭和10.3〉……………23, 241, 933

「国語ノ横書ニ関スル件」(答申)〈昭和17.7〉	23, 241, 255, 937
「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」(内閣告示・訓令)〈昭和12.9〉	15, 934, 948
「国語文字改善ニ関スル建議案」〈大正3.10〉	16, 166
国語問題研究協議会等	80, 727, 730, 751, 944, 947, 950, 952, 958, 960
「国語問題要領」(報告)〈昭和25.6〉	29, 40, 47, 373, 438, 944
「国際社会に対応する日本語の在り方」(答申)〈平成12.12〉	72, 687, 708, 960
国際ローマ字会〈昭和13.10〜〉	226
国字改良会〈明治31.7〉	115, 923
「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」〈明治33.2〉	3, 108, 924
「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」〈明治33.2〉	108, 110, 924
「国字国語問題の解決についての請願」〈昭和22.7〉	36, 339, 760, 941
「国字国語問題の研究機関設置に関する請願」〈昭和22.11〉	760, 941
『国定小学読本巻の一のアクセント』〈大正8〉	175
「国民学校におけるローマ字教育実施要綱」〈昭和22.2〉	37, 353, 940
国民の国語運動連盟	329, 360, 938, 939, 941
国立国語研究所	36, 338, 522, 759, 943, 947, 951, 955, 959, 960, 961, 962, 963
「国立国語研究所設置法案」〈昭和23.11〉	36, 341, 760, 942
「国立国語研究所設置法」〈昭和23.12〉	343, 761, 943
国立国語研究所創設委員会〈昭和23.8〉	340, 942
国立国語研究所創設準備委員会〈昭和23.6〉	340, 942
「語形の「ゆれ」について」(部会報告)〈昭和36.3〉	437, 473, 474, 475, 951
「戸籍法」〈昭和22.12〉	43, 394, 941, 942
戸籍法改正に関する小委員会〈昭和26.2〉	43, 397
「戸籍法改正法案」〈昭和26.3〉	398, 945
「戸籍法施行規則」〈昭和22.12〉	43, 395, 606, 942
後藤朝太郎	185
「ことばシリーズ」	80, 726, 729, 746, 955
「言葉遣いに関すること」(第20期国語審議会第1委員会)	674, 958
「言葉」について考える体験事業等	80, 727, 737, 755, 961, 962, 963
「ことばビデオ」シリーズ	727, 730, 750, 961
小松原英太郎	157, 167, 162
固有名詞部会(第1期国語審議会)	43, 399, 945
固有名詞部会(第2期国語審議会)	44, 51, 404, 946
「これからの敬語」(建議)〈昭和27.4〉	29, 48, 265, 437, 446, 521, 946
「これからの時代に求められる国語力について」(諮問)〈平成14.2〉	78, 718, 961

「これからの時代に求められる国語力について」(審議経過の概要)〈平成15.1〉	720, 961
「これからの時代に求められる国語力について」(答申)〈平成16.2〉	78, 721, 962
『混効験集』	91

さ

西園寺公望	210, 233, 237
榊原芳野	85, 268
阪谷芳郎	213
佐久間鼎	173
桜井錠二	213
沢柳政太郎	106, 114, 142, 157, 238
『三千字索引』〈明治20〉	99
三遊亭円朝	101

し

塩川正十郎	635
「字音仮名遣改定案」(諮問)〈明治38〉	926
「字音仮名遣改定案」〈大正13.12〉	19, 195, 930
「字音仮名遣整理案」〈昭和17.5〉	297
「次官通牒」〈大正8〉	17, 176
重野安繹	115, 127, 923
「資源ニ関スル標準用語ノ使用普及ニ関スル件」(内閣訓令号外)〈昭和6.1〉	25, 256, 932
JIS(日本工業規格)	77, 707, 953, 957, 958, 960, 962
「字体整理案」〈大正15.7〉	17, 181, 183, 185, 930
字体整理に関する主査委員会(官制)〈昭和22.11〉	32, 312, 940
「字体と音訓の整理について」(当用漢字表まえがき)	294
「字体表審議の問題点アンケート」〈昭和49.9〉	584, 955
幣原坦	98, 247
「師範学校令」〈明治19.4〉	83, 922
島田春雄	253
「修国語論」〈明治3.5〉	96, 207
『週報用字例』(内閣情報局)〈昭和17〉	261
術語・表記合同部会(第2期国語審議会)	454
術語部会(第2期国語審議会)	453, 946

「主としてワープロ等における漢字の字体の問題」(第21期国語審議会第2委員会).....	680, 959
小委員会(第8期国語審議会).....	55, 527, 572, 577, 952
小委員会(第11期国語審議会).....	579
「小委員会審議経過報告」(審議経過報告)〈昭和43.5〉.....	528, 952
『小学教授書』〈明治6〉.....	27, 85, 268, 270
「小学教則」〈明治6.6〉.....	84, 920
『小学綴字書』〈明治7〉.....	27, 268, 270
『小学読本』〈明治6.7〉.....	27, 84, 85, 268, 269, 270, 920
『小学入門』〈明治7~8〉.....	85
『小学入門(甲号)』〈明治7.10〉.....	85, 269, 921
『小学入門(乙号)』〈明治8.2〉.....	85, 921
「小学校令施行規則」〈明治33.8〉.....	10, 15, 27, 113, 118, 141, 266, 270, 273, 923
「小学校令施行規則」改正〈明治41.9〉.....	276, 279, 927
「小学校令」〈明治19.4〉.....	83, 922
「小学校令」〈明治33.8〉.....	28, 141, 273, 923
「情報化の対応に関する事」(第20期国語審議会第2委員会).....	674, 958
「常用漢字音列表」〈大正14.5〉.....	184
「常用漢字表」〈大正12.5〉.....	15, 17, 181, 183, 248, 272, 294, 930
「常用漢字表(修正)」〈昭和6.6〉.....	17, 182, 187, 272, 294, 932
「常用漢字表」(答申)〈昭和56.3〉.....	66, 600, 602, 956
「常用漢字表」(内閣告示・訓令)〈昭和56.10〉.....	67, 600, 602, 956
「常用漢字表案」〈昭和21.4〉.....	286, 938
「常用漢字表案」〈昭和54.3〉.....	66, 593, 597, 956
「新漢字表試案」(審議経過報告)〈昭和52.1〉.....	63, 585, 589, 956
「新「ことば」シリーズ」.....	726, 729, 747, 958, 960
「新字音仮名遣表」(答申)〈昭和17.7〉.....	23, 241, 255, 937
『尋常小学読本』.....	85, 88, 267, 275, 276, 926
「新撰字書」〈明治5~6〉.....	85, 98, 920
「新聞用漢字の制限」〈大正14.5〉.....	184
神保格.....	264
新村出.....	130
「人名漢字に関する声明書」〈昭和26.5〉.....	44, 400, 945
人名用漢字.....	394, 945, 955, 956, 958, 959
「人名用漢字別表」(内閣告示・訓令)〈昭和26.5〉.....	43, 403, 945

せ

正書法.....	49, 464, 949
「正書法について」(報告)〈昭和31.7〉.....	49, 437, 464, 465, 949
全国聯合教育会.....	11, 103
「選定の方針に関する具体的観点」〈昭和49.9〉.....	580, 955

そ

総務局図書課(文部省).....	84, 170, 923, 924
曾我祐準.....	149, 927

た

第1期国定国語教科書〈明治37.4〉.....	27, 266, 272, 275, 276, 279, 926
第2期国定国語教科書〈明治43.4〉.....	15, 27, 272, 275, 276, 279, 927
第3期国定国語教科書〈大正7.4〉.....	28, 272, 275, 276, 279, 929
第4期国定国語教科書〈昭和8.4〉.....	272, 277, 280, 932
第5期国定国語教科書〈昭和16.4〉.....	272, 277, 280, 936
第6期国定国語教科書〈昭和22.4〉.....	272, 277, 280, 941
第1部会(第5期国語審議会)〈昭和34.4〉.....	44, 473, 950
ダイク(K.R.ダイク).....	346
「第11期国語審議会審議経過報告」〈昭和49.11〉.....	578, 955
大臣官房図書課(文部省).....	27, 170, 923, 926, 927, 928
第2部会(第5期国語審議会)〈昭和34.4〉.....	473, 950
高楠順次郎.....	115
高田早苗.....	16, 163, 169, 237, 238
田口卯吉.....	107
武島羽衣.....	101
武部良明.....	4, 265, 271
竹村堪悉.....	244
田中館愛橘.....	20, 97, 209, 213, 228, 234, 362, 922, 933
田中不二麿.....	83
「田中文部に呈す」〈昭和6.7〉.....	203
田中義廉.....	85, 920
谷千生.....	87
田丸卓郎.....	20, 167, 209, 213, 234, 928
『単語篇』〈明治5.3〉.....	27, 84, 85, 269, 920

ち

チェンバレン (B.H.チェンバレン)86, 105, 208, 922
 「中学校令」〈明治19.4〉.....83, 922
 中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会〈昭和23・11〉34, 324, 942
 「中国の地名・人名の書き方の表」(建議)〈昭和24・8〉29, 34, 326, 943
 「中等学校ノ英語科教授ニ於ケルローマ字綴方ノ取扱ニ関スル件」(通達)
 〈昭和13.11〉235, 935
 朝鮮総督府234, 928, 934
 「町名の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」(建
 議)〈昭和28.10〉.....407, 947

つ

辻新次.....93, 924
 坪内逍遙102

て

帝国教育会100, 102, 111, 923, 928
 「帝国大学令」〈明治19.3〉.....83
 帝国ローマ字クラブ〈大正10.3〉21, 212
 「鉄道駅名ノローマ字綴り方ニ関スル建議」(建議)〈昭和4.12〉.....234, 932
 「鉄道揭示板駅名書き方ニ関スル建議」(建議)〈大正15.12〉234, 931
 鉄道省21, 233, 257, 931, 932, 934
 「電気関係標準用語」(内閣告示)〈昭和14.2〉.....257, 935

と

「「同音の漢字による書きかえ」について」(報告)〈昭和31.7〉
49, 437, 460, 463, 949
 東京帝国大学86, 91, 106
 東京ローマ字会〈大正3.9〉.....21, 211, 928
 東条操173, 264
 「当用漢字音訓表」(答申)〈昭和22.9〉.....304, 940
 「当用漢字音訓表」(内閣告示・訓令)〈昭和23.2〉28, 304, 519, 550, 567, 576, 942
 「当用漢字音訓表」(内閣告示・訓令)〈昭和48.6〉59, 564, 567, 953

「当用漢字音訓表」及び「送り仮名の付け方」に関する内閣告示・内閣訓
 令並びに公用文における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方につい
 て」(通知)〈昭和48.6〉.....544, 954
 「当用漢字音訓表について」(第8期国語審議会報告)〈昭和43.5〉.....553, 952
 「当用漢字改定音訓表(案)」(部会報告)〈昭和45.5〉.....58, 536, 539, 553, 556, 953
 「当用漢字改定音訓表」(答申)〈昭和47.6〉.....542, 556, 563, 953
 「当用漢字字体表」(答申)〈昭和23.6〉.....317, 942
 「当用漢字字体表」(内閣告示・訓令)〈昭和24.4〉
23, 33, 312, 318, 519, 576, 593, 943
 「当用漢字表」(答申)〈昭和21.11〉293, 938
 「当用漢字表」(内閣告示・訓令)〈昭和21.11〉
15, 23, 28, 30, 265, 272, 287, 293, 518, 575, 576, 938
 「当用漢字表案」(報告)〈昭和21.11〉.....30, 293
 「当用漢字表審議報告」(部会報告)〈昭和29.3〉51, 499, 501, 947
 「当用漢字別表」(答申)〈昭和22.9〉.....323, 940
 「当用漢字別表」(内閣告示・訓令)〈昭和23.2〉28, 280, 323, 595, 942
 土岐善磨452, 504, 511, 760
 徳川達孝148
 徳川慶喜10, 95, 920
 『読書入門掛図』〈明治20.4〉.....85, 922
 『読書入門』〈明治19.9〉.....85, 270, 922
 徳富猪一郎(蘇峰).....111, 115
 図書局(文部省)17, 170, 937
 外山正一97, 207, 237, 921, 922

な

内閣官報局.....93, 922
 中江兆民238
 中根淑94, 923
 中橋徳五郎.....17, 176, 179
 那珂通高.....85
 那珂通世111, 921
 中村梅吉525, 575, 661
 鍋島直彬.....90
 成島柳北100
 南部義禰.....96, 207, 238, 920

西周	207, 921
西尾実	759, 943
西潟訥	87
西村茂樹	99, 207, 921
西邨貞	88
『Nipponsiki Rômazi』	21, 211
日本放送協会	205, 932, 933, 935
新渡戸稲造	238
日本側教育家委員会	346, 350, 938
日本語教育	773, 935, 946, 955, 956, 957, 958, 960
日本語教育振興会	26, 255, 264
日本国憲法	35, 328, 940
日本国語会〈昭和17.10〜〉	253, 936
『日本語典』〈明治34〉	103
日本雑誌協会	659
日本式ローマ字	20, 97, 209, 354, 922, 928, 929, 930, 931
『日本小文典』〈明治20.4〉	85, 922
日本書籍出版協会	636, 659
『日本人の読み書き能力』〈昭和24.4〉	943
『日本人の読み書き能力』〈昭和26.4〉	365, 945
日本人の読み書き能力調査〈昭和23.8〉	39, 360, 942, 945
日本新聞協会	659, 956, 960
『日本俗語文典』〈明治34〉	103
日本速記協会	636
『日本における教育改革の進展』〈昭和25.8〉	36, 386, 944
日本のローマ字社〈明治42.7〜〉	20, 210
日本文芸家協会	659
『日本文体文字新論』〈明治19.3〉	99, 238, 922
『日本文典』〈明治9〉	94, 112
『Nippon bunten uhi-manabi』	97
日本ローマ字会〈大正10.1〜〉	21, 167, 211, 234, 236, 928, 929, 933, 934, 935, 937, 938

根本正	108, 924
-----	----------

芳賀矢一	127, 128, 149, 173
橋田邦彦	24, 254
橋本進吉	264, 271
「発音式仮名遣の非」〈昭和6.10〉	204
「発音の「ゆれ」について」(部会報告)〈昭和40.12〉	50, 437, 478, 480, 952
「発音符号」〈昭和19.3〉	26, 263, 937
服部宇之吉	173, 174, 185
「話しことばに対する報告書」(報告)〈昭和27.3〉	441
「話しことばの改善について」(建議)〈昭和31.7〉	29, 47, 437, 442, 949
『はなしことばのきそく』〈明治34〉	103
話しことば部会(第1期国語審議会)	47, 436, 440, 944
話しことば部会(第4期国語審議会)	49, 470, 949
「話しことば部会報告」〈昭和27.3〉	47, 436, 946
羽生隆	247
林薫	210
林泰輔	131, 185
原敬	176, 179, 238, 924

『ビー、エッチ、チャンブレン氏日本小文典批評』〈明治21〉	87
樋口一葉	101
「ビデオテープシリーズ」	80, 726, 730, 748, 956
「表外漢字字体表」(答申)〈平成12.12〉	72, 687, 695, 960, 962
表記部会(第2期国語審議会)〈昭和27.6〉	51, 453, 946
「標準漢字表」(答申)〈昭和17.6〉	23, 25, 241, 244, 247, 248, 284, 294, 936
「標準漢字表」(修正)〈昭和17.12〉	294
標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会〈昭和20.11〉	29, 285, 937
「標準漢字表ニ関スル閣議申合」〈昭和17.12〉	25, 257, 937
「標準語のために」(報告)〈昭和29.3〉	49, 437, 467, 468, 947
標準語部会(第2期国語審議会)〈昭和27.6〉	49, 51, 437, 467, 946
標準式(修正ヘボン式)ローマ字	21, 211, 927

「標準用語集」(資源局)	248
標準ローマ字会(昭和13.2)	21, 212
平井昌夫	4, 252
平岩愼保	97
平生夙三郎	238

ふ

福沢諭吉	98, 238, 920
福羽美静	86
藤岡勝二	112, 134, 142, 213
藤岡好古	143, 149
藤村作	244
「再び文部省の仮名遣改定案に抗議す」(昭和6.8)	204
二葉亭四迷	102, 922
普通学務局(文部省)	17, 175, 178, 179, 180, 928
普通学務局第三課(文部省)	15, 17, 172, 173, 929
ブラウン(S.R.ブラウン)	96
文化審議会	717, 960
文化審議会国語分科会	717, 961
「文化を大切にする社会の構築について」(諮問)(平成13.4)	78, 960
「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を 目指して」(中間まとめ)(平成14.1)	78, 718, 961
「文体ノ改善ニ関スル件」(諮問)(昭和10.3)	23, 241, 933
「分別書き方案」(明治39.3)	27, 271, 926
「文法上許容スヘキ事項」(諮問)(明治38.12)	121, 926

へ

「兵器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規程」(陸軍省副官依命通牒)(昭和15.2)	258, 935
「兵器用語集(其ノ一)」(昭和15.5)	259, 935
『平家物語につきての研究』(明治44.12)	12, 121, 134, 928
米國教育使節団(第1次)	345, 346, 350, 938
米國教育使節団(第2次)	347, 352
ヘボン(J.C.ヘボン)	20, 97, 208
ヘボン式ローマ字	20, 97, 207, 354, 360, 922, 931, 937, 943
編輯局(文部省)	84, 921, 922, 923

編輯寮(文部省)	3, 83, 920
編書課(文部省)	83, 241, 920, 921

ほ

法律公用文部会(第2期国語審議会)	40, 392, 946
「法令における当用漢字の音訓使用及び送り仮名の付け方について」(内閣 法制局通知)(昭和48.10)	544, 954
「法令の用語用字の改善について」(建議)(昭和25.11)	42, 391, 944
「法令用語改正要領」(内閣通知)(昭和29.11)	42, 391, 392, 948
「法令用語改正例」(昭和29.3)	42, 392, 947, 948
「法令用語改善について」(建議)(昭和29.3)	29, 42, 392, 947
『法令用語の改正』(文部省国語シリーズ25)(昭和30)	329, 380
ホール(R.K.ホール)	346, 351, 361
保科孝一	92, 112, 130, 142, 158, 168, 173, 174, 177, 180, 184, 185, 188, 213, 237, 244, 925, 927, 928, 932, 936
『牡丹燈籠』(明治17)	101
「北海道旧土人教育規定」(明治34)	91
「北海道旧土人保護法」(明治32)	91
穂積重遠	240, 933
本間久雄	201

ま

『まいにち ひらがな しんぶんし』(明治6.2)	95, 920
前島密	10, 95, 111, 115, 207, 920, 921, 924, 925
前田捨松	247
前波仲尾	103
牧野伸頭	147, 150, 157
松井簡治	158, 173, 185
松尾捨治郎	253
マッカーサー(D.マッカーサー)	330, 345, 351, 352
松下大三郎	103
松平正直	148, 149
松田源治	23, 241
マレー(D.マレー)	83

み

三上参次114
 三土忠造158, 163
 南弘17, 176, 179, 240, 285, 932, 938
 三宅雄二郎 (雪嶺)99, 111, 149, 239, 923
 民間情報教育局 (CIE)39, 346, 360, 363
 民事行政審議会 (法務省)67, 606

も

「文字と言語との関係」〈明治33.7〉239
 『文字之教』〈明治6.11〉98, 920
 物集高見101, 922
 本居清造134
 本山彦一190
 元良勇次郎129
 森有礼83, 238, 920, 922
 森岡角藏244
 森山鋭一244
 森林太郎 (鷗外)14, 101, 149, 180, 930
 諸橋轍次173, 185
 問題点整理委員会 (第11期国語審議会)61, 577, 580
 『文部省 公用文の書式と文例』〈昭和34.1〉491
 「文部省訓令第六号」〈大正7〉176
 文部省式ローマ字210
 「文部省設置法」〈昭和24・5〉369, 943
 「文部省の仮名遣改定案について」〈大正14.3〉200
 「文部省の仮名遣改定案を論ず」〈大正14.2〉198
 文部省用語改良打合せ 〈昭和21.4〉41, 377, 938

や

「薬品標準用語」(内閣告示)〈昭和6.1〉256, 261, 932
 矢田部良吉97, 208, 238, 921
 薬田欽次郎244, 246
 矢野文雄 (龍溪)99, 149, 238, 922
 矢野道也247

山口察常185
 山下芳太郎96, 204, 929
 山田孝雄180, 198, 204
 山田美妙102
 山内豊信96
 山本有三36, 329, 338, 343, 351, 353, 934, 935, 937, 938

ゆ

湯沢幸吉郎262
 湯本武比古111

よ

『幼学読本』〈明治20〉88
 「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」〈明治7.3〉207, 921
 与謝野晶子203
 与謝野寛204
 吉沢義則264
 吉田澄夫244
 『読方入門』〈明治17.3〉85, 270, 921

り

陸軍省25, 248, 257, 931, 934, 935
 「略字表」〈大正12.5〉17, 181, 930
 『琉球語文典及び語彙』〈明治28〉91
 『柳橋新誌』〈明治7〉100
 臨時仮名遣調査委員会 (官制)8, 14, 141, 149, 195, 927
 臨時教育会議 〈大正6〉165
 臨時国語調査会 (官制)8, 15, 96, 178, 179, 929, 930, 932, 933
 臨時ローマ字調査会 (官制)8, 15, 207, 212, 932, 933
 『臨時ローマ字調査会の真相』〈昭和11.8〉227

れ

連合国軍最高司令部 (GHQ)330, 345, 937, 938

ろ

『ローマ字音図』〈明治9.6〉85, 921

羅馬字会式ローマ字	208
羅馬字会〈明治18.1〜〉	20, 922
羅馬字書方調査委員会〈明治33〉	20, 210
「羅馬字書方調査報告」〈明治33.11〉	210, 218, 924
ローマ字教育協議会〈昭和21.6〉	37, 353, 358, 939
ローマ字教育実験調査研究会〈昭和26.6〉	46, 434, 945
ローマ字教育対策懇談会〈昭和21.6〉	37, 353, 939
「ローマ字教育について」(部会報告)〈昭和29.3〉	427, 947
「ローマ字教育の指針」〈昭和21.10〉	37, 353, 939
ローマ字教育部会〈昭和27.4〉(第1期国語審議会)	38, 356, 416, 425, 946
ローマ字教科書(文部省著作)	37, 354, 943
『ローマ字国字論』(大正3.10)	167, 928
羅馬字新誌社〈明治19.5〜〉	209, 922
『Rōmazi Shinbun』	211
『Rōmazi Sekai』	211
ローマ字調査委員会準備会〈昭和22.12〉	38, 358, 940, 942
ローマ字調査会〈昭和23.10〉	38, 357, 942, 943
ローマ字調査審議会〈昭和24.7〉	38, 357, 359, 412, 943, 944
「ローマ字調査審議会令」〈昭和24.7〉	40, 370, 412, 943
ローマ字調査分科審議会〈昭和25.4〉	44, 414, 944, 949
「ローマ字つづり方調査委員会設置の建議」(建議)〈昭和2.2〉	21, 213, 931
「ローマ字つづり方の単一化について」(建議)〈昭和28.3〉	29, 45, 417, 947
「ローマ字綴表」〈昭和11.1〉	22, 224, 933
ローマ字同志社	226
「ローマ字のつづり方」(内閣告示・訓令)〈昭和29.12〉	45, 421
ローマ字のつづり方部会(第1期国語審議会)〈昭和25.5〉	45, 416, 944
『Rōmaji』(ローマ字ひろめ会機関誌)	21, 211
ローマ字ひろめ会〈明治38.12〉	20, 167, 210, 233, 926, 927, 933, 934
「ローマ字文の書き方」〈昭和22〉	354, 422
「ローマ字文の分かち書きのしかた」(部会報告)〈昭和27.3〉	45, 422, 946
「羅馬字用法意見」〈明治18.8〉	97, 209, 922
「ローマ字ヲ国字トスル請願」〈昭和12.3〉	228, 933
「羅馬字を主張する者に告ぐ」〈明治17.7〉	207, 922
「以羅馬字写国語並盛正則漢学論」〈明治12.10〉	207

『和英語林集成』	20, 97, 208
分かち書き部会(第1期国語審議会)〈昭和25.5〉	45, 416, 944
若槻礼次郎	213
渡部重之介	114, 126, 127
渡辺修二郎	87

国語施策百年史

平成17年 3月31日発行

著作権所有 文化庁
印刷 株式会社 きょうせい
